

参議院議員・嘉田由紀子

国会報告（その2） 二〇二〇年通常国会

共同養育・共同親権が、いよいよ具体的議論へ

国政でも高まる 命を守る流域治水への関心

はじめに

二〇二〇年六月十七日に通常国会がおわかりました。昨年七月に国会に送っていたいただき、ほぼまる一年がたちました。有権者の皆さまにお約束させていただいた「命をつなぐ政治」にこだわり、主に四点の活動に注力をしてきました。

ひとつは、毎年二一万人もの未成年の子どもたちが、親の離婚に直面し、貧困や精神的課題をかかえている現実を改善するための民法改正問題です。世界の先進国では、親が離婚しても、父子、母子のつながりを継続する「共同養育・共同親権」が標準ですが、日本では明治時代以来の「単独親権」を今だに継承しています。この改善をめざして、昨年以來、法務委員会ですら十六回の質問を重ねてきました。徐々に流れはかわりつつあると思います。

二点目は、「流域治水」政策です。温暖化の影響もあり日本では近年水害が増えています。幸い滋賀県では、私が知事に就任してからまる八年かけて「いかなる水害でも命を失わないために」と「流域治水を推進する条例」を二〇一四年につくりました。国でもこの仕組みをひろげたいと、「東日本大震災復興特別委員会」等で質疑をかさね、国も流域治水政策の導

入にうごきつつあります。

三点目は、原子力・エネルギー問題です。「エネルギー調査会」の場で、万一若狭湾岸で原発事故が起き、琵琶湖水が汚染された場合の水供給問題や、避難体制の強化、再生可能エネルギーの拡大方策などを提案してきました。

四点目は、コロナ感染症問題です。世界各国の政策を比較しながら「ポストコロナ時代の政治」提案も行いました。皆さんの不安を少しでも和らげられるよう、経済的補償とともに検査・医療体制の強化にも力をそそいでいけたらと働かせていただきます。

皆様のお声をどうぞ、嘉田由紀子事務所まで遠慮なくお届けください。

二〇二〇年（令和二年）七月琵琶湖畔にて

参議院議員 嘉田由紀子

はじめに..... 2

グラビア1 チームしが東京研修 (Eco-DRR) 8

グラビア2 共同親権実現に向けて、国会内外で精力的に活動..... 9

グラビア3 参議院東日本大震災復興特別委員会視察 (岩手県・宮城県・福島県) 10

【委員会質疑】 1 参議院法務委員会

①二〇二〇年三月十八日 法務委員会..... 11
 日本の子ども四人に一人が親の離婚に直面―子どもの貧困問題―養育費不払い―単
 一親権と子どもの貧困の構造的つながり―共同親権と少子化対策―フランス・シラ
 ク三原則―出生率改善―子ども家族省(庁) 提案

②二〇二〇年三月二十四日 法務委員会..... 24
 滋賀県議会夫婦別氏制度推進意見書―武蔵野市タイ母親子とも殺人事件―日本弁護
 士連合会二〇〇九年～二〇一九年の政策変化―フランス大使との面会―二〇一八年
 五月一五日フランス大使館でのハーグ条約講演―EU 議会での日本政府への行動計
 画提案―フランス上院による、日本の子どもの連れ去り反対決議―オーストラリア
 大使館からの要望

③二〇二〇年四月二日 法務委員会..... 38
 湖東記念病院冤罪事件―西山美香さん無罪判決―国会による検察監視―ハーグ条約
 による救済件数―日本人による実子誘拐―海外からの日本批判

④二〇二〇年四月七日 法務委員会..... 47
 面会交流の必要性・重要性―父親は単なるATM・現金自動支払い機?―女性は産
 む機械・装置?―明治民法下の、女の腹は借り物―法の下の男女平等―ビジネス
 上の人権保護

⑤二〇二〇年四月十六日 法務委員会..... 54
 新型コロナウイルス問題―養育費支払い問題―日本経済新聞―父母の離婚後の子の養育に関
 する海外調査―二四ヶ国調査―養育費義務化―面会交流義務化―二二ヶ国が共同養
 育・共同親権

⑥二〇一九年五月二十六日 法務委員会..... 66
 黒川元東京高検検事長問題―法務省民事局による父母の離婚後の子の養育に関する
 海外法制調査結果―明石市によるADRなど共同養育計画作成支援の仕組み―協議
 離婚の要件として未成年の子供がいる場合における共同養育計画の義務化―養育費
 や面会交流の取決めを含む共同養育計画作成の義務化

⑦二〇二〇年五月二十八日 法務委員会..... 77
 共同養育計画の作成に向けたADRの活用に関する法務省の取組状況―離婚後の子
 供の養育について父母の意見が対立する場合の諸外国の対応―離婚後に子を監護す
 る親が転居する場合の制限

⑧二〇二〇年六月二日 法務委員会..... 85
 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の一部を改正する法
 律案―交通心理学の知見を活かした予防的効果―危険運転をする際の心理的な男女
 の違い

表紙写真

④	③	②	①
⑤			

① 参議院東日本大震災復興特別委員会視察 (岩手県 高田松原津波復興祈念公園)
 ② 2020年2月29日 親子ネット講演会「みんなで支える共同養育～別居・
 離婚家庭に対する自治体による支援の可能性～」(東京都豊島区)
 ③ 2020年1月20日 和装議連集合写真 (国会開会式)
 ④ 2020年2月26日 参議院資源エネルギーに関する調査会 (環境エネルギー
 政策研究所の飯田哲也参考人に質問)
 ⑤ 2020年1月20日 和装議連集合写真 (国会開会式)

- ⑨二〇二〇年六月四日 法務委員会……………93
 片親親権制度を変更に向けての法務大臣の覚悟と見解―離婚後の面会交流と養育費
 支払い実現に向けた法務省パンフレットの活用状況―養育費支払いと面会交流に関
 する取決めの義務化―支援付き（監視付き）面会交流―都道府県、指定都市におけ
 る面会交流センター設置の必要性―夫と妻の在り方に関する教育プログラム受講の
 法律による義務付け

【質問主意書】二〇二〇年六月一〇日（提出番号143）……………110

【委員会質疑】2 参議院東日本大震災復興特別委員会

- ①二〇二〇年三月十九日 東日本大震災復興特別委員会……………115
 環境汚染とリスクコミュニケーション―放射性物質の拡散・被曝経路―二〇一九年
 台風十九号による大型土のう袋流出問題―公共用水域の放射能蓄積モニタリング
 ②二〇二〇年四月十五日 東日本大震災復興特別委員会……………121
 福島県内水面漁業への放射能汚染の影響―放射能蓄積と食物連鎖―放射能汚染の林
 産物への影響―出荷制限の状況―リスクコミュニケーションと政府への信頼
 ③二〇二〇年六月三日 東日本大震災復興特別委員会……………129
 復興防災庁の必要性―二〇一八年西日本豪雨での愛媛県肱川上流部野村ダム放流に
 よる死亡事故―ダムの事前放流と治水容量―喜撰山ダム（関西電力）洪水調整利用
 可能容量―西日本豪雨での倉敷市真備地区浸水被害と流域治水政策

【委員会質疑】3 参議院資源エネルギーに関する調査会

- ①二〇二〇年二月十二日 資源エネルギーに関する調査会……………143
 SDGs―地球規模での脱炭素化―サウジアラビア皇太子の考えている未来のアラ
 ビア―脱炭素化に向けた日本外交のスタンス―安倍政権のエネルギー政策とリスク
 ②二〇二〇年二月十九日 資源エネルギーに関する調査会……………148
 二〇一四年福井地裁による大飯原発の運転差止め判決―原子力発電所の耐震強度―
 滋賀県による大気汚染シミュレーション―水質汚濁シミュレーション―生態系影響
 へのシミュレーション―原子力災害時における琵琶湖水利用地域の飲料水の確保策
 ③二〇二〇年二月二十六日 資源エネルギーに関する調査会……………158
 滋賀県のエネルギー基本計画―地産地消型エネルギー―再生可能エネルギーの供給
 と土地利用計画―環境保全との対応―太陽光・風力の土地利用計画との適合問題―
 地域での経済的なインセンティブを入れ込む仕組みと人材育成
 ④二〇二〇年五月二十日 資源エネルギーに関する調査会……………163
 六ヶ所村再処理施設事業変更許可状況―使用済核燃料貯蔵実態―原発に依存しない
 滋賀県エネルギービジョン―地球温暖化の琵琶湖への影響と地域循環共生圏―地域
 におけるグリーンニューデール―疾病（感染症）と人間、環境保全の必要性
 ⑤二〇二〇年五月二十七日 資源エネルギーに関する調査会……………177
 確率論的リスクアセスメント―滋賀県による放射性物質拡散予測シミュレーショ
 ン―避難計画の交通上の実効性―ヨウ素剤の配布―重大事故時の指揮系統と混乱防
 止策―避難体制の構築―原子力災害時の飲料水の確保―備蓄水不足時のサプライ
 チェーン

グラビア 2

共同親権実現に向けて、国会内外で精力的に活動
法務省調査対象24カ国中22カ国で共同養育・共同親権を導入



2020年2月29日 親子ネット講演会
「みんなで支える共同養育～別居・離婚家庭に対する自治体による支援の可能性～」(東京都豊島区)



2020年4月16日 参議院法務委員会にて、森まさこ法務大臣に対して、法務省民事局の報告書「父母の離婚後の子の養育に関する海外法制について」(令和2年4月)について質問



グラビア 1 チームしが東京研修 (Eco-DRR)

2020年1月30日実施



写真1 チームしが所属県議団と
(嘉田由紀子議員会館事務所)

当日の勉強会資料 (環境省作成資料)



写真2 Eco-DRR に関する勉強会の様子



当日の配付資料
(環境省作成パンフレット)

グラビア 3

参議院東日本大震災復興特別委員会視察（岩手県・宮城県・福島県）
—東日本大震災の被災地における復旧・復興状況等の実情を調査—

2020年2月20日・21日 実施



2020年2月20日
有限会社三陸とれたて市場（岩手県大船渡市）



2020年2月21日
そうまIHIグリーンエネルギーセンター
（福島県相馬市）



2020年2月21日 株式会社GRAにて
ミガキイチゴ栽培視察（宮城県山元町）



2020年2月20日
高田松原津波復興祈念公園 海を望む場
（岩手県陸前高田市）

【委員会質疑】 1 参議院法務委員会

① 《二〇二〇年三月十八日》

法務委員会—日本の子ども四人に一人が親の離婚に直面—子どもの貧困問題—養育費
不払い—単一親権と子どもの貧困の構造的つながり—共同親権と少子化対策—フラン
ス・シラク三原則—出生率改善—子ども家族省（庁）提案

○嘉田由紀子君 碧水会の嘉田由紀子でございます。

新型コロナウイルス、そしてそれによる健康への不安、それ以上に経済、社会生活の不安というところで、私も市民、県民の皆さんからいろいろな声をいただいております。また、法務大臣の不規則発言についても大変様々な声をいただいておりますが、既に多くの議員の皆さんが質問しておられますので、私は、今まさに子供たちが置かれている状況、昨年来からの継続的なテーマに絞らせてお話し、質問させていただきます。

昨年の臨時国会以降、七回にわたりました。現民法の単独親権制度の問題と共同養育、共同親権導入の必要性、可能性について質問をしてみました。第一回の二〇一九年十一月十二日には、森大臣が、一般論としては、父母の離婚後も父母の双方が適切な形で子の養育に関わることは、子供の利益の観点からも非常

に重要であると言及くださいました。

この通常国会では、昨年の森法務大臣などとのやり取りを踏まえまして、国内的な課題と国際的な課題、両面から質問をさせていただきます。

まず、国内問題ですが、子供の貧困、大変大きな社会問題です。二〇一三年には、子どもの貧困対策の推進に関する法律が成立し、子供の貧困対策に関する大綱を定め、一人親家庭や多子家庭の支援が提示されました。また、昨年、二〇一九年十一月には、二〇一三年以降の社会情勢の変化を踏まえて、新たな子供の貧困対策に関する大綱が提示されております。

ただ、いずれの大綱でも、一人親家庭の貧困と養育費の支払についての言及はありますが、そもそもなぜ子供の貧困が増えているのか、なぜ一人親家庭が増えているのか、そして、なぜ養育費の支払が滞っているのかなど、深く法的な社会構造と関わらせた言及がありません。政府として、これら三つの課題、子供の貧困の増大、一人親家庭の増大、そして養育費の支払の停滞、法的な構造、特に民法での単独親権の問題と関連しているという認識を持っておられるかどうか、法務大臣と、また子供の貧困対策担当の内閣府の見解を伺いたいと思います。

また、もしそのように認識しているとしたら、なぜ民法との関係を子供貧困大綱などの文書に記述していないのか、併せてお伺いいたします。

○国務大臣（森まさこ君） 委員の御指摘は、離婚後も父母が子供を共同して養育することを確保するような法制度を導入すれば、父母双方が子供と定期的に交流することを通じて、養育費の支払義務者も養育費を

円滑に支払うこととなり、これによって子供の貧困を減らすことができるという観点からのものではないかと受け止めております。

一般的にも、面会交流の実施と養育費の支払との間には、一方が実施されれば他方も実施されるという事実上の相関関係があるとの指摘があることは認識をしております。

現在、法務省の担当者も参加して、父母の離婚後の子の養育の在り方について検討している家族法研究会では、御指摘のような観点も含めた検討がされているものと承知をしています。

引き続き、子供の貧困対策を所管している内閣府や一人親家庭の支援を行っている厚生労働省とも適切に連携しながら検討を進めてまいりたいと思います。

また、後段の御質問でございますが、子供の貧困の直接的な原因となり得るのは養育費の不払の問題であることから、子供の貧困対策大綱には、重点施策として養育費の確保の推進を掲げるところであります。養育費の不払については、私の判断で、養育費の支払を確保するための公的支援の在り方を検討する私的勉強会を大臣の下に立ち上げたところでございます。

また、御指摘の民法上の制度との関係については、家族法研究会において父母の離婚後の子の養育の在り方という観点から検討がされております。

養育費の不払問題の解消は、子供の未来を守るためにも重要であると考えており、引き続きしっかりと取り組んでまいります。

○政府参考人（藤原朋子君） 内閣府の立場から御説明申し上げたいと思います。

まず、客観的な状況といたしまして、委員御指摘の子供の貧困、それから一人親世帯の状況、養育費の支払の状況、こういったことにつきまして直近のデータで申し上げますと、まず、国民生活基礎調査に基づきます子供の貧困率で見ますと、平成二十四年に一六・三%であったものが平成二十七年には一三・九%に改善と。

それから、全国ひとり親世帯等調査に基づきます一人親世帯数で見ますと、平成二十三年から二十八年にかけて、母子世帯の数で見ますと、百二十三・八万世帯から百二十三・二万世帯へ、父子世帯で見ますと、二十二・三万世帯から十八・七万世帯へ、多少減少している状況でございます。

また、一人親世帯で養育費を受け取っていない子供の割合でございますけれども、平成二十三年から二十八年にかけて、母子世帯では七七・五%から六九・八%、父子世帯では九二・九%から九〇・二%と、若干の改善というような状況となっておりますけれども、依然として子供たちをめぐる状況は厳しい状況にあるというふうに認識をしております。

また、子供の貧困の実態は非常に見えにくく、捉えづらいと言われてございます。困窮の状況も様々でありますので、昨年十一月に閣議決定をいたしました新しい子供の貧困対策大綱におきまして、貧困の実態を多面的に把握するという観点から、一人親の正規雇用割合ですとか養育費に関する指標など、三十九の指標に拡充をいたしまして、施策の検証、評価を行いながら総合的に対策を進めていくということとしてございます。

委員御指摘の民法の問題につきましては、先ほど法務大臣から御紹介いただきましたような研究会がスタートしていると私どもも承知をしておりますので、私ども内閣府は子供の貧困対策大綱のフォローアップを行うという立場でもございますので、こういった検討状況につきましてもよく注視をさせていただければ

というふうに思っております。

以上でございます。

○嘉田由紀子君 森大臣、また藤原審議官、ありがとうございます。

御丁寧な答弁いただきましたけれども、こういう中で、ちょっとおさらいですけれども、グラフを四つ、資料を出させていただきました。

特に日本の戦後の家族史を振り返るときに、離婚の増大、それに伴う子供の人数、それを図1に示しておりますけれども、これ、昨年十一月十四日にも私、示させていただきました。そこに少しプラスをさせていただきますましたけれども、一九五〇年、昭和二十五年から二〇一七年までの離婚の数、そして未成年の子供の数です。一九五〇年代は子供が大体年間二百七十から二百八十万生まれておりました。そのときに親が離婚をした未成年の子供の数は約八万人、つまり生まれた子供の約三%でした。それが、直近のデータになりますと、これ最新の、昨年ですけど、八十六万人しか生まれておりません。そして、離婚によって親が別れて、一人、片親になるという子供さんが二十一万人、四人に一人という割合です。

この直接比較、年度、コホートの問題もありますから、少し誤解があるかもしれませんが、イメージとしては、子供が、あるいは親が離婚している子供さんというのはもう例外ではない、ごく一般的に、四人に一人くらいおられるという、それだけに大変大きな問題だということを、私、この図で改めて示させていたきたいと思います。

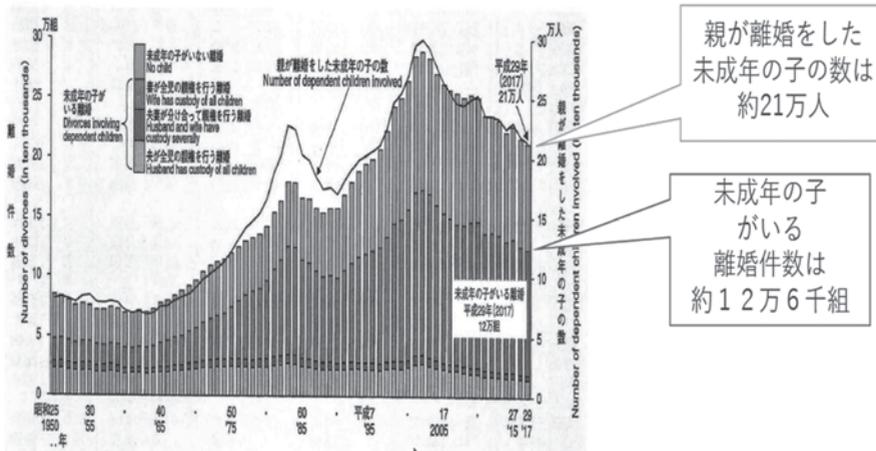
そして、法的に子供を言わば片親から引き離す、それが民法八百十九条となっているわけでございます。

図 1

離婚件数と離婚後の未成年の子どもの数の伸び

未成年の子がいる離婚件数は約12万6千組で、未成年の子の数は約21万人

図23 離婚を行う者別にみた離婚件数及び親が離婚をした未成年の子の数の年次推移—昭和25～平成29年—
Figure23 Trends in divorces by person having custody of children and number of dependent children involved, 1950-2017



注：1)未成年の子とは、2歳未満の子をいう。
2)離婚とは、未成年の子に対して定する身分上、親属上
離婚件数は増加傾向

1年間で約86万人の子どもしか生まれえない中で約21万人の子どもが片親に！
昭和20年代初頭は280万人出生(かつては8/280が 今は21/86の割合)

出典 厚生労働省政策統括官(統計・情報政策、政策評価担当)「平成29年 人口動態統計」に基づき、嘉田事務所にて作成
令和2年3月16日 参議院法務委員会 豊水会 嘉田由紀子

生物学的な父子、母子の關係は変わらない、あるいは人情としての父子、母子のつながりは変わらないのに引き裂かれてしまう、これが法律によってだということ、ここは、法務の役割、大変重要だと思っております。もちろん、DVなどで暴力的な親から逃げ出すための手段として片親親権を守るといふ声も大変根強くございますけれども、DVについては、DV防止法など実効性を高めることが必須だと思っております。

図2には子供の相対的貧困率、そして図3にはその単年度の家族の形態による貧困率、そして図4には国際的に見た子供の貧困率を出させていただいておりますけれども、こういう中で、まさに日本国として喫緊の課題だということを御理解いただけたらと思っております。

あわせて、今、日本の国家として、少子高齢化問題、安倍総理も言われますように、国難でもあります。令和元年度少子化社会対策白書でも子供の貧困問題は触れられておりますが、この一人親家庭そのものを減らす政策については言及されておられません。

なぜ日本が少子化になってしまったのか。もちろん、大変多様な要因がございます。その一つに、日本の家族の在り方、子育てをめぐる窮屈さ、困難さがあるのではないのかと私は現場でも分析してまいりました。家族はこうあるべしということ、先ほど高良委員が質問なさいましたように、婚姻時の夫婦の別姓も選択できない、子育ては女性が専ら担うべしと思われ、逆に、男性の子育て参加も進みにくい。実は、子供を連れ去られて悲しいお父さんたち、本当に子育て大好きなのにやれないという、そんなところの障害もございいます。

家族や子育てをめぐる多様性の不足や選択肢の少なさがこの少子化問題に関連しているのではないのかと私は認識しておりますが、法務大臣と少子化担当の内閣府にお伺いしたいと思います。

○政府参考人（藤原朋子君） お答え申し上げます。

極的に加わってまいります。
 のと承知をしております、法務省としてもその議論に積極的に加わってまいります。
 家族法研究会では、家族の在り方が多様化しているという社会情勢等を踏まえた検討がされているものと承知をしております、法務省としてもその議論に積極的に加わってまいります。
 また、政府としても、誰もが多様性を認め合い、個性を生かす社会の実現を目指していることは、先日
 の総理所信でも述べられたとおりでございます。

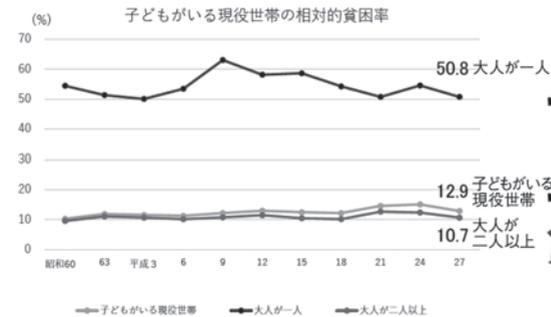
○国務大臣（森まさこ君） 我が国において、両親の離婚を経験する子供や未婚の父母の子供の割合が大幅に増えているなど、家族の在り方が多様化していることは認識しております。
 また、政府としても、誰もが多様性を認め合い、個性を生かす社会の実現を目指していることは、先日
 の総理所信でも述べられたとおりでございます。

また、父母が離婚をした場合や未婚のまま出産した場合であっても、その親子関係の在り方、すなわち父母と子供の関わり方は様々であり、父母の双方が協力して子育てをすることが可能であり、実践されている場合もあると承知しております。

家族法研究会では、家族の在り方が多様化しているという社会情勢等を踏まえた検討がされているものと承知をしております、法務省としてもその議論に積極的に加わってまいります。

図2

子どもの相対的貧困率 一人親世帯が突出



一人親世帯は1980年以降一貫して貧困率が高い!

出典 厚生労働省「平成28年 国民生活基礎調査」に基づき、嘉田事務所にて作成
 令和2年3月18日 参議院法務委員会 碧水会 嘉田由紀子

2

図4

子どもの相対的貧困率 日本は世界の中で23番目

北欧三国やオランダ、デンマーク、スイス、ドイツ、フランス、英国などと比べて高い

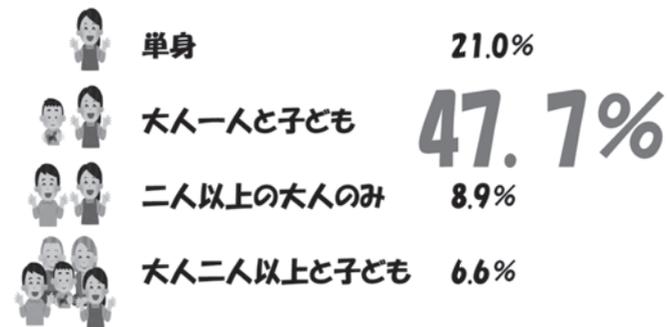


出典 OECD“Family Database”(2020年2月28日現在)に基づき、嘉田事務所にて作成
 令和2年3月18日 参議院法務委員会 碧水会 嘉田由紀子

図3

子どもの貧困

世帯別の貧困率



⇒片親の貧困に陥る割合は非常に高い

出典 総務省統計局「平成26年全国消費実態調査所得分布等に関する結果」に基づき、嘉田事務所にて作成
 令和2年3月18日 参議院法務委員会 碧水会 嘉田由紀子

3

委員御指摘のとおり、家族の在り方、多様化しているというふうに認識をしております。一人親家庭の問題もありますし、核家族化の進展に伴う問題、あるいは共働き家庭の増加、様々、家族の在り方は多様化しているものというふうに認識をしております。

こうした多様化の中で、子育てをめぐる環境が大きく変化をしていく中で、一人親家庭も含めまして、子育て家庭における様々な多様なニーズに対応しつつ、切れ目のない支援に取り組んでいくことが重要だと考えておりまして、そういった点から少子化対策全体を進めてまいりたいというふうに考えております。

○嘉田由紀子君 ありがとうございます。

今ほど法務大臣言及なさっておられましたけれども、一人親家庭、特に未婚の一人親家庭をめぐる大展開がこの通常国会で起きております。具体的には、今回の税制改正で、寡婦控除の対象を、未婚か既婚かの区別なく、男女の区別なく、つまり未婚の一人親家庭にも広げたことです。

実は、私も知事時代に、この未婚の一人親家庭の方たちが寡婦控除を得られないということで、随分市などと議論もし、そして特別な制度もつくってまいりました。それを今回、国として、これまで法律婚を重視してきた日本の家族制度からの大転換、私はコペルニクス的大転換と歓迎をするところではありますが、このような画期的な制度転換を、法務大臣、どう評価なさっているでしょうか。また、少子化対策の母体である厚労省さんはどう評価しておられるでしょうか。

○国務大臣（森まさこ君） 御指摘のとおり、現在、婚姻歴の有無や親の性別にかかわらず、生計を一にする

子を有する单身者について、同一の一人親控除を適用することなどを内容とする所得税法等の一部を改正する法律案が国会において審議中でございます。女性の国会議員の先生方を中心に、また男性の国会議員の先生方にも賛成をいただいたいて、そんな大きなうねりが起こったというふうに伺っております。

この税法については法務省の所管外でございますが、今回の見直しは、全ての一人親家庭の子供に対して公平な税制を実現する観点からされているものと承知をしております。

○政府参考人（依田泰君） お答え申し上げます。

未婚の一人親に対する税制につきましては、厚生労働省といたしましても、平成三十一年度税制改正要望から二か年にわたり税務当局に要望してきたところでございます。

今般の税制改正は、全ての一人親家庭の子供に対しまして公平な税制を実現する観点から、未婚の一人親家庭についても、死別、離別の場合と同様の条件で控除を適用するものでありまして、子供の貧困対策の面でも意義があるものと考えております。

○嘉田由紀子君 ありがとうございます。

子供は親を選べません。生まれた子供にとっては、それこそ親が法律婚であろうが事実婚であろうが、あるいは親が離婚しようが、子供は経済的、精神的、社会的にきちんとケアされる、そういう権利を持っておりまして、また、大人の世界はそれを支える義務があると思っております。

こういう中で、諸外国の事例を見ますと、私は、様々な世界の家族を見てきた中で、やはりフランスはこ

の子供中心の政策、うまく進めてきていると思っております。特に、一九八〇年代から九〇年代、出生率が下がってしまいました、一・三〇とか。そういうときに、シラク三原則、シラク元大統領が政策パッケージを実行しました。

三点あります。一つ目は、それぞれの個人の都合でいつでも子供を持っていいですよ、結婚していろいろがしてしまいが、そして学生であろうが、経済的支援は確実に国が支える、二点目は、無料の保育所を完備し、そして教育費も国家支援としております、そして三点目は、育児休暇などからどうしても、やはり女性、出産、半年、一年、仕事から離れなければいけない、離れた後、差別をしない、元の仕事にきちんと戻れる、これがシラク三原則でございます。

結果、ワンセットの政策パッケージを進めまして、一九九〇年代、一・六、先ほど一・三まで下がったと申し上げましたけど、それを十年余りで二・〇まで上昇させました。ここは、実は政策パッケージが大事なんです。経済的支援、そしてサービスの支援、これは今、少子化対策あるいは子供の貧困対策で日本も随分進めていただいておりますけれども、法制度も含めた政策パッケージが必要でございます。

そういう中で、私自身は、滋賀県で知事時代に子育て三方よしという政策を進めて、人口当たり出生率全国二位まで回復をしましたけれども、そして、その母体は子ども・青少年局という、縦割りではなく横割りの組織をつくりましたが、政策パッケージをきちんと国として進めていただきたい、そのためには、やはり法務の部分をもう少しキャパシティを増やして、私は、子供家族庁のような、そういう組織が何としても必要だとも思っております。今日はもうこれ以上この家族庁のこと申し上げませんが。

そして、ここ十年ほどの動きを見ますと、実は、現場の弁護士さんの活動のところでも、ここ十年、なかなか進みません。あるいは、議連も進みません。あつ、時間ですね。では、この弁護士さんの活動なり議連の活動は次回に残させていただきますけれども、最後に一つ、新型コロナの問題で、京都コンGRES開催に向けて、森法務大臣も、平和と公正を全ての人々に……

○委員長（竹谷とし子君） お時間が過ぎております。

○嘉田由紀子君 ピース・アンド・ジャスティス・フォー・エブリワンと言っていたいておりますけど、この京都コンGRESへの開催に向けた状況、どうなっているでしょうか。最後、短くて結構です、お願いいたします。

○政府参考人（山内由光君） 京都コンGRESにつきましては、これ、国連が開催する、主催する国際会議でございます、我が国はこれをホストする立場でございます、開催の可否などにつきましての最終判断は、これ国連においてなされるものとなります。現在はその検討が進められているものと承知しております。

②《二〇二〇年三月二十四日》

法務委員会―滋賀県議会夫婦別氏制度推進意見書―武蔵野市タイ母親子ども殺人事件
―日本弁護士連合会二〇〇九年～二〇一九年の政策変化―フランス大使との面会―
二〇一八年五月一五日フランス大使館でのハーグ条約講演―EU議会での日本政府への
行動計画提案―フランス上院による、日本の子どもの連れ去り反対決議―オースト
リア大使館からの要望

○嘉田由紀子君 ありがとうございます。碧水会の嘉田由紀子でございます。

先ほど、高良議員が夫婦別氏制度のことを、これまさに明治以来の民法を背負っている今の日本の問題だ
と思います。

最新のニュースですけど、昨日、三月二十三日、滋賀県議会では、夫婦別氏制度、進めてほしいという意
見書が賛成多数で採決されました。そのこと、四十七都道府県の中で六件目と聞いております。また、市町
の議会では五十六件ということで、だんだんに、まさに地方からもこの夫婦別氏制度、選択させてほしいと
いう切実な願いがあるということをまずお知らせさせていただきます。

それから二点目の、まさにこの民法で家制度が大変大きな影響をいまだに引きずっている。先ほどの山添
議員のお話を伺っていると、刑法でも、まさに家父長制の家制度で、性行為に同意を求めないというよう
なことが刑法にまだ残っていると。これも現代社会においてあり得ないことではないかと思っております、

明治以降の明治民法あるいは家父長制度がいかに私たちの家族生活あるいは日常生活に深く入り込んでいる
かということをお聞き知らされております。

それから、大変悲しいニュースが今朝方ございました。東京の武蔵野市で十代の兄妹がお母さんから殺さ
れるという、中学校一年生の長男十三歳、長女小学校四年生。お母さんはタイの方で国際結婚だったという
ことで、これも離婚協議の中で子供を自分の手元に置けない、まあ次の詳しいニュースをもっと調べないと
いけないのですけれども、どうもタイの方に帰れと言われて、子供は家の子だから旦那さんの方で取るのだ
というところで、かなり追い詰められたと思います。

大変痛ましい、あつてはならないことだと思いますけれども、このお母さんの思いを少し敷衍しますと、
この法務委員会でも言わせていただきました金子みすゞ、詩人でしたけれども、昭和五年に、夫の方に子供
を取られて、それで親権が取れないということで服毒自殺をいたしました。金子みすゞさんのことを思い起
こして、本当にこうやって家族の問題というのはまだまだ根が深いんだということを感じております。

先ほど、今日も朝から小野田議員が養育費のことを極めて分かりやすく書いていただいて、本当に養育費
を確保するのは大変なのだなということ、フローチャートで示していただきました。

私も相変わらずですが、この子供の親権問題について質問させていただきます。

毎回申し上げているのですが、二十一人万人を超える子供たちが、父か母かどちらかということで片親口
スになってしまう、離婚後。こういう中で、まずは、今日は、日本の家事事件で大きな役割を占めておりま
す日本弁護士連合会のここ十年の変化を少し勉強させていただきました。

例えば、二〇〇九年に日本弁護士連合会六十周年記念誌には、「両親の離婚が子供の精神面や心理面への影

響が大きく、子供の権利が脅かされる場面が多いとして、人権問題として提起されております。そして、離婚後の親権については、共同親権の実現に向けた取組ということで、単独親権のみを定める民法が実情に照らしてもはや相当とは言い難く、日弁連では、二〇〇六年以降、三回にわたってシンポジウムを開催するなど、共同親権を実現するための法改正に向けて継続して調査研究を進めているという記述が二〇〇九年の日弁連の六十周年の記念誌にございます。

その後、十年たつて二〇一九年の七十周年誌を見ますと、実はこの共同養育や共同親権、一言も触れられておりません。もちろん、民法七百六十六条、これ二〇一一年に改正されますけれども、養育費と面会交流については触れられておりますが、この共同養育、共同親権については一言も触れられておりません。

一方で、ハーグ条約については、これ二〇一四年から発効しておりますけれども、そこについてはかなり詳しく記述がございまして、二〇一八年五月に日弁連メンバーがフランスを訪れてシンポジウムをやったり、それから調査研究をしたというような記述がございまして。その中に、例えばフランスは大陸法系の国として日本と類似の制度を持つという記述があるんですが、これは、家族法の専門家として、あらと思うんですが、日本とフランス、そういう意味では、家族法は類似とは言い難い大変大きな違いがあるとは思っています。

そういう中で、法務実務を担っている、離婚問題に直面する父母や子供たちの頼みの綱が弁護士さんたちでございます。日弁連の議論の方向を見ますと、この共同養育、共同親権というのは大きく後退をしているように見えます。一方、今、家族法制の見直しを進めている法務省の方向性がございまして、少しずれがあるのではないのかと見えるわけでございます。

もちろん日弁連さんは独立した民間機関ですから法務大臣が意見を言うようなお立場ではないかもしれませんが、やはり社会的な合意形成ということで見ていくと、御自身も弁護士であり、法曹界御出身の法務大臣の御意見を伺えたら幸いです。

○国務大臣（森まさこ君） 離婚後共同親権制度の導入の是非をめぐっては、法曹界、日弁連の中にも様々な意見がございまして、また、法律専門家だけでなく、実際に離婚を経験された方を始めとして、社会の中にも多様な意見があると承知しております。

家族法研究会は、法律の専門家や法律家、法学の研究者を中心に構成をされておりますが、多くの方が納得することができる議論となるように、先日も私から法務省の担当者に対して、実際に離婚を経験した父母の方々や心理学等の研究者から十分に意見を聞くようにと、そして検討を進めるように指示を出しました。多様な意見がある中で合意形成でございますので、意見の調和を図ることは容易な作業ではございませんけれども、様々な意見にしっかり耳を傾けて、家族法研究会において、この問題も含め、充実した議論がされることを期待しております。

○嘉田由紀子君 ありがとうございます。前向きに研究そして合意形成に向けて動いていただいていると理解をしております。

そういう中で、日本国内で横行しております子供の連れ去り問題、まあ実子誘拐と言われておりますけれども、海外からかなり様々な意見がございまして。日本政府、ハーグ条約に対しても動きが鈍いのではないのかというような懸念も表明されておりますけれども、昨年の秋、日仏議連でフランスのピック駐日大使にお

会いをしました。ピック大使は、日本の単独親権がハーグ条約で問題になっている子供の連れ去りを許していると、また、国連の児童の人権条約にも違反していると言っておられました。

ちょうどこの三月三日に、森法務大臣、フランスのピック駐日大使と会われたということでございます。フランス大使館のツイッターでは、日仏間の司法協力と、子供の権利条約で計画されているように、離婚した場合に子供は両方の親に面会できるといふ原則の実現を再確認するために森法務大臣に会ったと記載がございます。

このとき、片親親権問題などについて具体的にどのような議論がなされたのでしょうか。公表できる範囲で結構ですけど、お願いいたします。

○国務大臣（森まさこ君） 本月の三日に、法務省にローラン・ピック駐日フランス大使がおいでくださいまして、様々な意見交換をいたしました。京都コンGRESを始めとして、本当にもう様々な、数え切れないぐらい、今ちよつと思ひ出してみてもですね、多くの話をした中で、その一つとして共同親権制度についても意見交換を行ったものでございますが、個別のやり取りの詳細については、相手方との関係もありまして、この場でお答えすることは差し控えたいと思います。

○嘉田由紀子君 ありがとうございます。

ピック大使御自身の方はこの離婚後の親権問題を議論したと言っているんですが、それはそのとおりだという御答弁はいただけますか。いかがですか。

○国務大臣（森まさこ君） はい、今ほど御答弁したとおりでございますが、共同親権制度についても意見交換を行いました。

○嘉田由紀子君 確認させていただきました。

同じくフランスですが、一昨年、二〇一八年の五月十五日に、在フランス日本大使館と日弁連が共催で、ハーグ条約についてのセミナーをフランスに在住する日本人の母親に対してパリで開催しております。

日弁連と共催で当該セミナーを開催することに至った経緯はどのようなものか、どちらから働きかけたのか、またそのセミナーの狙いは何か、またこのセミナーは狙いを達したと判断できるかどうか、外務省さんをお願いいたします。

○政府参考人（山中修君） お答え申し上げます。

外務省では、ハーグ条約の原則や手続、これに基づき、子供の連れ去り問題に関して受けられる援助などについてより多くの方々の正しい理解を促進し、子供の連れ去りを未然に防止することを目的といたしまして、幅広い広報活動を実施しております。こういった広報活動を含め、ハーグ条約の知見を有する弁護士等の関係者の方々とは日頃から連携をしております。

御指摘の二〇一八年五月にパリにおいて外務省及び日本弁護士連合会が共催したセミナーも、このような目的の下、広報活動の一環として実施したものでございます。

○嘉田由紀子君 ありがとうございます。

今、質問の中に、このセミナーの狙いはお話しくださいましたけど、狙いは達したと判断できるでしょうか。いかがでしょうか。

○政府参考人（山中修君） お答え申し上げます。

先ほど申し上げたようなその目的の下でこのセミナーを広報活動の一環として実施したものでございまして、主催者の我々としては、こうした目的が達成されたものと期待しております。

○嘉田由紀子君 目的が達成されたという御評価をしかとここで確認をさせていただきました。

さあ、このセミナーの中の話を直接私、テープでしっかり聞かせていただきました。特に、日弁連から派遣されたハーグ条約担当の弁護士さんが三十分講演をしておられます。日本人の母親約七十人が参加していたようですけれども、そのテープの音声記録と文字起こし記録を入手して見てみますと、逆に、ハーグ条約は連れ去りを未然に防ぐ、そして面会交流を進めるようにと、言わば両親がフレンドリーに共同養育に入れるようにというのを狙いとしているわけですが、実はこのテープ起こしをもう一字一句、三度ほど読ませていただきましたけれども、ここでは逆に、ハーグ条約の適用を受けずに希望どおりに日本に子供の連れ去りをするにはどうしたらいいのかというようなことが行間にはじんでおりまして、私自身は大変驚きました。

こういうことが、在外公館で、しかも元の居住国へ返還することを義務付けているのに、その義務を逃れるための様々なノウハウを伝授しているように思えてなりません。中には、夫のDVの証拠を警察から取って、そして自分の医療診断書を取り、DVシエルターに逃げ込んだ記録も取って日本に持ち帰るように、子供と一緒にということの指南もしております。

これはある意味で、日本国内でも連れ去り指南をなざる弁護士さんもいるということも伺っておりますけれども、そういうやり方と大変似通っているのではないのかということで、外務省さんがこの内容を評価すると、あるいは広報活動として成果が上がったとお考えになるとしたら、外務省さん、それでよろしいんでしょうかと再度の御質問でございます。

○政府参考人（山中修君） お答え申し上げます。

ハーグ条約は、国境を越えた不法な子の連れ去り等が発生した場合には、原則として子を元の居住国へ返還することを義務付けております。同時に、同条約は、一定の要件の下、限定的に子を返還する義務を負わないことも定めております。

御指摘いただきましたセミナーにおきましては、このような点を含め、外務省及び日本弁護士連合会からハーグ条約の原則や手続等について説明を行ったものであります。そのときの議事録は持ち合わせておりませんけれども、今御指摘いただきました講師の弁護士の方の見解として、我が国の裁判所において考慮されることがある例外的な返還拒否事由を説明したものと承知しております。その上で、講師の弁護士の方は、累次、我が国の裁判所は簡単には返還拒否事由を認めていないとして、子供を連れ戻した安易な帰国は避けるべ

きとの趣旨の説明をしたと理解しております。

これらを踏まえまして、この講師の方の御説明は御指摘のような指南をしたものではないというふうに理解をしております。

外務省といたしましては、ハーグ条約についての正しい理解を促進し、子の連れ去りを未然に防止することを目的といたしまして、今後もしっかりと広報活動に努めていく考えでございます。

○嘉田由紀子君 ありがとうございます。

そもそも、離婚の後も父と母はフレンドリーに、争わずにできるだけ子供の最善の利益をとということが共同養育、共同親権の背景にある哲学であり、理念でございますので、ハーグ条約のバックもそれがあって、二〇一一年から二〇一四年、本当に三年も四年も議論いただいたと伺っておりますけれども、その中央当局として、外務省さんが今後とも子供の真の利益のために国際的な活動の中心を担っていただけたら幸いです。

できましたら、今回は、このハーグ条約によってどういうふうに救われた子供がいるのかというようなこともお教えいただけたら幸いです。

類似のことで、実は欧州議会でも、今年の二月十九日に請願委員会、コミッティー・オン・ペティションでは、ドイツ、イタリア、フランスの請願者によって日本人による実子誘拐が議題となり、委員からは日本に対して具体的な行動を求める意見が出ております。

具体的措置としましては、請願者からは、日本対EU戦略的パートナーシップ協定、これ四十三条ございまして、次回は、このハーグ条約によってどういうふうに救われた子供がいるのかというようなこともお教えいただけたら幸いです。

○政府参考人（河津邦彦君） お答え申し上げます。

今御指摘いただきました二月十九日の欧州議会請願委員会において御指摘の議論がございました。請願者が、SPA、HEU戦略的パートナーシップ協定の停止とか、日本人への査証免除取消しに言及したというふうに承知をしております。

これを受けまして、請願委員会におきましては、同日、日本でのEU市民の子供の連れ去り等に関する本会議決議案を作成する等の方針を了承し、その件が三月九日から十二日までの本会議で審議予定であったというふうに承知をしておりますけれども、これまでのところ、欧州議会本会議において本件は取り上げられていないと、このように承知をしております。

○嘉田由紀子君 お詳しく対応いただき、ありがとうございます。

欧州議会も、実はこのコロナの問題で日程が短縮されてということを私も伺っております。

また、同じ日の請願委員会では採択提案されておりますけれども、今後、それこそ欧州議会議員や請願者の国に対して、外務省さんとしてはどのような対応をしていかれるおつもりでしょうか。

○政府参考人（河津邦彦君） お答え申し上げます。

我が国といたしましたは、EUの関係者に対しまして、我が国の関連する法令でございますとかあるいは制度、こういったことについて説明をしてきているところでございます。これを継続していく、このような形で適切に対応をしてまいりたいと、このように考えております。

○嘉田由紀子君 ありがとうございます。

実は、フランス上院でも決議案がなされたということで、二〇二〇年の、今年の二月五日です、日本における子の連れ去り問題に関する決議案が採択され、そして次のような意見がフランス上院ではございました。日本は、特に、民主主義、法の支配、人権、基本的自由を促進することを目的とする日本対EU戦略的パートナーシップ協定を尊重していない。先ほど申し上げましたその四十三条の文です。それから、ヨーロッパの大使たちは、何度も何度も日本政府当局、安倍総理、そして法務大臣に要請したが、結果が出ていない。このような決議がフランス上院でなされていることは、海外から我が国の家族法制に大きな問題があると思われる。われている表れではないかと思えます。

また、同じく今年の一月二十一日、オーストラリア大使が法務省を訪問して、離婚後の子の養育の在り方に関して議論をしたと伺っております。私がオーストラリア大使館から伺ったところ、オーストラリア大使館では、裁判所の命令に基づく面会は最大でも一月に一回が多い上、執行力を持たず、ほとんどの場合、面会が実現していない。このような場合、オーストラリア人の親は、幾ら子供に接触したくても全くできないか、あるいは接触の機会が非常に限られるのが現状だと認識しております。

そのような中で、先ほどのフランスの上院、あるいはEU、オーストラリア大使館からいろいろ国際的に見られている中で、今、家族法研究会、進めております。どのようなスケジュールで検討していただけるでしょうか。森法務大臣にお願いいたします。

○国務大臣（森まさこ君） 委員御指摘のように、我が国の家族制度については、海外にも様々な御意見があると承知しております。様々な主張の中に、例えば、子を取り返すための法的手続がないなどといった誤解に基づく御主張等もございますので、それについては、我が国の法制度について正確な理解を得られるように、引き続き、適切な周知、説明等を行ってまいりたいと思えます。

また、御質問の家族法研究会でございますけれども、海外の御意見、そして我が国の中でも様々な御意見がありますので、これらの意見を参考にしながら検討をされているものと承知しております。こちらの主催は公益社団法人商事法務研究会でございますが、その家族法研究会に法務省としても担当者を派遣しております。

現在、多岐にわたる論点の整理が行われており、今後のスケジュールは未定というふうに伺っておりますが、私としては、毎回申し上げますけれども、父母が離婚した場合の子供の養育の問題は子供の権利に関する問題でございますので子供の視点からしっかりと議論する、そして、早期に充実した取りまとめができるように、法務省の担当者に積極的に議論に加わるように指示をしているところでございます。

○嘉田由紀子君 ありがとうございます。子供は本当にすぐに成長します。一日も早くお願いをしたいと思

います。

時間がかなり迫っておりますけれども、最後に家庭裁判所について最高裁判所にお伺いしたいんですが、オーストラリア大使館から、日本の主権に配慮しながらも、家庭裁判所について四点要望がございます。

面会時間の下限を拡大する、裁判所が接触について執行権を持てるようにする、裁判所に子供の状態をチェックできる権限を与える、裁判所に手紙やスカイプなど親子間での接触を推進するよう促すということでございます。ここについて、最高裁判所さんの御意見をお伺いいたします。

○委員長（竹谷とし子君） 手嶋家庭局長、答弁御簡潔にお願いいたします。

○最高裁判所長官代理者（手嶋あさみ君） お答え申し上げます。

今、四点御要望について御指摘いただきましたけれども、一点目、二点目の点につきましては制度の在り方に関わる事項のように理解しております、この点につきましては最高裁判所としてはお答えをする立場にはございませんが、最高裁判所としても家族法研究会における議論の推移を注視してまいりたいというふうに考えております。

また、要望の三点目で子供の状況等の把握という点についての御指摘があつたかと思いますが、面会交流事件において子供の状況等を把握することが重要であることは御指摘のとおりでございます、面会交流事件における現在の家庭裁判所の一般的な運用としても、家庭裁判所調査官が、心理学、教育学等の行動科学の専門的知見及び技法を用いて事実の調査を行うなどの方法を活用いたしまして、子供の状況や意思、意向、

心情を把握するよう努めているものと承知しております。

また、次のスカイプ等の利用による交流についての御指摘でございますが、面会交流事件におきましては事案に応じて適切な交流方法が検討されております、父母が遠隔地に居住している場合など、手紙やスカイプ等のインターネットテレビ電話を活用した交流が有効であるような事案につきましては、そのような交流を取り決める事案もあるものと承知しております。

今後、より一層、子の利益にかなう面会交流の取決めが実現されるよう、各家庭裁判所における取組を引き続き支援してまいりたいと考えております。

現在、多岐にわたる論点の整理が行われており、今後のスケジュールは未定というふうに伺っておりますが、私としては、毎回申し上げておりますけれど、父母が離婚した場合の子供の養育の問題は子供の権利に関する問題でございますので子供の視点からしっかり議論する、そして、早期に充実した取りまとめができるように、法務省の担当者に積極的に議論に加わるように指示をしているところでございます。

○委員長（竹谷とし子君） 嘉田由紀子君、時間が過ぎております。

○嘉田由紀子君 ありがとうございます。

時間が過ぎております。どうも皆さん、ありがとうございました。

③《二〇二〇年四月二日》

法務委員会―湖東記念病院冤罪事件―西山美香さん無罪判決―国会による検察監視―
ハーグ条約による救済件数―日本人による実子誘拐―海外からの日本批判

○嘉田由紀子君 碧水会の嘉田由紀子でございます。

まず第一問目は、先ほど山添議員が取り上げていただきました滋賀県の湖東記念病院の元看護助手、西山美香さんの大津地裁の無罪判決でございます。

一昨日、本当に、地元の、また私自身は当時からずっと知事を務めておりましたので、この湖東事件の行方については大変注視をしておりました。何よりも、法と証拠に基づいた裁きと、本来あるべきところから外れていたのではないのか、そこを今、専門の立場から山添議員が指摘してくださいましたけれども、本来、事件性がなかった、そこを、証拠を十分に地元の警察が検察に示さなかった、この証拠開示の問題、大変大きいと思います。

それから二点目は、西山美香さんがある意味で供述弱者であったというところに対して、形式的な自白、そこを証拠の原点に据えたということ、これも大問題だと思えます。

一昨日の大津地裁、無罪判決のときの大西直樹裁判長の説諭、言わば言渡しの後のお話は法廷内の感動を呼ぶ大変素晴らしいものだったということに関係者から伺っております。特に、大西裁判長は、時間を巻き戻すことはできないが、未来を変えることはできると、今後の方向性を示しております。具体的には、刑事

司法制度の改善に結び付くように、自白の信用性や任意性を否定し、問われるべきは捜査手続の在り方であるということ、この検証を提案しております。

また、弁護団長の井戸謙一さん、実は弁護団始め地元の応援団の方たちがずっと西山さんを支えてこられました。その弁護団長の井戸謙一弁護士も、県警や検察はこれを教訓として、組織として問題点を改めて検討してほしいと要望されておられます。

十五年以上も無実の罪を着せられた西山さんの人生、今、四十歳です。本当に青春を奪われてしまった、その想像するに過酷な余りある人生に涙を禁じ得ませんが、西山さんのこの悲しみに報いるためにも、検察の言わば再調査、必要ではないかと考えております。

そこで法務大臣にお聞きしますが、過去の冤罪を調査、検証し、将来の誤判、誤った判断を防ぐための検証部門を法務省内につくり、定期的に国会に報告するような仕組みが必要ではないでしょうか。先ほど、山添議員も検証の、内実をとということを強く求めておられました。無理だということも今伺っておりますけれども、あくまでも三権分立の中であっても国民を代表する国会に対して報告をする、そういう取組、今必要ではないでしょうか。法務大臣にお伺いいたします。

○国務大臣（森まさこ君） 大津地裁が三月三十一日にお尋ねの事件について無罪判決を言い渡したことに ついて、検察当局においては、有罪判決を受け服役された方に対し再審公判において無罪とする判決が言い渡される事態に至ったことを厳粛に受け止めていることを承知しております。

その上でお尋ねに答弁いたしますと、個別具体的事件について、裁判所以外の機関が誤った判決に至った

原因の究明等をする仕組みについては、憲法上認められた裁判官の職権行使の独立性の観点から問題がないかどうか慎重な検討が必要であります。

また、個別具体的事件における検察当局の捜査・公判活動上の問題点の検証を検察当局以外の機関が行うことも、検察権の行使が裁判官の職権行使の独立性に密接に関連することから同様の問題がございます。

さらに、個々の事件における捜査、公判上の問題点を検討したり、誤った判決に至った原因を究明したりする過程においては、当然のことながら、当該事件の関係者のプライバシーや具体的な捜査活動の内容、手法等に触れることとなるため、一般に、そのような検討の内容等を公表し、対外的に明らかにすることは相当でないと考えております。したがって、御指摘のような調査、検証の仕組みを設けることについては慎重な考慮を要すると考えます。

いずれにしても、あくまで一般論として申し上げますが、検察当局においては、無罪判決があつた場合等には当該事件における捜査・公判活動の問題点について検討をするほか、捜査、公判に関し、必要に応じ検察庁内で勉強会を開催したり、各種の会議において報告したりするなどして、検察官の間で問題意識を共有し、反省すべき点については反省し、今後の捜査、公判の教訓としているものと承知しております。

○嘉田由紀子君 御丁寧ありがとうございます。

組織としては、公式にはできないけれども、勉強会やあるいは経過をフォローするということはお答えいただきました。

しかし、私たち国民としては、いつこうやって無実の罪に着せられるかもしれない。国民を代表する国会

に対して、この西山さんの湖東記念病院事件だけではなくて、様々な冤罪、誤判があるわけでございます。そういうところに対して、国会として、まさに法務の本来の役割としてチェックをできるような、あるいは報告を受けるような、そういう仕組みについては、今後もまた皆さんと相談をして求めていきたいと思っております。

時間もありませんので、次に、二点目の、いつも申し上げております子供の人權、特に離婚後の人權について。

まず、日本が実子誘拐をしているということ、ハーグ条約に反しているのではないのかと指摘をされております。前回、三月二十四日も問題提起しましたが、EUの二十六か国、フランス、オーストラリアなどからの要望ですけれども、この日本の実子誘拐と日本の司法の実態、繰り返し海外で報道され、対日感情が悪化していると聞いております。

この具体的な日本人による実子誘拐、どう報道されているのでしょうか。そしてまた、その報道に対してどのような対応を行っているのでしょうか。外務省さんにお伺いいたします。

○政府参考人（大鷹正人君） お答え申し上げます。

海外メディアにおきましては、日本人による子の連れ去り事案に関しまして、日本の司法制度に批判的な内容を含むものを含めまして様々な報道が見られると承知しております。

これら報道につきましては、政府として注意深くモニタリングを行うとともに、メディアに対する説明などを通じまして日本の制度等の正しい理解促進に努めているところでございます。引き続き、正確な対外発

信にしっかりと取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○嘉田由紀子君 ありがとうございます。

引き続き正確な対外発信ということですが、事実、既に大変厳しい指摘がなされているということ、これをハーグ条約の中央当局として真剣に受け止めていただきたいと思えます。

このような国際社会の評価、法務大臣としてはどう認識なさっておられますか。

○国務大臣（森まさこ君） 法務省においては、法の支配や基本的人権の尊重といった基本的価値を国際社会に確立させるための司法外交を推進しております。その際、我が国の司法制度について正しい理解が醸成されるよう努めていくことは重要な課題であります。

我が国の家族法制の在り方については国内外に様々な意見があるものと承知しておりますが、海外の報道の中には、我が国の司法制度についての不十分な理解を前提としているものもあると承知しております。

我が国の司法制度に対する正しい理解を得るために、外務省と連携しながら、積極的な国際発信や各国の司法関係閣僚との対話などを積極的に行ってまいりたいと思えます。

○嘉田由紀子君 ありがとうございます。

国際的に、我が国の制度に対する外からの不十分な理解ということでございますけれども、先ほど来の高良議員の夫婦別氏、選択さえできない、これは世界中で、先進国で日本だけでございます。日本が、特に女

性の社会参画、世界で百四十位、百五十位という状況の中で、日本は日本のやり方があるんだというところが通用するかどうか。もうお答えは求めませんが、そこは、外務省さん、法務省さん共に深く受け止めていただきたいと思えます。

水の中にいる魚には水が見えません。今、世界がどうなっているのか、コロナウイルスの問題もそうですけれども、世界が全てつながっている中で、日本だけは、日本の事情があるんだ、明治民法の家制度をそのまま維持するんだというようなことは通用しないということを改めて指摘をさせていただきます。

さあ、そういう中で、ハーグ条約ですけれども、このハーグ条約の柱は、元々、国際的に連れ去ってしまった、あるいは連れ去られた、その連れ去られた後、連れ去った後、元の国に戻すという、元の居住地に戻すという約束と、もう一つは、子供と面会交流あるいは交流できる権利、この二つが柱でございます。その基には、夫と妻が離婚をしても、子供にとっては父親、母親と交流できる、そしてそちらからより手厚い養護が受けられるという、そういう元々の基本理念でございます。

その中で、このハーグ条約、批准するのに、二〇一一年から二〇一四年にかけて、民主党政権から自民党政権にかけてございました。衆議院、参議院で大変丁寧な議論がなされております。今、私もそれを見返させていただきまして、このハーグ条約で救われた子供がどれくらいおられるのか、具体的に、全体のケース数、あるいは親が子に具体的に交流できたケース数などをお教えいただけたら幸いです。

○政府参考人（山中修君） お答え申し上げます。

二〇一四年四月に我が国についてハーグ条約が発効して以降、本年三月までの六年間に、外国への子の返

子ども中心の 面会交流

こころの発達臨床・裁判実務・法学研究・
面会支援の領域から考える

梶村太市 長谷川京子 編著

第4 非監護親へのメッセージ

筆者は、どういう事情か、圧倒的に監護親側の代理人になることが多いが、非監護親の代理人になることもある。非監護親である依頼者にいつも言っていることがある。それは、親子の交流は一生継続するものであることである。子どもが小さいときは無邪気がかわいい。会いたいというのは当然だし、自然の情であろう。しかし、この時期に会えないからと言って、親子関係が一生損なわれたりするものではない。むしろ、子どもが成長し、大人になってから、それ以降の方が、時間的にも親子の関わりは長いし、重要なのではないか。自分の思春期（小学校高学年から中学にかけて）のことを良く思い出してほしい。そんなに親と一緒に定期的にお出かけなんかしたのであろうか。

思うように面会できないとしても、別居している子どもが経済的に困らないように今以上に精力的に働いて養育費を送金してあげるような「カッコいいお父さん」であれば、大人になってからでも、必ず頼られる存在となるはず。そんな一生ものの親子関係を目指そう。

残念ながら、すんなり受け入れる非監護親はそういないけれど、いずれ分かってくれると信じている。

出典 齊藤秀樹「原則実施論の問題点」『子ども中心の面会交流 ―こころの発達臨床・裁判実務・法学研究・面会支援の領域から考える』
日本加除出版株式会社（平成27年）表紙、p165-166
令和2年4月2日 参議院法務委員会 碧水会 嘉田由紀子

還にしましては、援助申請が百三十件ございまして、援助対象と認められた百十二件のうち四十一件について子の返還が実現し、三十六件について子の不返還が確定しております。

また、日本への子の返還にしましては、援助申請が百七件ございまして、援助対象と認められた九十五件のうち四十二件について子の返還が実現し、二十六件について子の不返還が確定しております。

面会交流につきましては、同期間に、日本にいる子との面会にしましては、援助申請が百十一件ございまして、援助対象と認められた九十四件について援助を行いました。また、外国にいる子との面会にしましては、援助申請が三十二件ございまして、援助対象と認められた三十一件について援助を行っております。これらの中には、両当事者による話し合いや裁判手続を経て非同居親と子との直接面会が実現した事案やビデオ通話による面会、ウエブ見守り面会交流が実現した事案などがございます。

○嘉田由紀子君 ありがとうございます。

日本全体で、毎年それこそ二十一万件もの離婚があり、そして国際結婚も四万件というような形の中で、今の百十一件、そのうち四十五件が返還され、そして三十五件がという、その件数の数を見ると少ないと思われるかもしれませんが、今まで法の壁があり、そして国際的な壁がある中で、これだけの方が救われたというのは、私はハーグ条約、大変、批准をして、そして実行していただいていることを有り難いと思います。既に時間が来てしまいましたので、申し訳ありません、国内的な問題で、養育費の問題、また家庭裁判所での面会交流の問題などはまた次回にさせていただきます。

どうもありがとうございます。

養育費の取り立て確保に関する要望

2020年1月

シングルマザーサポート団体全国協議会（全国23団体）

代表 赤石千衣子

- 1、 養育費の（債務名義のある）取り決めの促進と支援を行うこと
調停、公正証書等の作成の支援
無料法律相談ほか
- 2、 養育費の取り決め後の取り立て確保を行うこと
民事執行法に基づく支払い義務者の情報の取得支援と方法の周知
養育費差押えの支援
- 3、 養育費の立替払い制度を導入すること
（養育費立替払い制度導入は児童扶養手当制度との連携はしないこと）
- 4、 共同親権制度など親権の在り方とはリンクさせないこと
- 5、 DV・虐待等の被害者が安全に養育費を受け取れること

以上要望いたします。

出典 「ひとり親家庭をサポートする全国ネットワーク」
（NPO 法人 しんぐるまざあず・ふぉーらむ）HP より
令和2年4月2日 参議院法務委員会 碧水会 嘉田由紀子

④ 《二〇二〇年四月七日》

法務委員会―面会交流の必要性・重要性―父親は単なるATM・現金自動支払い機？
―女性は産む機械・装置？―明治民法下の「女の腹は借り物」―法の下での男女平等―
ビジネス上の人権保護

○嘉田由紀子君 碧水会の嘉田由紀子でございます。

本日のテーマであります外弁法関連の質問に入ります前に、前回、時間切れで二問の質問をできませんでした。待機していただいた皆様にはおわび申し上げます。

まず最初に、前回のやり残しでございますけれども、子供の養育費の問題についてずっと継続的に話題提供させていただいております。離婚後の子供の言わば幸せづくりのためにといいところで、一貫して質問させていただきます。

この法務委員会でも、小野田議員が養育費支払の重要性を強調しておられました。同時に、小野田議員は、会わなくても死にはしない、言っておられました。法務大臣も積極的に養育費に対応なさっておられます。

もちろん望ましいことですが、今年の一月二十七日に、しんぐるまざあず・ふぉーらむ理事長の赤石千衣子さんやNPO法人フーレンス代表理事の駒崎弘樹さんたちが養育費の取立て確保に関する要望書を森法務大臣に提出しております。資料一としてお配りいたしました。この要望書には、養育費の立替払い制度の導入の要望項目に追加して、共同親権問題など親権の在り方とはリンクさせないことという項目があ

ります。このことについて、森法務大臣、どう受け止めておられるでしょうか。

子供の最善の利益を考える上で、金銭的側面のみならず、精神的、社会的側面は重要であります。養育費と面会交流は車の両輪と考えますが、なぜ一方の養育費にのみ、法務大臣、積極的に対応なさるのでしょうか。認識をお願いいたします。

○国務大臣（森まさこ君） 離婚後の共同親権制度を含む父母の離婚後の養育の在り方については様々な御意見があるところでございますが、委員が今おっしゃった離婚後の子供の幸せづくりというところについては私も同意するところでございます。やはり何事も、やはり子供の幸せ、子供の利益を第一に考えて進めるべきであるというふうに考えております。

その中で、養育費の支払の問題も面会交流の問題も、どちらもとても大切な問題だというふうに思っておりますが、両者がリンクするかしらないかということについては様々な御意見があるというふうに承知しております。私としては、養育費の支払確保の方策と離婚後の共同親権制度の導入の可否の問題は必ずしもリンクするものではないと認識しておりますけれども、先ほどの面会交流の問題も含め、いずれも子の利益に関わる重要な課題であるというふうに考えております。

実際にも、離婚後共同親権制度の導入の可否については、その重要性に鑑み、家族法研究会の担当者に対し、実際に離婚を経験した当事者や心理学等の研究者の声も聞きながら検討を進め、その際には、離婚後の共同親権制度の導入に積極的な立場、慎重な立場の双方から意見を聞くことが必要であるというふうに指示をしているところでございます。今後も家族法研究会における議論の推移を注視してまいります。

○嘉田由紀子君 ありがとうございます。

家族法研究会での双方の立場からの意見ということでございますので、そこは現状を見ながら、また未来に向けてということで議論していただきたいと思えます。

以下は私の感想でございますけれども、一人親家庭の孤立、あるいは一人親家庭の貧困というのが大変問題でございます。そこについて、赤石千衣子さんたちしんぐるまざあず・ふぉーらむは、かなり熱心に研究もし、また実践活動しておられます。ロビーイングもなさっておられます。もちろん、そういう方たちが様々な懸念を持っているのは理解をするところですが、そもそも片親親権であることが孤立やあるいは貧困につながっているのではないかと、私、常々これまでも申し上げておりますので、その辺りのところをきちりと法的な、構造的な問題を今後詰めていただきたいと思えます。是非、研究会の方でもその法的、構造的な連携について議論していただきたいと思えます。

さて、その面会交流の必要性ですけれども、「子ども中心の面会交流」という著書があります。ここでは、弁護士、法学者、家裁の元判事など、十数名の専門家の方が面会交流の基本的考え方、運用状況について議論をしておられます。全体としては面会交流には後ろ向きとも読める書物ですが、その中に「かっこいいお父さん」という記述があります。

具体的に引用させていただきますと、親子の交流は一生継続するものである、子供が小さいときに会えないからといって、親子関係が一生損なわれたりするものではない、思うに、面会できないとしても、別居している子供が経済的に困らないように今以上に精力的に働いて養育費を送信してあげるようなかっこいいお

父さんであれば、成人になってからも必ず頼られる存在となると、S弁護士が記述をしておられます。

この中身については資料二として添付しておられます。ここでは、非監護親、多くの場合は父親ですけれども、養育費さえ払えば面会交流はそれほど必要ないとおっしゃっているように聞こえます。

私の知り合いの具体的な例ですけれども、十年前に子供をある日突然元妻に連れ去られ、DVを冤罪としてつくり上げられ、子供に会えない中で、あなたはATM、つまりお金だけ払う存在と言われ続け、それでも毎月何万円も払い続けてきているという例があります。いまだに子供には面会でできておりません。父親は単なるATM、現金自動支払機なのか。

そこで、最高裁判所さんにお聞きします。

家庭裁判所調査官の中には児童心理学の専門家もいらっしゃいますが、非監護親による面会交流の必要性について、理念上、また実務上、どのような認識をなさっておられるでしょうか。お願いいたします。

○最高裁判所長官代理者（手嶋あさみ君） お答え申し上げます。

実務上、個々の事案につきましては、それぞれの事案における個別具体的な事情を踏まえた個々の裁判体の判断となるところでございます。その上であくまで一般論となるところでございますが、面会交流の適切な実施等を通じて父母の双方が適切な形で子の養育に関わることは子供の利益という観点から重要であると考えられるところでございます。

○嘉田由紀子君 ありがとうございます。

父母の双方が適切に関わることが子供の利益になるという御判断でございます。

法務大臣はこの問題についてどうお考えになりますか。

○国務大臣（森まさこ君） 私いつも申し上げているとおり、父母が離婚した後であっても、父母のいずれが親であることは、子供にとっていずれもが親であることは変わりないわけでございます。したがって、一般論としては、父母の離婚後も適切な形で面会交流が実施されることは、子の利益にかなうのであれば、子の利益の観点から非常に重要であると認識しております。

個々の事例は様々なものであるというふうに承知をしておりますが、先ほど申し上げた家族法研究会では、父母の離婚後の子の教育の在り方として面会交流を促進する方策も、またこれも検討されていると承知をしております。私からは、担当者に対し、家族法研究会に積極的に議論に関与するようというふうに指示をしているところでございます。

子供の養育の在り方のところを教育というふうに言ってしまうと、申し訳ございません、訂正いたします。父母の離婚後の子の養育の在り方であります。

子供の利益に関する問題であることを踏まえて、早期に充実した取りまとめができるように、法務省としてもしっかりと検討を進めてまいります。

○嘉田由紀子君 これは理念というか、家族とは何か、人間とは何かという問題に関わるんですけども、子供の連れ去りに関わって多くの父親たちがかなり人間性を無視され、今のようにならば、あなたはATMと、現

金自動支払機と言われるようなことが、ある意味で法曹界の方たちが教唆をするような形で動いているという実態も見ております。

ここで、あなたはATMというので逆に思い出すんですが、二〇〇七年だったと思いますが、第一次安倍内閣のときに当時の柳澤伯夫厚労大臣が少子化問題を論じる中で、女性は子供を産む機械、装置という発言をなさいました。まあ御本人もそこは反省をなさり、訂正なさり、そして安倍総理の嚴重注意で退任まではいきませんでしたけれども、このような、まさに女は子供を産む機械、装置と、明治民法以来の女の腹は借り物という思想でございますけれども、女性は子供を産む機械、まさに手段とされる、男性は経済、お金、現金自動支払機、こういう思想そのものが今大きく問われている。

まさに法の下での男女平等というところでは、男性も女性も子育てに関わりながら家族を育てるという法の下での男女平等を考えると、共同で離婚の後も子育てに関わるというのが今の時代の新しい流れであると私自身は考えております。

これは答弁を求めませんが、そういう中で、男は単なる経済的働き手、女は単なる子供の産み手という二極分化した男女役割の発想、これを超えるのが共同養育、共同親権の思想だと思えます。それだけに、全世界で、先進国の中で日本だけがこの単独親権、取り残されているということも大きく国際的な中で見るべきだろうと、意見を述べさせていただきます。

三点目、外弁法関連ですけれども、まさに今の法の下での平等というところで、国際ビジネスと人権に関する指導原則についてお伺いしたいと思います。

時間ありませんので端的に申し上げますが、今回のこの特措法の改正についても、ビジネスと人権に関する行動計画がどこまできちんと埋め込まれているのか、障害者や女性、LGBT、外国人等を含めた法の下での平等の論点も大変大事だろうと思っております。

そういうところで法務大臣にお聞きしますが、法務省としての行動計画策定に当たった課題、日本におけるビジネス上の人権状況の改善に向け、期待する効果はどのようなものがございますでしょうか。端的な結構ですので、お願いいたします。

○**国務大臣（森まさこ君）** 企業の活動が人権に与える影響については国際的な関心が高まっており、企業活動における人権の尊重は新たなグローバルスタンダードになりつつあると認識をしております。

日本としては、国連のビジネスと人権に関する指導原則を支持しており、これを着実に履行するため、現在、外務省が事務局を務めるビジネスと人権に関する行動計画に係る関係府省庁連絡会議において、我が国の行動計画の策定が進められております。

法務省としては、引き続き、この行動計画の策定作業に必要な協力を行ってまいりたいというふうに考えております。

○**嘉田由紀子君** ありがとうございます。

時間が来ました。これで終わります。失礼します。

⑤ 《二〇二〇年四月十六日》

法務委員会―新型コロナ問題―養育費支払い問題―日本経済新聞―父母の離婚後の子の養育に関する海外調査―二四ヶ国調査―養育費義務化―面会交流義務化―二二ヶ国が共同養育・共同親権

○嘉田由紀子君 碧水会の嘉田由紀子でございます。

新型コロナウィルス問題、子供たちが家庭で過ごす時間が増えております。特に百二十万戸を超える離婚後の片親、一人親家庭では、民法上、片親親権制度というところで構造的に孤立を余儀なくされております。仕事と子育ての両立にも困難が生まれ、経済的困窮に追い打ちが掛けられていると私の知り合いの母子家庭のお母さんたちからも訴えがございます。

そういう中で、例えば明石市は児童扶養手当を受けている約二千百世帯に対して月三万円、特に五月ですね、三万円上乗せ支給をするということでの支援をするということでございます。

この片親家庭の経済的困窮に関しましては、養育費支払問題が常に取り上げられております。四月十日の日経新聞ですが、本日もおられます小野田紀美議員の発言の紹介がございます。養育費不払、是非急ぐと、一人親、コロナ追い打ちという見出しの山内菜穂子記者による記事が掲載されております。資料一として配付させていただきます。

この記事では、国民民主党が提出予定という養育費支払義務付けの法案の紹介もされております。与野党

の垣根を越え支援をとという山内記者の意見もございます。子供の可能性が家庭環境で壊されないという方向、国家としての大事な共通目標でもあります。また、ここでは、欧米、政府が積極介入として、米国、英国、オーストラリア、スウェーデン、ドイツ、フランスでは、養育費支払について国家として支援しているという事例が紹介されております。

また、偶然にも同じ四月十日には、法務省民事局が父母の離婚後の子の養育に関する海外法制調査結果、公表されました。待ちに待った報告書です。この調査に御尽力いただきました関係者の皆様に感謝申し上げます。その概要は本日、資料二として提示させていただきますいております。

政界 Zoom

養育費不払い 是正急ぐ

ひとり親、コロナ追い打ち

記者の目
与野党の垣根越え支援を

欧米、政府が積極介入

◆相手から強制徴収
◆一時的に立て替え

養育費不払いへの各国の対応

米国	英国	オーストラリア	スウェーデン	ドイツ	フランス
給与からの天引きや税控除などの制度。払わなければ運転免許の停止も	政府が雇用者に給与から天引きを命ずる。口座からの引き落としも	給与、家賃からの天引きなど。不払いには罰金課止めも可能	国民が養育費を払わなければならない	国民が養育費を払わなければならない	国民が養育費を払わなければならない

母子世帯の養育費負担割合

先達国のひとり親世帯の貧困率

出典 令和2年4月10日 日本経済新聞（夕刊）2面
令和2年4月16日 参議院法務委員会 碧水会 嘉田由紀子

て著しく重要な事柄等と抽象的に定める国(独)、③共同行使する内容を具体的に定める国(伊[教育, 健康, 子の居所の選択], メキシコ[財産管理権])の例がある。

1-3 離婚後の共同親権の行使について父母が対立する場合の対応

離婚後の共同親権の行使について父母が対立した場合の解決策が明らかになったものの中には、最終的に裁判所が判断するとする国が多い(英, 独, ブラジル, 米ワシントンDC等)が、それに加えて、当事者があらかじめ紛争解決方法を決めておくこともできるとする国(韓国)や、行政機関が助言・警告等をする国(タイ)もある。

また、裁判所の判断に当たり、外部の専門家や関係機関の関与が認められている国も見られる(伊, スウェーデン, 豪等)。

2 協議離婚制度の有無²

子の有無にかかわらず協議離婚が認められていない国が多い(アルゼンチン, 英, 豪, スイス, 独等)。

これに対し、サウジアラビア, タイ, 中国等では協議離婚が認められており、ブラジル及び露では未成年の子がいない場合に限り協議離婚が認められている。

3 父母が離婚時に取決めをする法的義務の有無・内容

(1) 面会交流の取決め³

取決めをすることが法的義務とはされていない国が多い(アルゼンチン, 英, タイ, 独, 仏, 米ニューヨーク州, 露等)。

これに対し、韓, 豪, 蘭等では、法的義務とされている。

なお、法的義務とされていない場合でも、離婚のために裁判手続を経る過程で、離婚を認める条件や共同親権に関わる内容として、面会交流に関する取決めがされている例があることがうかがわれる(アルゼンチン, タイ等)。

² 我が国では、夫婦の協議による離婚が認められている(民法第763条)。

³ 我が国では、協議離婚をするときは父母の協議で定めるとされている(民法第766条第1項)が、法的義務ではない。

父母の離婚後の子の養育に関する海外法制調査結果の概要

令和2年4月 法務省民事局

本調査は、法務省において、離婚後の親権制度や子の養育の在り方について、外務省に依頼してG20を含む海外24か国の法制度や運用状況の基本的調査を行ったものである。

本調査では、各国の政府関係者等からの聞き取りや文献調査を基に、各国の離婚後の親権や子の養育の在り方に関する、主として制度面についての取りまとめを行った。もっとも、各国の法制度は様々であり、その法制度によっては直接回答することが困難な事項もあることから、本調査においては各調査事項について網羅的な回答を得られたものではない。

本調査は、法務省がこれまでに行った海外法制調査より対象国や調査事項を広げて行ったものであり、父母の離婚後の子の養育の在り方を検討するに当たって有用な情報を提供するものである。

1-1 離婚後の親権行使の態様¹

印及びトルコでは単独親権のみが認められているが、その他の多くの国では単独親権だけでなく共同親権も認められている。

共同親権を認めている国の中では、①裁判所の判断等がない限り原則として共同親権とする国(伊, 豪, 独, フィリピン, 仏等)、②父母の協議により単独親権とすることもできるとする国(加ブリティッシュコロンビア州, スペイン等)、③共同で親権を行使することはまれであるとされる国(インドネシア)の例がある。

なお、英及び南アフリカでは、父母のいずれもが、それぞれの親権を単独で行使することができる。

1-2 離婚後に父母が共同して行使する親権の内容

親権を共同行使する事項の具体的内容が明らかになったものの中には、①内容に限定のない国(スイス, フィリピン, 米ワシントンDC)、②子にとつ

¹ 我が国では、離婚の際に、父母の協議又は裁判所の判断により、父母の一方を親権者と定めることとされている(民法第819条)。

(2) 養育費の取決め³

取決めをすることが法的義務とはされていない国が多い（英、加ケベック州、スペイン、独、仏、ブラジル、米ニューヨーク州等）。

これに対し、韓、豪、蘭等では、法的義務とされている。

なお、法的義務とされていない場合でも、離婚のために裁判手続を経る過程で、離婚を認める条件や共同親権に関わる内容として、養育費に関する取決めがされている例があることがうかがわれる（加ケベック州、ブラジル等）。

4 公的機関による面会交流についての支援の有無・内容⁴

支援制度がある国がほとんどである。具体的な支援の内容としては、父母の教育、カウンセリング、面会交流が適切に行われるよう監督する機関の設置等が挙げられる。

これに対し、タイ、フィリピン等ではこのような支援制度がない。

5 離婚後に子を監護する親が転居をする場合の制限の有無・内容⁵

転居に裁判所の許可又は他の親の同意を要するとする国が多い（伊、韓、独、米ニューヨーク州、蘭等）。

これに対し、豪、タイ、中国等では、制限がない。

³ 我が国でも、面会交流の実施支援事業等が行われている。

⁵ 我が国では、一般的に、離婚後の転居に関する法上の制限は設けられていない。

この海外調査では、二十四か国を対象としております。EUと日本を除いた全てのOECD諸国十八か国、日本と関わりの深いオランダ、スイス、スウェーデン、スペイン、タイ、フィリピンの六か国を加えた二十四か国です。これだけの多様な国を同じ項目で比較対象とした調査は前例がなく、関係者の御尽力に感謝いたします。

ここでの調査項目は五点です。まず一点目ですが、離婚後の親権行使の態様と、父母が共同で親権を行使することを許容する制度が採用されている場合の親権の内容、父母の意見が対立したときの調整方法。二点目ですが、裁判所が関与しない協議離婚制度の有無。三点目は、離婚時の取決め内容、特に面会交流や養育費支払方法。四点目は、公的機関による面会交流支援の有無とその内容。そして五点目が、離婚後の監視親の転居制限の有無、内容でございます。

そこでも、法務大臣にお伺いいたします。

日経新聞が養育費支払に政府が積極介入をしていると紹介している六か国は、今回の二十四か国調査に幸い含まれております。その調査結果に基づき、この日経新聞の取り上げている六か国では、日本の民法八百十九条で言うように、離婚後は父か母のどちらか一方を親権者と定めなければならないというような単独親権の法的規定がある国はございますか。

もちろん、親権という概念には国による内容の違いは大前提としまして、これら六か国は、今回の調査では父も母も同時に監護者や親権者になれるいわゆる共同養育あるいは共同親権の国と考えてよいかと思いますが、いかがでしょうか。御答弁、簡潔にお願いいたします。

○国務大臣（森まさこ君） 御指摘の海外法制調査の結果によれば、御指摘の六か国については、いずれも父母の離婚後にもその双方が親権を行使することも可能とする制度が採用されていると認識をしております。もつとも、制度の詳細を見ますと、イギリスでは、父母の離婚後は父母の双方が親権を持つが、原則としてそれぞれが単独で親権を行使することとされているなど、必ずしも父母が共同して親権を行使することとされているわけではないものと理解しております。

○嘉田由紀子君 ありがとうございます。

いずれにしろ、これら六か国は、家族法的には共同養育、共同親権が可能となると、選択肢として、あるいは義務としてということでございます。当然、離婚後も父母共に共同養育の義務があるという国であるならば、日常的に監護していない親が養育費を支払うことへの抵抗感は少ないのではないかと思います。

では、これら六か国で養育費の支払を法的に義務化している国は何か国ございますか。事務方の答弁、お願いいたします。

○政府参考人（小出邦夫君） お答え申し上げます。

海外法制調査の結果によりますと、御指摘の六か国のうち、オーストラリアでは、両親は離婚時に養育費を含め、子の養育、福利及び成長について合意しなければならぬとされておりまして、養育費の取決めが法的義務になっているものと承知しております。他方で、それ以外の五か国につきましては、離婚時に夫婦間で養育費の取決めをすることが法的義務とはされていないものと承知しております。

○嘉田由紀子君 ありがとうございます。

法的義務はオーストラリアだけで、ほかの五か国は法的義務はないということでございますけれども、養育費の支払を進める工夫というのはあると思いますが、その具体的工夫も含めて教えていただけますか。

○政府参考人（小出邦夫君） お答え申し上げます。

先ほど申し上げましたとおり、オーストラリア以外の五か国では離婚時に養育費の取決めをすることが法的義務とはされておりますが、今回の調査結果によりますと、それらの国々でも各国の事情に応じ養育費の支払を促進する方策が講じられていると承知しております。

まず、離婚時における養育費の取決めに関しては、例えば、イギリスでは養育費算定のための計算式が広く提供されておりまして、ドイツでは行政機関が関係者間の合意形成等を支援する仕組みが設けられております。また、取り決められた養育費の履行確保として、例えばスウェーデンでは、義務者が養育費を支払わない場合には、国がまず権利者に対して保護費を支払って、その後に義務者から保護費に相当する金額を求償する制度が採用されております。また、アメリカのワシントンDCでは行政機関が権利者に代理して養育費債権の回収を行うといった制度が採用されていると承知しております。

○嘉田由紀子君 御丁寧にありがとうございます。

これら六か国では、それでは、面会交流はどのように表現されているでしょうか。日本語の語感でいう面

会交流という表現、いささか限定的でして、常々私申し上げておりますけれども、何か言えば犯罪容疑者に窓口で面会するというイメージに狭められていることが残念でございます。

共同養育、共同親権を理念とする国では、たとえ夫と妻が離婚しても、父子、母子の関係、さらにはその背景にある祖父母との関係は切れるものではない、共につなげていこうという前向きな意欲と意思が離婚後の親子交流に込められていると思われまます。

面会交流をめぐる表現について、この調査で分かったところ、言葉の表現も含めて、法務大臣、お願いできますか。

○**国務大臣（森まさこ君）** 今回の調査では、面会交流という言葉の用語の調査というのは特に行ってはいないんですけども、調査により判明した国もあるので御紹介をいたしますと、オーストラリアでは、子と共に時間を過ごす、スPEND・タイム・ウイズという概念により離婚後の親と子の交流が規定されております。フランスでは訪問権との用語で表現されております。イギリスではコンタクトと表現されます。など、国によって様々な表現が用いられております。

○**嘉田由紀子君** ありがとうございます。

この国の、今法務大臣お答えいただきましたけど、それにプラスして、私はカナダのPAS、ペアレンティング・アフター・セパレーションという表現、これも大変分かりやすいと思います。また、アメリカではペアレンティングタイム、常々申し上げておりますけれども、単に、ある時、時間を限った面会ではな

くて、ペアレンティング、言わば日常生活も含めて、親であること、その下で親子が交流するという、インクが大変大事だろうと思っております。もちろん、虐待やあるいはDVの問題などございますから、ここにはそれなりの制限があると思いますが、この表現も大変大事であるうと思っております。

今回の二十四か国の運用状況、大変よく分かり、調査に感謝を申し上げます。

また、この六か国の中で面会交流が義務化されている国はありますか。法的義務とはされていないが、公的機関が面会交流の支援をしている国はありますか。具体的にお教えいただけでしょうか。法務大臣、お願いいたします。

○**国務大臣（森まさこ君）** 今回の調査結果によれば、御指摘の六か国のうち離婚時に面会交流の取決めをすることが法的義務とされているのはオーストラリアのみであり、それ以外の五か国では面会交流の取決めが法的義務とはされていないものであると承知しております。もっとも、これら五か国でも、面会交流が適切に行われるよう、公的機関による様々な支援策が講じられております。

例えば、アメリカのワシントンDCでは、子の監護に関する裁判所の手続において全ての親が子育てに関するクラスを受講しなければならないこととされておりまして、ドイツやスウェーデンでは、行政機関による面会交流の取決め支援が行われております。イギリスでは、面会交流を実施する際の専門家による調整や監督といった支援が行われております。

○**嘉田由紀子君** ありがとうございます。

それぞれ、事情に応じての支援、面会交流が大事だという基本的な理念に基づいた運用がなされているんだらうと解釈できます。

六点目の質問ですけれども、今回の調査、二十四か国の中で、日本のように単独親権、それが義務化されていると、法的に、そういう国は何か国あったでしょうか。逆に、共同養育、共同親権取っている国、何か国でしょうか。法務大臣にお願いします。

○国務大臣（森まさこ君） 法務省が実施した今回の調査結果によれば、調査対象国二十四か国中インド及びトルコでは、父母の離婚後には父母のいずれかによる単独での親権行使のみが認められておりました。また、英国及び南アフリカ共和国では、父母の離婚後は父母の双方が親権を持つが、原則としてそれぞれが単独で行使するという制度が採用されておりました。他方で、これらを除く二十か国では、父母の離婚後に父母が共同して親権を行使することを可能とする制度が採用されていたものと認識しております。

もつとも、例えばメキシコでは、父母の離婚後に父母の双方が共同で行使することとされているのは財産管理権のみであり、監護権については父母の一方が行使することとされているなど、離婚後共同親権制度が採用されている国においてもその具体的な内容は必ずしも一様ではなかったものと理解しております。

○嘉田由紀子君 ありがとうございます。

新聞の、日経新聞四月十一日は、共同親権導入二十二か国、そして単独親権のみはインドとトルコだけという記事になっておりますけれども、今の法務大臣の表現ですと、二十か国がということですね。その二か

国のずれというのはイギリスとそれから南アフリカなんですけれども、私、知り合いもいながら調べておりますと、イギリスや南アフリカ、これは日本のような単独親権ではございません。日本は単独親権が義務化されているということで、共同親権導入しているのは二十二か国という方がこの調査結果の表現としては正しいと思っております。もし異論があったらお願いをしたいと思います。

さあ、このように——はい、時間ですね。今回、トルコとインドがある意味では日本と同じ単独親権のみということ、これは今、本当に社会状況が変わっている中で……

○委員長（竹谷とし子君） 嘉田由紀子君、お時間が過ぎておりますので、質疑をおまとめください。

○嘉田由紀子君 はい。

日本は大変出遅れているということを今回申し上げ、そして次回以降は、この調査結果に基づきまして、協議離婚なりあるいは共同養育計画をどう作るかというところに絞らせていただきたいと思います。

以上です。ありがとうございます。

⑥《二〇一九年五月二十六日》

法務委員会―黒川元東京高検検事長問題―法務省民事局による父母の離婚後の子の養育に関する海外法制調査結果―明石市によるADRなど共同養育計画作成支援の仕組み―協議離婚の要件として未成年の子供がいる場合における共同養育計画の義務化―
養育費や面会交流の取決めを含む共同養育計画作成の義務化

○嘉田由紀子君 碧水会の嘉田由紀子でございます。少数会派にもお時間をいただきまして、ありがとうございます。

私、今日は大きく二点取り上げさせていただきます。

一点目は、言うまでもなく、この黒川元検事長の問題でございます。これまで既に元検議員からたまたまの高良議員まで七名の方がそれぞれ緻密な議論をしていただきましたが、できるだけかぶらないようにさせていただきますと思います。

今回のこの黒川元東京高検検事長問題ですが、私自身は、広く国民の皆さんの意見を聞かせてもらおうと思いついて、もちろん新聞などの世論調査というのはあるんですけども、より質的な意見を聞きたいと思いついて、私がフェイスブックを対話的に進めております五千人のメンバーの皆様、土曜日、二十三日に二点の質問をさせていただきました。

一点は、黒川氏の処分が訓告とされたが、この処分内容は妥当と思うか、国民として納得できるか、その理由はと。もう一点は、安倍総理の責任、法務大臣の責任、どちらが重いか、その理由はと。かなり単純に分かりやすく、二点質問させていただきました。

そして、今日の十三時までには、具体的に四百六十七名の方が反応していただき、そしてコメントは百六十六名、その全てを読ませていただきました。まとめていきますと、まず一点目、訓告を妥当と思うかという方は百六十六名のうち二人しかおられません。つまり、九九%以上は妥当だと思っていない。もちろん、それぞれにニュースなどを聞いていろんな御意見をお持ちなんです。大きく分けて二つでした。一つは、今回、鈴木宗男議員お越しいただいていきますけれども、例えば二〇〇六年の安倍政権のときの閣議決定、こういうところとバランスが取れないじゃないかと、これまでのいろいろな処分と比べて。やはりバランス、公平性というのが大事だろうと。もう国民の皆さん、皆、今、特にネットでいろいろ調べられますから、過去のことがよく分かります。それが一点目です。

それから二点目は、まさにこの新型コロナウイルスで皆さんが自粛しているときにこんなことがあっていいのかという、その道義的、倫理的な問題です。ただ、一部マスコミ関係者の方からは、賭けマージャンはマスコミでは当たり前だと、これができないと取材ができないという、そういう御意見もございました。そういう意見があったということです。私がそこはどう思うことではございません。

それから、その中で、二点目ですが、森法務大臣に具体的にお伺いしたいことなんですけれども、先ほど来、山添議員も質問していらつしやいますけれども、五月二十二日の記者会見ですね、こうおっしゃっておられます。様々なことを総合考慮した上で、内閣で決定したものを、私が検事総長にこういった処分が相応であるのではないかと申し上げて、監督者である検事総長から訓告処分にするという知らせを受けたと。

ただ、一方で、ここでも既に議論になっていきますけれども、五月二十五日の東京新聞、また共同通信では、法務・検察内には懲戒処分が相当との意見が強かったが官邸の判断で訓告となった。もちろん任命権者は官邸ですから、総理大臣ですから、それは手続的に防衛できる話だろうとは思いますが、ここでちょっと、細かいことですが、三点、森大臣に聞かせてください。

まず一点目ですけど、先ほど引用した二十二日の記者会見、法務大臣が言われたこういった処分というのは、内閣で決定した訓告処分を意味しておっしゃったのか、それとも法務省や検察内で意見の強かったと言われる懲戒処分を意味していたのか、どちらでしょうか。

○国務大臣（森まさこ君） まず、その報道を引用なさいましたけれども、事実としては、法務省内では訓告という処分を相当としておりました。

私どもは、法務省としてまず調査をいたしまして、その調査結果を踏まえて事務方においてまず案を作り、私のところに持ってきた事務方の案が訓告でございました。それを基に、政務三役そして幹部において法務省内で協議を行いました。様々な意見も出ましたが、その中で先例を検討したり、先ほど委員がおっしゃったような処分の公平性という点から様々な先例も検討いたしました。その結果、訓告が相当と考え、その意見を内閣の方にお示しし、その了承をいただいたところでございます。

そして、訓告というのは、その訓告処分をする主体は検事総長でございますので、私の方から検事総長に対して訓告が相当であるということをお伝えし、検事総長からも訓告が相当であると判断するというようなお知らせが来しました。

内閣において了承をされた後、検事総長から黒川氏に対し正式にその訓告の措置というのがなされたものではないかと。どうですか。

○嘉田由紀子君 ありがとうございます。

結論的には、検事総長と森法務大臣、そして内閣、まあ閣議の責任者である安倍総理大臣の間に判断のそこはなかったということでしょうか。確認をさせていただきます。

○国務大臣（森まさこ君） はい、ございませんでした。

○嘉田由紀子君 この件はまたこの後いろいろあるとは思いますが、私がフェイスブックで質問を出した大きな二つ目、今回のこの一連の問題、安倍総理の責任、森法務大臣の責任、どちらが重いかと聞かせていただきましたところ、圧倒的に、ほぼ一〇〇%の方が当然安倍総理だという御判断でした。理由としては、そもそも黒川元検事長がモリカケ問題など抱える安倍政権の守護神として内閣を守る役割をしてきた、今後は刑事罰に及ぶかもしれない桜井問題などで追及されるかもしれない、そのおそれから黒川検事長を総長として実現したかった、そういう中で、安倍総理大臣が、国民自身が安倍総理の意図を見ていたということだろうと思えます。

そういう中で、森法務大臣、この国の主権者は誰でしょうか。改めてお願いします。

○国務大臣（森まさこ君） 国民です。

○嘉田由紀子君 当然国民です。憲法の前書きにもあります。

その主権者である国民の大多数が、今回訓告では納得できないと言っております。ただ、同時に、最大の責任者は安倍総理であり、森法務大臣は安倍総理がこれまで様々私物化してきた政権運営の盾になっているというふうによくの方が解釈をしております。そういうことが、私の中に意見を言っていたいております。これ以上質問はいたしません。ただ、多くの生の声の中にこういう書き込みがありました。森大臣は安倍さんの盾になり、そして、安倍氏は女性活躍社会と言いながら女性大臣をある意味では保身のために使っているのではないのかと。あるいは、官僚に対して人事権を盾にそんなくを強いる、責任は首相にあります、森大臣はつらい立場です、心から語りかけてくださいという意見がありました。

実は、最近、四月三十日に、女性議員飛躍の会が「女性議員が永田町の壁を砕く！」という本を出版なさいました。女性政治家として大変期待をして読ませていただいたんですけど、その中に森大臣の子供時代から今までの人生が語られておられました。大変御苦労なさって、特に悪質な借金業者に追いつてられてなかなか学校にも行けないというような問題。だから、言わば弁護士になって、この消費者行政を進めたいんだという一連の物語に私も大変感動いたしました。そして、その章のタイトルが、人々の善意が私を育てたということです。主権者である国民、まさに国民の善意が、森大臣に法務大臣としての本来の役割を果たしてほしいと期待をしている、それが私のフェイスブックに載せられておりました。

そういうことで、これ以上質問いたしませんけれども、この後、このまま黒川問題はほっておけないというのが多くの皆さんの意見です。

特に、訓告というのは二つの問題があると思います。一つは、訓告は、人事院の規則の中にも、その職に残しておいて将来における指導をします。黒川さんはもう辞めるんですから、訓告という処分そのものの意味がない。それから二つ目ですが、安倍総理がその後、訓告の場合に退職金が減らされるといって、そういうような発言をしているんですけれども、これは人事院などに尋ねてみましても、訓告の場合には懲戒の部類には入らないので退職金は減らされないというようなことでございます。

つまり、最後にお願いをしたいのは、この後、まだまだ不明瞭なことが多いので、この件に関しては黒川さんが辞めたから終わりではないと、首相出席の集中審議を国会としても進めていく必要があるのではないのかと願いをしておきます。

大分時間がたってしまったんですけども、もう一つ、私自身、森大臣の子供時代の話を聞かせていただいている、私たちも、本当に苦しかった昭和二十年代、三十年代、そういう時代を見ながら、子供さんが幸せになれる社会づくり、これはずっと今まで話をしてまいりました。

そういう中で、今回、法務省の民事局が特に父母の離婚後の子の養育に関する海外法制調査結果をまとめていただいている、二十四か国の結果を公表されました。その中で特に私どもが気にしているのは、夫と妻、当事者だけで離婚が決められる協議離婚を認めている国はほとんどないということが分かったわけです。特に未成年の子供がいる場合とない場合にかかわらず、離婚には裁判など法的過程が関わっている国が多いということです。

ここでもずっと問題になってまいりました養育費、面会交流なども含めて共同養育計画のような方針がなく、裁判所などの容認もなく簡単に離婚が認められる。これは、市町村窓口で形式的に届け用紙が記入されていたらそれで離婚が認められるという国、日本は今そうなんですけれども、そういう国がこの二十四か

国の中にありましたら教えていただきたいんですけども、法務省さん、お願いいたします。

○政府参考人（小出邦夫君） 答えさせていただきます。

今回、法務省が外務省に依頼して二十四か国を対象に実施した海外法制調査の結果によりますと、未成年の子供がいる夫婦について協議離婚を認めている国といたしまして、例えばインド、タイ、中国、サウジアラビアが挙げられております。また、フランスは弁護士が連署するなどの法律家の関与の下で協議離婚を認めております。

これらの国々のうち、インド、タイ、中国では、養育費又は面会交流について取決めをすることが義務付けられており、フランスでは義務付けられていないということでございます。また、サウジアラビアにつきましては、この点について明確な回答が得られなかったところでございます。

○嘉田由紀子君 ありがとうございます。

日本では実は離婚の九割が協議離婚です。そして、意外と、日本のこの離婚制度、判こ一つで市町村が受けてくれたら離婚が成立するというのは世界的に見ても極めて異例だということ、日本人自身が余り自覚してない、知りません。それが今回の調査で分かったわけでございます。

私が常々、もう去年からずっと気にしておりますのは、親の離婚の後、毎年二十一万人余りの子供が暮らしと福祉、放置されてしまいます。最新データでは、子供は毎年、八十六万人、九十万人生まれていないんです。そのうち四人に一人の子供が片親ロスの離婚を経験させられる。こんなに子供の生活、子供の福祉、子供の未来を無視した離婚制度は世界的に見ても例がないということが今の答弁でも判明したのではないのでしょうか。

実は、世界の子供の幸せ度調査というのがあります。残念ながら、日本の子供の幸せ度は、特に先進国の中ではいつも最下位に近いんです。その背景が言わば子供の貧困の問題、七人に一人、あるいは虐待の問題、そして様々放置される。今回でもコロナ問題で学校に行けずに虐待が増えております。一人親家庭で本当に食べるものもないというような声もたくさん聞いております。

日本のように夫と妻の都合だけで子供の養育計画もなしに離婚ができる国は極めて異例だということござい

養育手帳

こどもと親の交流ノート



子の氏名

明石市

出典 明石市作成資料
令和2年5月26日 参議院法務委員会 翌水会 嘉田由紀子

親の離婚とこどもの気持ち

子どもには、親の離婚はかつてない大事件といえます。今は、ご自身の離婚のことで手いっぱいかもしれませんが、子どもの気持ちも知っていただければと思います。このパンフレットを作りました。これをご参考に、子どもに生じた不安が少しでも軽くなるよう、がのわってみてください。

子育てによって、親も育てられます。親の配慮で子どもの笑顔が生まれます。子どもの健やかな成長は、親の喜び、誇りとなります。社会はこれを変えます。



明石市

出典 明石市作成資料
令和2年5月26日 参議院法務委員会 翌水会 嘉田由紀子

お子さんの健やかな成長のために

～養育費と面会交流～

子どもたちが安心して暮らし、健やかに成長していけるよう、離婚の際に御父さん、御母さんとしてできることを考えておきましょう。

弁護士 案件カウンセリングのご案内



平成24年4月1日より民法の一部が改正され、協議離婚の際には子の監護者（親権者）だけでなく、「面会交流」や「養育費」についても定めることとされ、その取り決めに当たっては、「子の利益を最も優先して考慮しなければならぬ」という旨が明記されました。

明石市政政局 市民相談室

〒673-8085
明石市中崎1丁目5番1号
☎ 078-918-5002
FAX 078-918-5102

出典 明石市作成資料 令和2年5月26日 参議院法務委員会 翌水会 嘉田由紀子

ざいます。そういう中で、じゃ、具体的にどうするかですけれども、一番重要なのは、共同養育計画をまずは離婚に向けて作り、そしてそれを公正証書化をして、そして公正証書化するときのサポートとして、例えばADR、裁判外紛争解決手法などの支援が必要だろうと思っております。

実は今日、皆さんにかなり資料をたくさんお配りしましたけれども、資料一は、明石市が出しております「親の離婚とこどもの気持ち」、資料二は、「お子さんの健やかな成長のために 養育費と面会交流」、資料三は、面会交流の後の様々な交流ノート、そして資料四は、ある弁護士さんたちが取り組んでおりますADRなどの共同養育計画を作るサポートの仕組みでございます。

そういうところで、今日もう時間が十分ないんですけども、是非、森大臣にお伺いしたいのは、この地方自治体の取組を今こそ全国で拡大すべきではないでしょうか。自治体の協力を仰ぎ、未成年の子供を有する夫婦が協議離婚する場合には、共同養育計画を作って、そして公正証書化することを、離婚届とともに添付すること、これを法的に義務付ける、こういう方向をいろいろ考えられないか。

困難はあると思います。実はこの協議離婚は、明治民法で決められているもう百年以上の伝統、判こいで離婚できる。それに対していろいろな困難があると思いますが、法務大臣の御意見を聞かせていただけたらと思います。

○国務大臣（森まさこ君） いつも嘉田先生、この問題御質問なさって、とても熱心にお取り組みなさっていること、敬意を表します。

義務化について困難があるというふうに嘉田先生もおっしゃっている、私も同感でございますが、未成年

の子がいる父母が離婚する場合には、養育費や面会交流といった子供の養育に関する事項について必要な取決めがなされることは、子供の利益の観点から重要であると思います。

法務省でも、三月、離婚を考えている方々が考えておくべき事項を整理したホームページを開設いたしました。夫婦間で離婚時に必要な取決めをすることの重要性について周知、広報に取り組んでまいります。

また、現在、商事法務研究会が主催する家族法研究会において、未成年の子がいる父母が協議離婚する場合には、養育費や面会交流の取決めを含む養育計画

朝日新聞 2015年12月3日 朝日新聞 朝日新聞

離婚後の養育トラブル 解決支援



費用や面会 こじれる前に
NPOなどが取り組み
離婚後の養育費
取り決め37.7%
受け取り19.7%

「子の気持ち考える講座」
養育費と面会交流の重要性を学ぶ講座

出典 2015年12月3日 朝日新聞 朝日新聞 30面
令和2年5月26日 参議院法務委員会 碧水会 嘉田由紀子

の作成を義務化すること、その際、公正証書によることなどの当否が検討課題の一つとして議論されております。

この課題については、今おっしゃったとおりですね、DV被害がある場合の取扱いとか、公正証書の作成義務付けた場合の費用負担どうするかなど、様々なやはり困難と申しますか、課題がございまして、慎重に検討する必要があるという意見もございます。

かねて私、毎回申し上げておりますが、父母の離婚後の子供の養育の在り方は、子供のため、子供の健全な成長のために大変重要な課題と考えておりますので、委員の御指摘も踏まえて引き続きしっかりと検討させてまいります。

○嘉田由紀子君 御丁寧にありがとうございます。

必要があり、そして弱い立場の子供たちが放置されている。できるかできないかではない、やるかやらないかだ、それが政治に任された、また法務大臣の大きな役割だろうと思います。期待をしております。よろしくお願いいたします。

ありがとうございます。

⑦《二〇二〇年五月二十八日》

法務委員会―共同養育計画の作成に向けたADRの活用に関する法務省の取組状況―
離婚後の子供の養育について父母の意見が対立する場合の諸外国の対応―離婚後に子を監護する親が転居する場合の制限

○嘉田由紀子君 碧水会の嘉田由紀子でございます。

まず、黒川元検事長問題ですけれども、法務省及び検察総長で、懲戒処分ではなく、それより甘い言わば訓告処分相当という意見が強く、それで官邸に提案されて、了承されたということです。多くの国民は納得していません。主権者である国民が納得しておりません。それだけではなく、与党の中からも今回の訓告処分、甘過ぎるという意見が出ております。

私はもうこれ以上質問しませんけれども、私自身、県職員として二十年、また知事として二期八年、特に知事の時代は大変重たい判断を迫られました。いろいろな違法に当たる行為などを職員がしたときにどういう、処分という言葉も余り好きじゃないんですけれども、どういう取扱いにするかというのは、その人の人生、家族、全てに関わってきます。ですから、できるだけ配慮したいと。

しかし一方で、公務員、県職員、県の公務員です、それを任命する知事としては説明責任が必要です。どうやったらこの行為に対して県民の皆さんが納得してくれるかという説明責任。そのときには、大事なものは法令とそれから前例ですね。ですから、必ずこの関係のどういう前例があるのということを人事課長が調べ

てきて、そして最終は私自身が県民の皆さんに説明が付くような、そういう判断をしてまいりました。

人事というのは、一〇〇%納得はありません。どこかでいろいろな問題がある。今回のこの黒川元検事長の人事については、国民のかなりの多くが、例えばヤフーの調査では九〇%が納得しないとっております。そういうところを含めて、この訓告という甘い処分を決めたのはもう内閣、官邸、政治判断だと国民の多くが理解をしておりますので、何としても安倍総理自身が出席をして、予算委員会の集中審議を進めていただきたいと要望をまずさせていただきます。法務大臣からも、そういうことを言う機会がありましたら安倍総理にお伝えいただけたらと思います。(発言する者あり) はい、国会の議運が決めるということですのでけれども、議運から求められたときに拒否をなさらないようにということをお願いしたいと思います。

前回、ずっと連綿と離婚制度の話を質問しておりますが、前回の五月二十六日、日本では離婚の九割近くが協議離婚で、そして子供の養育条件など義務化せずに離婚を認めているのは、今回調査をした世界二十四か国の中で日本だけだということが分かってまいりました。

この離婚が容易であるのは、ある意味で日本の歴史的背景がございます。元々、明治民法の下では、結婚は家の跡取りを確保するための手段であり、跡取りが生まれない場合には素早く離婚をして女性を解放し、また女性も再婚しやすいという背景があったと。ですから、女の腹は借り物という言い方もされますけれども、子供は家に帰属する、夫側に帰属するということで、家族法の研究者たちもこの日本の離婚制度の背景を説明してくれるわけでございます。

キリスト教国では、特にカトリック系の国では、夫と妻の夫婦関係、永遠のものとして離婚への社会的歯止めが強かった歴史がございます。これがここ二、三十年、ヨーロッパでも大きく変わっているわけですが、それでも、そのときにヨーロッパ諸国でも子供のことは大変重視しているというのが今回の二十四か国調査でございます。

そして、戦後は男女同権になって大きく民法を変えられたんですが、この単独親権は残りました。その上、近年は女性団体の一部が、DVから逃れるためにということで単独親権制度を共同養育や共同親権に変えることに強く反対をしております。確かに、DV被害、壮絶です。いろいろ私も、具体的に知り合いもおりますし、それからいろいろなケースを読ませていただいております。

内閣府の調査、平成二十六年の調査がございますけれども、夫婦の中のDVで男性側から女性側が二四%、逆に女性側から男性側が一七%。これ意外と社会的に知られていないんですが、男女双方が加害者になり得るということ、そのためにDV防止法があるわけです。これをできるだけ実効化することがまず法務行政として必要だろうと思います。

一方で、DV防止法が有効に機能していないからといって、子供にとって最善の利益を実現するための共同養育や共同親権に反対するということは社会的に説明が付かないと思っております。特に今や、子供はかつて家の所有物と思われていた、今は母親の所有物になっているんじゃないのかという懸念さえあります。子供の最善の利益を、どこに行ったんでしようか。

言うまでもなく、先ほど高良議員も言ってくれましたけれども、日本の子供たちが置かれている状況、面会交流も含めて大変大事な局面に達していると思っております。協議離婚であっても、離婚要件として未成年の子供がいる場合には共同養育計画を義務化する提案させていただきました。前回答弁いただいております。

また、日本では、これ今まで余り議論されていないんですけど、民法八百七十七条には、直系血族には扶養の義務があると。これ、離婚をした後も父子、母子の関係は変わらないわけですから、直系血族には扶養の義務がある、それは生きているわけでございます。

そういう中で、先回、明石市の事例詳しく御紹介させていただきましたけれども、森法務大臣が紹介をしてくださったホームページ、法務省のホームページ、じっくり見せていただきました。大変分かりやすい呼びかけで、離婚を考えている方へ、離婚をするときに考えておくべきこと、あなたは今、不安、怒り、恐怖、悲しみ等のいろいろな感情のために将来のことを考えることが難しいかもしれません、また、まだ自立していない子供がいる場合には、その子の将来のために考えていきましようということ、一人で悩まないで専門家に相談してくださと呼びかけていただいて、大変丁寧なホームページを作っていたいただいております。

そして、五月二十六日、私は、そのときに大事なのは裁判外紛争解決手続、ADRです、これがこれからの時代大事ではないかと申し上げました。というのは、弁護士の場合には、ある意味でクライアントの利益を重んじて、勝つか負けるか、あるいは結論出さなければいけないんですけれども、このADRですと、養育費の額、支払方法などを含めて共同養育計画合意書作成することができます。この合意書を作るのに当たって、公証役場に出して公正証書として法的な効力を持たせることもできます。

今日皆さんにお配りしたのは、この「かいけつサポート」というものですけれども、こちらもこの三月に法務省が作っていただきました。見ていただきますと、裁判によらずに話し合いによって円満な解決を目指すパンフレット、大変分かりやすいと思います。

そして、法務大臣にお聞きしたいんですが、長々と済みませんが、前振りが長く、共同養育計画の作成に向けたADRの活用について法務省の取組状況をお尋ねいたします。また、今後の課題について法務大臣の御認識をお聞かせください。

○国務大臣（森まさこ君）
子供の利益の観点から、未

成年の子がいる父母が離婚する場合には、子供の養育に関する事項について必要な取決めを行うことは重要であります。その取決めを行うには、父母間の協議や裁判手続のほか、委員が今お触れになりましたADR手続を活用することが考えられます。

法務省では、これまでも法務大臣の認証を取得した民間ADR機関を紹介するパンフレットを配布するなど、ADRの活用に向けた周知、広報に取り組んできたところです。

法務省の担当者も参加する家族法研究会においても、未成年の子がいる父母が協議離婚する場合に、養育



出典 法務省作成資料
令和2年5月28日 参議院法務委員会 碧水会 嘉田由紀子
*上記パンフレットは、法務省 HPに掲載されております。
<http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/pamphlet.pdf>

費や面会交流の取決めを含む養育計画の作成を促進することや、その際にADRを活用することが検討されていると承知しています。

今後とも、離婚問題を取り扱う民間ADR機関の更なる周知等について検討するとともに、父母の離婚後の子供の養育の在り方についての様々な課題についてしっかりと検討を進めてまいります。

○嘉田由紀子君 御丁寧ありがとうございます。

このADRの中は余り直接家族や離婚というところがないんですけれども、全国で民間事業者の一覧がございませう、法務省の認証を受けた。この中で、東京都の小泉道子さん、個人名でやっていただいていますけれども、家族のためのADRセンター、直接お話を伺いました。

小泉さんの基本的な考えは、離婚を考えている、あるいは離婚に直面している夫婦というのは、どっちにしろ大変葛藤が高くてなかなか両方一緒に話し合えにくいけれども、その両方の意見を聞きながらできるだけまとめる方向でいく、共同養育ができるようにということ、子供のためにということで大変緻密に丁寧に仲裁をしていただいております。

どこの国でも、もちろん夫婦、離婚するということは高葛藤です。日本だけが高葛藤なのではない。それも今回二十四か国の調査で分かったと思いますけれども、夫と妻が対立しているのに、子供のために対立を超えて、戦いを超えてフレンドリーに子供のための養育計画を作り、実践しようという試みが世界的にも見えますけれども、それを各国で法制化しているわけです。

共同養育を取っている今回の二十二か国の中で、父母が対立する場合の対応にはどのようなタイプがあるでしょうか。そのタイプ別の国名などお教えいただけますでしょうか。

○政府参考人（小出邦夫君） お答えいたします。

今回の海外法制調査の結果によりますと、離婚後の子供の養育について父母の意見が対立する場合の対応といたしまして、例えば、イギリス、イタリア、オーストラリア、韓国、スウェーデン等、多くの国では裁判所が判断するという回答でございました。また、これらの国につきましては、イギリス、イタリア、オーストラリア、スウェーデン等では、裁判所が判断するに当たりまして、外部の専門家や関係機関の関与が認められていると。また、韓国では、当事者があらかじめ裁判以外の紛争解決方法を決めておくことができるといった付加的な情報も得られているところでございます。

○嘉田由紀子君 ありがとうございます。

今回の二十四か国の調査の中に、離婚後に子を監護する親が転居する場合の制限の有無とその内容についてという質問項目があります。実は、離婚をした後、子がどこに住むかというのはかなり海外では重要な問題になっているんですが、日本ではまだ余りこのところの重要性が知られていないと思うんですけれども、この制限がある場合、その内容について二十四か国調査からお教えいただけますか。

○政府参考人（小出邦夫君） お答えいたします。

今回の海外法制調査の結果によりますと、離婚後に子供を監護する親が転居する場合の制限の有無につき

まして、例えば、アメリカ、イタリア、オランダ、韓国、スペイン、ドイツなど、転居に裁判所の許可又は他方の親の同意などを要すると回答した国が多かったところでございます。

そのほか、例えばイギリスでは、原則として他方の親権者の同意は必要ありませんが、一か月以内の旅行を除いて子供を外国に連れていく場合には他方の親権者の同意を得る必要があるとか、アルゼンチンでは、子供と同居している親は、同居していない親が子供と円滑にコミュニケーションを取る権利を害さないように配慮することが求められております。また、ブラジルでは、転居先が子供の利益の観点から制限され得ると、そういった回答がございました。

○嘉田由紀子君 ありがとうございます。

お答えのように、子供の居住地、移動することは共同養育の中で大変大事な事柄なので、相手の了解を得ずに監護親が勝手に居住地を移動することは禁止あるいは制限されている国が多いことが分かります。特に海外への移動などは大変大きな制限されている。これが実はハーグ条約の問題につながってくるわけでございます。

今日はもう時間切れですのでここで終わらせていただきますけれども、この片親親権制度、ハーグ条約、そして何よりも子供の最善の利益を目指すような民法改正について、また今後も続けていきたいと思っております。ありがとうございます。

⑧ 《二〇二〇年六月二日》

法務委員会―自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の一部を
改正する法律案―交通心理学の知見を活かした予防的効果―危険運転をする際の心理
的な男女の違い

○嘉田由紀子君 碧水会の嘉田由紀子でございます。お三方、大変それぞれの御経験にまた即してお話ありがとうございます。

既にかなりもう論点が出尽くしているので、少し車と人間の関係性というか、社会的、社会学的なところを含めて、そして、この後どうやってこの法律をより抑止力を持たせるのか、先ほど小野田議員が最初に言っておられました。それから、予防的な措置にできるのかというところで、お三方にそれぞれお伺いをしたいと思っております。

私のような世代ですと、本当に車は憧れでした。文明の利器でした。自分が車に乗れるなんという事はもう本当に、二十歳で免許取ったときにすぐ社会が広がり、行動範囲が広がりということで憧れだったんですが、ただ同時に、ちょうど一九七四年、宇沢弘文さん、経済学者ですけど、「自動車の社会的費用」という問題提起をしまして、これかなり大きな問題になりました。

つまり、車は文明の利器だけど、個人あるいは社会にとって大変大きな有利なものだけど、歩行者の言わば移動権を奪うというので、町づくりへの提案。それから、公害がかなり、大気汚染など出ました、それが

二点目。そして三点目は、やはり交通事故で、当時たしか今の十倍ぐらいの交通事故死者数がありましたね、六〇年代。そういうことを見ながら、私は、あっ、こんなに大変な車の持っている社会的問題があるんだな、環境的問題あるんだということを学ばせていただいたんですけど。

最近、この危険運転なりあるいは今回のこの法案を見て、いよいよ人間の心理とか、あるいは人が運転をすることの言わば、何というんでしょうか、交通心理的なところ、それはもしかしたら、私は今家族の問題で家庭内暴力、なぜDVが起きるのか、DVのプロセスはという、これはもう犯罪だと思うんですけど、そこかなりつながるようになってきているのかなと思っております、ですから、どうやったら抑止力あるいは予防するのかわかるということで具体的に教えていただきたいんですけども。

まず、今井参考人、ありがとうございます、海外の事例と、それから一番私が気になったのは交通心理学の知見、運転中に攻撃的になる心理的变化、これをどういうふうに抑制したらいいのかと、いろいろ既に海外では研究があるということなんですけど、その辺りを教えていただき、そして、この日本の、今回法的にこれだけ言わば歯止めを掛けようというところを、より予防的に国民の中で効果を持たせるにはどうしたらいいのかというように教えていただけたら有り難いです。

○参考人（今井猛嘉君） ありがとうございます。

私も大変その辺は関心を持っています、なかなか難しい問題でございます。

まず、先生もおっしゃいましたように、海外、例えばアメリカ、イギリスもそうですが、アメリカ等では車の免許を持つということが自分の自立するということの象徴でございますので、まあ映画を見ればよくあ

りますけれども、お年を召されても免許を返納しないんだというおじいちゃん、おばあちゃんどうするかという話題が多々出てきます。そういうふうには、海外では、車の中では自由に振る舞って、そこで自分の思うとおりにいかない他者に対して攻撃的になるというふうな、言わばそういう自己主張の表れとして、日本的に言えばやはり運転のような現象が出ているのかと思います。

日本はもしかするとそうではないかもしれません。いろいろな社会的な制約あるいは居住関係等もあって車の中で初めて自由になれるという方もいらっしゃるかもしれませんが、日本ではそういうふうなことから攻撃性が強いというふうな記事を、論文も私は読んだことがあるのですが、日本ではそういうふうなことから攻撃性が執拗性に転化するというふうな分析もあつたように思います。ですから、そういうことをきれいに解決するのは、先生も御指摘のようにDVの問題と同じであります、犯罪社会学やあるいは社会学の見地を入れないと治らないと思うのですが、それは長期的な国の施策だと思えます。

ここでは、やはり今被害者が大変苦労されていることに直面し、刑事法学としてできることは何かとして出たものだと理解していただければと思います。

○嘉田由紀子君 ありがとうございます。

つまり、車の中で言わば束縛が外れて、そこでかなり人間は、暴力性というのは皆それぞれ持っていると思うんですけども、子供たちを見たら本当にけんか大好きで、子供時代にいっぱいけんかした方が後でおとなしくなるのよとかいうようなこともありますので、その辺りのところをかなり犯罪心理的なところも入れているのか、本当にこの密室の言わば暴力行為というのはなくならないのかなというふうなことで、是

非今後も、日本に余りそういう交通心理学とか研究がないので、今後もしろいろ発言していただけたら幸いです。ありがとうございます。

それから松原先生、法的なところを私は詳しく分からないので、言わば社会学的に見て、今回のようなかなり細部まで、行動の細部まで規定する、こういう法案を作ることが言わば刑法、法律的にどういう社会の変化を反映しているのか。先ほど来、高良さんと議論していただいていますけれども、ここにかかなり民意が反映しているということをおっしゃっていたんですけれども、その辺り少し教えていただけませんか。

○参考人（松原芳博君） 危険運転致死傷罪の二〇〇一年の新設自体、やっぱり民意を背景にしていたものだと思います。ただし、その民意のうち、法的に見てどこまでが考慮すべきで、どこからが行き過ぎなのかは丁寧に見ていく必要があると。単に敵討ち的な心理というのもやっぱり国民には当然あるわけで、それが過剰になってくるとかえって罪刑の均衡を失したり、あるいはかえって重過ぎると適用しにくいんで象徴立法になる。重ければ重いほどいいように思われがちですが、まず、重過ぎると警察、検察はやっぱりかなり限定的に解釈せざるを得ないという面もありますし、それから先ほど来お話に出た、重過ぎると当然ひき逃げとかそういうのを誘発していくという面もあるので、民意を反映した立法ではあるが、その民意としてどこまで受容できるかというのは丁寧な熟議が必要だろうと、こういうふうに思っております。

その上で、今回の五号、六号について、これは民意がもちろん起点ではありますが、四号との当罰性ということからすると、先ほど来、ちょっと、速度の主体が違っているという点は異質でありますけれども、やっぱり四号とのバランスは取れているのかなと、その意味では法律論としても一応受容可能な範囲内だろうと思っております。

一般論、最後に付け加えさせていただくと、ストレートに民意に 대응するという立法が望ましいのかどうなのか、やっぱりある程度は実効性のある具体的なところを考えていかなきゃいけない。その意味では、よく言われるのは、刑の重さよりも摘発の確実性が抑止力につながるといふうには言われているので、今回もやっぱり適用の確実性ということは今後考えていかないと抑止力にはつながらないなど。

それから、もう一つ、道交法との連携。やっぱり、危険運転致死傷罪は物理的危険に注目しているので、そうではないハイビームその他についてはやっぱり本法とはなじまない。その点は、道交法とうまく協力、分担して抑止力を担保していくべきだろうと私は考えております。

○嘉田由紀子君 ありがとうございます。

そういう意味では、先ほど小野田議員が岡山県の例を示していただきましたけれども、現場で、それこそ都道府県の交通安全協会なり、いろいろ免許の更新のときなどにきちんと広げていくということがこの後大変大事な点でございますね。ありがとうございます。

柳原参考人、本当に私、不勉強ながら、こういう分野で専門的にこれだけの研究と論考としていらっしやるということを知らずに失礼をいたしましたけれども、大変大事な分野だと思えます。あわせて、私、柳原参考人が御自分がバイクが好きだったということを言っておられて、実は私も正直に申し上げますと、免許を二十歳で取ったときに本当にうれしくて、そして六十歳まで運転していたんですけど、高速道路を

飛ばすのが好きでした。それは、いろいろなことがあるんですけど、あれですかっとするんですけどね。

ですから、そういう人間の心理というのも一方で無視できないとは思いますが、その辺りところで男女の違い、特に今回、言わば五条、六条に関わる場所は男性の画面が多いんですけど、それから、家庭内のDVでも、調査によると、二四%ぐらいは男性から女性なんですけど、最近、女性から男性のDVが一七%ぐらいあるんです。結構拮抗しているんです。この辺り、危険運転をするときのこの心理的なものも含めて、男女の違いみたいなのは現場で見ているのでしょうか。データとしても差がありますか。というのは、ここに、資料の中に危険運転の例がデータであるんですけども、法務省さんが出している、件数だけはあるんですが、ここで加害の側の男女の違いなどが無いので、この辺りちょっと現場から教えていただけたらと思います。

○参考人（柳原三佳君） この男女の違いというのは、私はデータのにははっきり見たことがありません。ただ、やっぱり今回の東名の事故にしても常磐道の事故にしても、加害者が道路に出てきていますよね。あれは、即自分も危ないと思うんですけども、やはりかなり命知らずなことをやっている加害者だなというふうに思いました。

要するに、それが男女の違いになるかどうか分かりませんが、やはり守るものが多い、子供なり家庭を守るといふ、そういう部分で、そういうものを守るものが多い人は、自分の身に危険が及ぶ、そういうふうなことは基本的にはやっぱりやらないうんじやないのかなというふうに感じます。やっぱり、男性の方が

そういう意味では、何でしょう、危険なことも、何かこう、かっとしやすくするというのがあるのかもしれないけど、ただ、それが男女の差ということではなかなか分析はできない部分がありますよね。

この間、東京でパトカーを振り切つて逃げて歩行者をはねた女性いましたけれども、あれは女性でしたし、やっぱり普通パトカーに止まりなさいと言われたら普通止まりますけど、やっぱり止まらないという、ああいう心理、それはもう男女に関係なくその人の持つて生まれた性格なのかもしれません。

○嘉田由紀子君 そういう意味では、先ほど教育ということが大変大事、もう交通心理学も含めて。密室に入るとどうしても暴力的になる、これはある意味で人間として持つている本能の一部かもしれない。それをどうやって抑えるかというのは教育だと思うんですね、特に子供時代から。お嬢さんのことを言っているらしいんですけど。その辺を、日本のそれこそ文部科学省の教科書の中にこの交通安全教育というのはどれだけ入っているのか、この後どうしたらいいのか、少しヒントがあつたら教えていただけたらと思います。

○参考人（柳原三佳君） もう是非これ、交通問題というのは、もうこれだけの多くの死者が出ているんですから、学校としてきつちり取り組んでいただきたいと思うんですが、でも、私、その前段階として、交通事故というものの正しい原因究明というものが必要だと思っっているんです。

一言ちょっと申し上げて、これはもう是非議員の皆様にも考えていただきたいんですけども、例えば日本って、居眠り運転ということで処理されている事故は極端に少ないんです。海外だったら高速道路での死

亡事故の半分ぐらいは居眠り運転と言われているんですが、日本の場合、ほとんど脇見で処理されています。居眠り運転ありません、はつきり言つて。居眠り運転だろうと思われる事故でも、ほとんどが脇見運転で処理されている。

ここの、なぜこういうことが起こっているのか。居眠り運転ということがはつきりすれば、じゃ、過労運転を防ぎましょうとかしつかりと運転する前には睡眠を取って出かけましょうとか、そういうことが教育できると思うんですが、要するに、大前提の事故の分析が非常に曖昧というか、捜査の方で、やはり過労運転、居眠り運転にしたら捜査が面倒くさいということもあるのかもしれないけれども、やっぱりその辺りをきっちりともっと分析していかないと本当の教育というのは難しいんじゃないかというふうに思います。

○嘉田由紀子君 ありがとうございます。

もう時間がないので、本当にお三方、ここが、私は、ここまで人の行動の中身まで踏み込んだかなり具体的な法案というのは珍しいと思うんですけども、そのところをいかに有効に、この後、予防的に抑止力を高めるかというのは、また立法府なり私どもの、政治家の責任だとも思いますので、ここはまた今後ともよろしく願っています。

ありがとうございます。

⑨ 《二〇二〇年六月四日》

法務委員会―片親親権制度を変更に向けての法務大臣の覚悟と見解―離婚後の面会交流と養育費支払い実現に向けた法務省パンフレットの活用状況―養育費支払いと面会交流に関する取決めの義務化―支援付き（監視付き）面会交流―都道府県、指定都市における面会交流センター設置の必要性―夫と妻の在り方に関する教育プログラム受講の法律による義務付け

○嘉田由紀子君 ありがとうございます。碧水会の嘉田由紀子でございます。少数会派にもお時間割り当ていただき、ありがとうございます。

まず最初に、今回提案されております自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案、いわゆるあおり運転処罰法改正ですけれども、先回の参考人質疑、また、今日もこれだけ多くの皆さんの質疑がございましたけれども、私自身も、今や車が、文明の利器が凶器になってしまっている、それも運転をする人のかかなり暴力行為に近いものが凶器になって人を死に至らしめるというような状況の中で、今回の処罰法改正は大変タイムリーなものと、民意を反映したものと理解をし、賛成させていただきます。その上で、是非とも、抑止効果を中長期的に発揮するためにも、交通教育そして学校教育の部分などでこの辺りを広めていただけたらと思います。

さて、いつものとおり一貫して父母の離婚後の子の養育に関する問題取り上げさせていただきます。

ども、四月十日に公表されました二十四か国海外法制調査結果を踏まえて、まずは、子供の居住地を移動すること、ここは共同養育の中で大変大事な事柄とされており、日本の中では余り理解されていないんですけども、海外では、相手の了解を得ずに監護親が勝手に居住地を移動することは禁止あるいは制限されている国が多いことが分かりました。子供の居住地を地理的に移動させることで面会交流条件悪化させる、あるいは子供にとって意義のある交流の実効性が下がってしまう、それを防ぐということでございます。

今、コロナの問題でこの面会交流、先ほど柴田議員が紹介くださいましたけれども、当事者の調査によりますと、八〇%近くの方たちがこのコロナによって面会が十分にできないという実態もございます。そんなところで、日本のように、離婚後の面会交流の軽視はもとより、婚姻中は共同親権でありながら、DVなどがない場合であっても、片親親権制度であるがゆえに、離婚後の親権獲得に有利だからということで子供を連れ去るような事案も頻繁に起きております。これは、片親の都合で勝手に居所、住居を変えられ、そしてもう片方の親との交流を遮断されるということで、子供にとってはかなり大きな被害になるわけでございます。これが海外からの子供の拉致国家とさえ言われ、ハーグ条約の違反とされる実態が日本国内でもまだ横行していると。その実態、法務大臣はもちろん御存じだと思います。

まず最初に法務大臣にお伺いしますが、片親親権制度であるがゆえに、父と母が子供の親権を奪い合つて、そして離婚裁判で先に連れ去った方が有利に親権を与えられるという、継続性の原則を実務とする裁判結果が大変たくさん出されております。親権を獲得するために連れ去り事件が後を絶たない。今こそ、民法八百十九条、片親親権制度を変えるときだと思います。法務大臣の覚悟と見解をお伺いいたします。

○国務大臣（森まさこ君） いつも申し上げていることですが、父母の離婚後も父母の双方が適切な形で子の養育に関わること、それは子供の利益の観点から非常に重要であると考えています。この点については、離婚後も父母の双方が子の監護の責任を負うべきであるとして、離婚後も父母が共に親権者となる制度を導入すべきであるとの意見があることや、他方で、これについて慎重な意見があることも承知しております。

父母が離婚をした後の子の養育の在り方については、現在、法務省の担当者も参加する家族法研究会において検討されており、この中で離婚後共同親権制度の導入の是非についても議論されています。

法務省としては、子の利益を図るといふ観点から、様々な御意見に耳を傾けながら、引き続きしっかりと検討を進めてまいりたいと思っております。

○嘉田由紀子君 ありがとうございます。

今回の二十四か国調査の中で、離婚時に面会交流及び養育費について法的義務を付与しているところは韓国、オーストラリア、オランダなど数は少ないことも分かりましたけど、同時に、様々な他の義務を課すことによって実質を上げようということが増えておることも分かりました。

そういう中で、今法務省さんいろいろな努力をいただいておりますけれども、面会交流と養育費の取決めを丁寧の説明をしたパンフレットがございます。今日皆さんにお配りしておりますけれども、このパンフレットが今どれくらい具体的に有効に活用されているか、その点を法務省さんの方、お願いいたし

ます。

○政府参考人（小出邦夫君） お答えいたします。

委員御指摘のとおり、法務省では平成二十八年から養育費及び面会交流に関する合意書のひな形及び記入例などを含めて掲載したパンフレットを作成して、全国の市町村等において離婚届の用紙と同時にこれを配付するなどの周知活動に取り組んでいるところでございます。

他方で、養育費や面会交流の取決めがまだまだ十分に行われていない現状、あるいはパンフレットの内容が詳細であり読みにくいといった指摘があることなどを踏まえまして、法務省では、離婚を考慮している方々が考えておくべき事項を整理したホームページを本年三月に新たに開設するなど、更なる周知活動にも取り組んでいるところでございます。

いずれにいたしましても、養育費や面会交流等、離婚後の子供の養育の問題、重要な問題であるものと認識しております。引き続き周知活動にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○嘉田由紀子君 ありがとうございます。

私も、先回法務大臣から御示唆をいただいてホームページ見せていただきました。大変分かりやすい、離婚を考えている、もうその段階から行く行くどうするのかということを導入する大変分かりやすいホームページになっていると思います。先々回だったでしょうか、明石市の事例も紹介させていただきましたけれども、こうして各自治体も含めてこの問題をより具体的に広報していただくことが大事だと思っております。

ります。

あわせて、やはり法的な問題、法務省ならではのところで展開をしていただきたいと思っておりますけれども、先回から申し上げますけれども、協議離婚の要件が本場に日本の場合には弱い。例えばこのパンフレットでも、養育費、面会交流のことをあらかじめ決めましようと思っても、それを決めていなくても離婚は認められますということが書いてある。事実そうなんです。全然何の取決めもなくとも、役場に、判こ一つついて、そして持っていったら離婚が認められてしまうという、もう世界的に見ても極めて緩い離婚制度になっているわけでございます。

そういう中で、民法七百六十六条では、養育費と面会交流条件の合意をつくってきたわけですが、これを義務化するという方向、お考えいただけだと思います。また、具体的に養育費の額面、面会交流の日数などについては国民の権利義務に係るものです。法律で養育費の金額、面会交流日数の最低限度



子どもの健やかな成長のために
～離婚後の「養育費の支払」と「面会交流」の実現に向けて～

子どもの養育に関する
合意書作成の手引きとQ&A

子どもにとって、両親の離婚はとて大きなできごとです。
子どもがこれを乗り越えて健やかに成長してけるよう、離婚をするときに親としてあらかじめ話し合っておくべきことに、「養育費」と「面会交流」があります。

法務省

出典 法務省作成資料
令和2年6月4日 参議院法務委員会 碧水会 嘉田由紀子

*上記パンフレットは、法務省HPに掲載されております。
<http://www.moj.go.jp/content/001286705.pdf>

を定めた上で、別途その最低限度よりも高い基準で当事者が合意できるようなガイドラインを政府として作成することが望ましいと考えますが、いかがでしょうか。法務大臣にお伺いします。

○国務大臣（森まさこ君） 未成年の子を有する父母が離婚する場合に面会交流や養育費の取決めがされることは重要なこととございますが、取決めの義務化となりますと様々な課題があるというふうに認識をしております。

現在、協議離婚の場合に取決めをしていないことが多いという現状もございますが、そのような現状に対する指摘も踏まえて、先ほど申し上げた家族法研究会で、未成年の子を有する父母が協議離婚をする場合に面会交流や養育費に関する事項等の子の養育に関する計画を策定しなければならないこととすることなどについて検討をされている最中であるというふうに承知をしております。

他方で、養育費の額や面会交流の日数については、具体的な事情や個々の親子関係等を考慮しなければならぬことがありますので、義務化という、法律やガイドラインによって基準を定めていくこと等については検討すべき課題も多いものと考えております。

養育費及び面会交流の取決めに係る規律の在り方については、委員の問題意識も踏まえまして、関係省庁と共に引き続き検討してまいりたいと思います。

○嘉田由紀子君 ありがとうございます。前向きに検討していただけたらと思います。

その中で、具体的に、先ほどの二十四か国の海外調査報告でも、公的機関による面会交流についての支援制度が大半の国にあります。ここが具体的に進めるときの大事なポイントだろうと思います。支援の中身としては、まず父母の教育、そしてカウンセリング、また面会交流が適切に行われるよう監督する機関の設置等がございます。

そこで質問ですが、この面会交流が適切に行われるよう監督する機関を設置している国において、どのような条件下でこのような監督機関が利用されるのでしょうか。特に、日本のように、監護親が監視付き面会交流以外認めない、この監視付きという言葉がちょっと硬いので、私はこれを支援付き面会交流と同時に使った方がいいかと思っておりますけれども、この面会交流を大変条件付ける監護親、ふだん暮らしている親ですね、が多いという日本の状況の中で、非監護親、つまり子供と暮らしていない親と子供が面会交流以外の選択肢を奪われるような仕組みを採用している国はあるでしょうか。法務省さんの方にお伺いします。

○政府参考人（小出邦夫君） お答えいたします。

今回の海外法制調査の結果によりますと、面会交流の際に第三者が監督又は同席するという支援を行う機関が設置されている国といたしましては、例えばカナダ、イギリス、オランダ、スイス、ドイツ、オーストラリアなどが挙げられます。また、これらの国のうちカナダ、イギリス、オランダでは、第三者の監督の下で面会交流を実施するなどの支援を受けるためには、両親間の対立が激しいため面会交流を行うことが困難であるなどの要件を満たす必要があるといった回答が得られております。

また、委員御指摘の、監護親が監視ないし支援付きの面会交流以外は認めないというだけで監視ないし支

援付きの面会交流以外の選択肢がなくなるような制度を採用しているか否かにつきましては、運用の問題は別といたしまして、そういった形での制度を採用しているといった回答はございませんでした。

○嘉田由紀子君 ありがとうございます。

この辺、かなり細部に入るので理解しにくいところもあるかと思いますが、面会交流という仕組み自身が日本では今まで余りなじみが一般的にないので、少し詳しく説明、また質問続けさせていただきます。

今、実は、離婚に至る父母の中でも八、九割はDVや虐待のケースではない、かなりお互いにフレンドリーで議論ができるというデータもございます。一方で、一、二割は児童虐待だったり育児放棄だったり薬物中毒など問題のある特殊なケース、あるいは大変高葛藤の親、このところが共同親権に対して大きな問題だということで慎重な意見が多いということでございます。

それも十分に理解した上で、裁判所が監視付き面会交流が必要と命じた場合にこの交流を認めるべきと考えますが、そのためには具体的に面会交流センターを少なくとも各都道府県、指定都市ぐらいの地理的な分布で設けるべきだと考えます。私も自治体を担っていた立場からしますと、住民にとっては、今まで判こ一つで簡単に離婚できたのに、そんな面倒くさい、養育費とか面会交流とかというようなことで、ついつい父や母は安易な方法を取ってしまうかもしれないませんが、子供のためを思うときに、やはりここは壁を越えるという意味で、地理的に都道府県範囲、あるいは政令市の地理的な範囲くらいで支援センターなどをつくるという法制化が必要ではないのかと思っております。

あわせて、この面会交流の水準を維持するためには、法務省による認証制度、様々な認証制度、前回はADRのことをお伺いしましたけれども、認証制度を設けたり、あるいは格付、面会交流の実施率やあるいは満足度、カウンセリングなどのサービス提供を行うなどの制度的保障が必要だと思えます。特に、これまで余り広がっていなかった分野ですので、この辺り、自治体の担当者等の理解を深めるためにもこの制度的保障が必要だと考えますけれども、法務省さん、いかがでしょうか。

○政府参考人（小出邦夫君） お答えいたします。

面会交流の実施につきましては、当事者間のみで面会交流を実施することが困難な場合があり、そのような場合には面会交流を支援する機関が必要であるとの指摘や、そのような支援を行う機関が法的な裏付けのない民間団体では不十分であるといった指摘があることは承知しております。

この点につきまして、家族法研究会では、面会交流の取決めの実効性を高める方策として、面会交流の支援機関に対する公的支援の拡充や公的機関による認証を与える制度等についても検討される予定と承知しております。

いずれにせよ、面会交流が適切に行われることは子供の健やかな成長にとって重要であると考えており、引き続き、委員の問題意識も踏まえ、しっかりと検討してまいりたいと考えております。

○嘉田由紀子君 ありがとうございます。

最後に、法務大臣にお伺いしたいんですけども、やはり、実は離婚の前に結婚とは何かということも含めて夫と妻の在り方のようなところが教育プログラムが必要だろうと常々私たち思っていましたけれど

も、未成年者がいる父母で離婚する場合には、面会交流、養育費の取決め含めて父母の教育プログラムを受講する、その受講した後、一つのこれを離婚の要件に入れて、そして受講そのものも法律で義務化をするというようなことも大事だろうと思います。

このことは、直接に対応する市町村、市区町村ですね、でもいろいろ問題は出てくると思うんですけども、やはり法の支配、それが子供にとって大事な後ろ盾になるということ、この辺り、プログラム、父母の教育プログラムの受講を法律で義務付けするという点について、法務大臣の御意見いかがでしょうか。

○国務大臣（森まさこ君） 委員がいつも教えてくださる海外の教育プログラム制度については承知をしております。そういった海外の制度は、我が国の離婚後の子の養育に関する法律制度の在り方を検討する上で参考になるものと考えています。

この点については、家族法研究会でも、一定年齢以下の子の父母が離婚する場合に公的機関等による離婚後の子育てに関するガイダンスの受講を義務付けることの当否が論点として挙げられ、検討の対象となっているものと承知をしています。

私としては、担当者に対し議論に積極的に参加するように指示をしておりますので、引き続き議論の推移を注視してまいりたいと思います。

○嘉田由紀子君 ありがとうございます。

いつも申し上げますが、本当に子供たちが法的に守られていないという中で、できない理由はいっぱいあります。新しいことをやるには、特に現場でできない理由はいっぱい出てくると思うんですが、必要性がある、そして法のサポートを求める子供たちがいるというところで、やる意思を固めていただけたらと思います。

ありがとうございます。これで終わります。

*参議院法務委員会での配布資料では御座いませんが、ご参考として、「特定非営利活動法人日本リザルツ」作成資料を掲載させていただきます。

共同養育計画合意書

1. 親権・監護権

子どもの親権、および、監護権は下記のとおり定めます。

	第一子	第二子	第三子
ふりがな			
子の名前			
生年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
性別	男・女	男・女	男・女
親権者	父・母・他() 名前:	父・母・他() 名前:	父・母・他() 名前:
監護者	父・母・他() 名前:	父・母・他() 名前:	父・母・他() 名前:
備考			

2. 養育費 (父・母)より(父・母)へ、下記のとおり養育費を支払うこととします。

※入学、入院など、一時的、あるいは急な費用については、備考欄に記入のとおり定めます。

	第一子	第二子	第三子
月額	円	円	円
支払日	<input type="checkbox"/> 毎月 日まで <input type="checkbox"/> 給与振込時の引落し	<input type="checkbox"/> 毎月 日まで <input type="checkbox"/> 給与振込時の引落し	<input type="checkbox"/> 毎月 日まで <input type="checkbox"/> 給与振込時の引落し
開始日	平成 年 月	平成 年 月	平成 年 月
終了時	ア) 満 歳 <input type="checkbox"/> 誕生日まで <input type="checkbox"/> 誕生日に達した後の3月まで イ) 高校・専門学校・短大・ 大学・大学院の卒業まで ウ) その他 ()	ア) 満 歳 <input type="checkbox"/> 誕生日まで <input type="checkbox"/> 誕生日に達した後の3月まで イ) 高校・専門学校・短大・ 大学・大学院の卒業まで ウ) その他 ()	ア) 満 歳 <input type="checkbox"/> 誕生日まで <input type="checkbox"/> 誕生日に達した後の3月まで イ) 高校・専門学校・短大・ 大学・大学院の卒業まで ウ) その他 ()
備考			

支払方法

	第一子	第二子	第三子
口座振込 ※振込手数料は、養育費を支払う親が負担します。			
金融機関名	銀行・信用金庫(組合)	銀行・信用金庫(組合)	銀行・信用金庫(組合)
店名	本店・支店	本店・支店	本店・支店
口座種類	普通・総合-()	普通・総合-()	普通・総合-()
口座名義			
口座番号			
その他			

©特定非営利活動法人 日本リザルツ 離婚と親子の相談室「らぼーる」(2015年2月)

1

共同養育計画合意公正証書

第1条 (離婚の合意等)

夫〇〇〇〇(以下「甲」という。)と妻〇〇〇〇(以下「乙」という。)は、本日両者間の未成年の長男〇〇(平成〇年〇月〇日生、以下「丙」という。)及び二男〇〇(平成〇年〇月〇日生、以下「丁」という。)の親権者を乙と定め、乙において監護養育することとして協議離婚すること及びその届出は乙において速やかにこれを行うことを合意し、かつ、協議離婚届出が受理されることを条件として、養育費、面会交流について次のとおり合意した。

第2条 (養育費)

甲は乙に対し、丙及び丁の養育費として、別紙共同養育契約合意書(以下「本件合意書」という。)のとおり、平成27年2月から丙及び丁がそれぞれ満20歳に達する日の属する月まで、各人について下記の金員を支払う義務あることを認め、これを、毎月〇日限り乙の指定する金融機関の預金口座(本件合意書2. 養育費の支払方法欄記載のとおり。)に振り込んで支払う。振込手数料は甲の負担とする。

- 2 なお、丙及び丁が、満20歳に達する前に就職した場合には、同人に対する養育費の支払は、同人の就職した日の属する月までに短縮する。また、丙及び丁が〇〇〇(時期)までに四年制大学に進学した場合には、甲は、乙に対し、丙については平成〇〇年〇〇月までの間(終期)、乙については平成〇〇年〇〇月までの間、上記養育費を支払う。
- 3 甲及び乙は、丙及び丁の進学、病気等による特別の費用の負担については、本件合意書2. 養育費の備考欄記載の方針に従って対応するものとし、具体的内容については、別途協議するものとする。

第3条 (面会交流)

- 1 甲及び乙は、甲と丙及び丁との面会交流については、本件合意書のとおり合意した。
- 2 乙が、本件合意書記載の面会交流を実施しなかった場合には、乙は、甲に対して、一回の不履行につき、一日あたり金〇〇万円を、予定されていた面会交流実施日の該当月(宿泊付き面会交流の場合には最終日の該当月)の翌月末日までに、支払う。

第4条 (強制執行認諾)

- 1 甲は、第2条に定められた金銭債務の履行を遅滞したときは、直ちに強制執行に服する旨陳述した。
 - 2 乙は、前条2項に定められた金銭債務の履行を遅滞したときは、直ちに強制執行に服する旨陳述した。
- 以上

* 特定非営利活動法人 日本リザルツ 作成資料

共同養育計画合意書

面会交流計画 (その2)		第一子	第二子	第三子
子の受け渡し場所				
迎え	場所	<input type="checkbox"/> (父・母)の自宅 <input type="checkbox"/> 最寄() <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> (父・母)の自宅 <input type="checkbox"/> 最寄() <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> (父・母)の自宅 <input type="checkbox"/> 最寄() <input type="checkbox"/> その他()
	方法			
送り	場所	<input type="checkbox"/> (父・母)の自宅 <input type="checkbox"/> 最寄() <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> (父・母)の自宅 <input type="checkbox"/> 最寄() <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> (父・母)の自宅 <input type="checkbox"/> 最寄() <input type="checkbox"/> その他()
	方法			
その他 ※第三者を介した受け渡しをする場合には、その第三者氏名等				
面会交流時の行動範囲				
面会交流時の行動範囲 (範囲の例:東京都内、日帰り圏内 等)		<input type="checkbox"/> 自由 <input type="checkbox"/> 範囲を定める ()	<input type="checkbox"/> 自由 <input type="checkbox"/> 範囲を定める ()	<input type="checkbox"/> 自由 <input type="checkbox"/> 範囲を定める ()
その他 ※指定された範囲外に行く場合には、下記の帰省・旅行等の取決めに準ずる。 ※監視付の面会交流が必要な特別な事情がある場合には、その面会交流場所(公園、施設等)と監視者名				
父母の連絡方法				
電話・メール等・手紙・書面等				
その他				
交通手段				
電車/バス等公共交通機関利用				
自家用車 法定基準に則したチャイルドシートを備えていること。				
その他				
費用負担				
送迎、面会交流中の移動にかかる交通費は(父・母)が負担する。				
その他				
帰省・旅行等 ※父母に関わらず、帰省・旅行等宿泊を伴う場合は予め、旅程や宿泊先等の情報を相手の親に知らせること。 ※父母に関わらず、海外に子を連れて出る場合は、事前に一方の親の了解をとること。				

©特定非営利活動法人 日本リザルト 離婚と親子の相談室「らぼーる」(2015年2月)

3

共同養育計画合意書

3. 面会その他の交流 離れて暮らす親と子どもの交流は下記のとおりとします。

面会交流計画(その1)		第一子	第二子	第三子			
予定							
例:第 週の 曜日 時～ 時 第 週の 曜日 時～ 曜日 時まで (泊 日)							
祝日		偶数年	奇数年	偶数年	奇数年	偶数年	奇数年
建国記念日	2月11日						
春分の日	3月21日						
秋分の日	9月23日						
文化の日	11月3日						
勤労感謝の日	11月23日						
天皇誕生日	12月23日						
振替休日							
上記以外の3連休以上は、その週末を過ごす予定の親と過ごすものとする。							
春休み							
ゴールデンウィーク							
夏休み							
冬休み							
子どもの誕生日							
その他 ※父母の誕生日、祖父母の誕生日の取決め等 ※子の病気などで実施できなかった際の代替日の設置についての取決め等							
その他の交流							
手紙・メール・SNS等							
電話・ビジュアルコミュニケーション							
その他							

©特定非営利活動法人 日本リザルト 離婚と親子の相談室「らぼーる」(2015年2月)

2

共同養育計画合意書

子どもの養育について、以上のとおり合意いたします。

平成 年 月 日

【父】

氏名 : _____ 印

現住所 :

電話 :

メール :

緊急連絡先:

【母】

氏名 : _____ 印

現住所 :

電話 :

メール :

緊急連絡先:

【立会人()】

氏名 : _____ 印

団体名: 特定非営利活動法人 日本リザルツ

住所 : 東京都千代田区霞ヶ関3-6-14 三久ビル 503

電話 : 03-6268-8744

【立会人(弁護士)】

氏名 : _____ 印

住所 :

電話 :

共同養育計画合意書

【追加規定】

1. 親の現住所

転居する際は、1か月前までにもう一方の親へ連絡する。また、下記について、変更が生じた際は、変更が生じた日から____日以内(具体的な日数を記入)に、もう一方の親に連絡することとする。

非監護親: 居住地、実家住所、郵便物受取住所、職場の住所、および電話番号

監護親 : 居住地、実家住所、職場の住所、および電話番号、子の学校

2. 子の情報の共有

子の成績表、学校行事、進学、課外活動、予防接種、アレルギー、通院(お薬手帳含)の記録、引越し等、子の重要な情報は共有することとする。

3. 面会交流の取消し等

ア、非監護親が、遅刻の連絡をしないまま、____分(具体的な数字を記入)以上約束の時間に遅れた場合、監護親は、その回の面会交流を取り消すことができる。

イ、決められた面会交流が実施できない場合、その事由が生じた側は他方の親に____日前までに通知しなければならない。その場合には代替日を提案し、他方の親の同意を得なければならない。事由が子の病気の場合、非監護親の求めに応じ、診断書、通院記録等を提出しなければならない。

ウ、面会交流時に子が病気などで予定通りに面会交流が終了出来ない場合、非監護親は速やかに監護親に通知しなければならない。

4. 否定的な発言の禁止

どちらの親も、子に聞こえる距離で、もう一方の親やその家族、友人などについて否定的な発言をしてはならない。また、第三者が否定的な発言をするのを許してはならない。

5. 伝言

子に言づてをさせてはいけない。父母は直接連絡を取り合い、言づてに子を利用してはならない。

6. アルコール、薬物の使用

(父・母)は子と一緒に過ごす____時間前(時間を指定)または一緒にいる間に、アルコール飲料を服用してはならない。禁止された薬物、危険ドラッグ等は常時使用してはならない。また、子の前で第三者が使用するのも許してはならない。

7. 煙草

どちらの親の家、車においても、子を副流煙にさらしてはならない。

8. 日誌

父母は日誌を共有し、子が一緒にいる際に生じた健康、教育、福祉に関する情報を記録する。この日誌は子とともに移動するよう父母は確実に受け渡しを行う。

9. その他の取決め事項

例: 子がパスポートを保有している場合のパスポートの保管者等

10. 合意内容の変更

本合意書は、子や親の変化と必要性に応じて追加、または変更しうる。その場合は、変更事項と父母の署名、日付を記した書面2通を作成のうえ、父母は各1通を保管する。本合意内容の追加または変更について父母間で合意に至らない場合は、再度、特定非営利活動法人日本リザルツのADR手続きを利用することに合意する。

11. 共同養育計画の発効

本合意書は、平成____年____月____日より効力を有するものとし、当該日から、父母は養育費の支払い及び面会交流を開始するものとする。

現在、離婚後の子どもの養育のあり方について、子どもの権利を守るといふ視点から、面会交流の実現、養育費不払いへの対応、共同養育計画の策定、共同親権の導入など、国会における議論と専門家による検討が進んでいる。

本年五月二十九日の森まさこ法務大臣の記者会見では、「法務大臣養育費勉強会」による「我が国の子どもたちの未来のために」と題する取りまとめ（以下「今回の取りまとめ」という。）が紹介され、法務省ホームページのお知らせ一覧に掲載された。

現在、養育費の不払い問題の解消を含め、離婚後の子の養育に関して検討する会議体としては、公益社団法人商事法務研究会の中に「家族法研究会」が置かれ、法務省や最高裁判所の職員が参加している。今回の取りまとめを発表した法務大臣直轄の私的勉強会としての「法務大臣養育費勉強会」に加え、今後、法務省と厚生労働省の審議官級職員が連携して検討を行う「タスクフォース」や「法務省内検討会」の設置が予定されている。更に、本年六月二日、自民党女性活躍推進本部が、安倍総理大臣に対して、内閣府に養育費の不払い問題に対応する省庁横断の対策本部の設置を求めたのに対し、安倍総理大臣は、「しっかりと提言を受け止め、関係省庁の取り組みを加速する」と応えたと報じられている。尚、法務省には、法務省組織令第五十四条に基づき設置された法制審議会の下に民法（親子法制）部会が置かれている。このように、政治家、

行政官、法学者などの専門家を構成員とする会議体が数多く設立されつつあり、いつ、どの会議の場で、重要な決定がなされるのか、分かりづらい状況が生じている。そこで、以下、質問する。

一 養育費の不払い問題の解消を含め、離婚後の子の養育に関して検討する会議体それぞれの役割と、会議体相互の関係を示されたい。

二 「法務大臣養育費勉強会」のような私的諮問機関には、委員の任命や運営の透明性など、政策形成に対する影響力の大きさに対して、審議の公平性や透明性が低いとの課題が指摘されている。今回の取りまとめの内容については、法制審議会あるいは法制審議会に設置される部会において検討を行うのではなく、法務大臣の私的勉強会で検討を行っているが、政策形成過程の透明性について、どのように認識しているか。

三 現在ののような複数の会議体を使い分ける検討の進め方は、国民の生活に重大な影響を及ぼす政策課題に関する論議を不透明なものとし、国民の不信を招きかねないと懸念するが、政府のご認識を示されたい。

四 森まさこ法務大臣は、本年六月二日の記者会見で、「養育費の不払いが子どもの貧困の大きな原因の一つになっているという指摘」を引用し、「養育費の不払い解消は喫緊の課題である」との認識を示されている。子どもの貧困問題の中でも、特に、養育費の不払いを解消する施策を進めるには、国民の理解と幅広い支持が必要である。そこで、養育費の確保を支援する団体だけではなく、面会交流を支援する団体などを始

めとして国民各層から幅広く意見を聴取する必要があると考えるが、政府のご認識を示されたい。
右質問する。

内閣参質二〇一第一四三号

令和二年六月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員嘉田由紀子君提出法務大臣養育費勉強会に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

内 閣

参議院議員嘉田由紀子君提出法務大臣養育費勉強会に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

御指摘の「法務大臣養育費勉強会」は、法務大臣の私的な勉強会として開催されたものであり、研究者、ひとり親の支援団体等からヒアリングを行うなどした上、養育費の履行確保に関する現状の問題点を整理するとともに、今後の取組の方向性等について検討をしたものであって、その成果である「法務大臣養育費勉強会取りまとめ」（以下「勉強会取りまとめ」という。）を、令和二年五月二十九日に公表したところである。

また、御指摘の「タスクフォース」は、法務省及び厚生労働省の担当官を構成員として、養育費の支払確保のための新たな公的支援制度の在り方等を検討することが予定されており、現在、立ち上げに向けて準備中である。「法務省内検討会」は、弁護士、研究者等で構成し、現行制度の枠内で実施可能な施策等を検討することが予定されているところ、これらは、いずれも、勉強会取りまとめの内容を踏まえて更に検討を進めるものである。

他方、御指摘の「家族法研究会」は、民間の団体が行っているものであり、その役割等について政府と

してお答えする立場にないが、そこでは、養育費の支払確保や面会交流の促進を含め、離婚後の子の養育の在り方全般について、法改正も視野に入れた検討が進められており、法務省の担当者がこれに参加している。

これらの検討結果を踏まえ、民事基本法の改正の要否が問題になる場合には、法制審議会に諮問をして更に調査審議を尽くすこととなる。

いずれにせよ、既に勉強会取りまとめを公表しているところであり、今後も、法制審議会が開催される場合には議事録を公表するなど、透明性を確保することとしているところであり、「国民の不信を招きかねない」との御指摘は当たらないものと考えている。

四について

お尋ねの「幅広く意見を聴取する」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、養育費及び面会交流を始めとする父母の離婚後の子の養育の在り方については、国民各層の意見を踏まえた上で検討を進める必要があるものと考えている。

【委員会質疑】 2 参議院東日本大震災復興特別委員会

① 《二〇二〇年三月十九日》

東日本大震災復興特別委員会

○嘉田由紀子君 碧水会の嘉田由紀子でございます。少数会派にもお時間をいただき、ありがとうございます。

八分しかございませんので、かなりポイント絞って質問させていただきますと思います。

まず、今日、ポイントとしては、リスクコミュニケーションにおける科学的データ、そして、そのコミュニケーションの結果、どこまで、言わば社会的に説得し、そして関係者が納得できるのかというそのプロセス等踏まえて質問させていただきたいと思えます。

先ほど維新の石井さんがリスクコミュニケーションの理論は何かということ言っていていらっしゃいましたけど、私、四十年間、環境汚染とそれに関わる今というリスクコミュニケーションをやってまいりまして、柱が二つあると思っております。

一つは、科学的な観測データなど数値で表せるものです。これについては、そこで言わば対話を活発にし

て、そして社会的な公平性、透明性を担保できる。もう一つは、それだけではなかなかコミュニケーションになりません。つまり、当事者が生活者であるのか、あるいは事業をしていらっしゃるのか、当事者の自己納得。それは、私は自分化、パーソナライゼーションと言っていますけれども、そのデータと、それから納得するための自分化のプロセス。これには共感ということが大変大事だろうと思います。この辺のところを柱にして、この後、大きく三つの分野から質問をさせていただきます。

一つは、去年の台風十九号で、残念ながら、せっかく集めたフレコンバッグが流されてしまいました。このところで放射能蓄積の影響について考えていただきたいんですけども、今日、一つ資料をお出ししましたけれども、これは滋賀県が環境科学センターという県のセンターと一緒にベータシックな放射性物質の拡散、被曝経路を作りました。

大きくは大気。特に琵琶湖の場合には若狭湾、大変近い。一番近いところだと、流域の最先端から十三キロでございます。そういう近接地にあるので、万一の事故が起きたらどうなるか。大気の移流、拡散。それから、それが水の中に入ったらどうなるのか。河川や湖沼や、そして地下水。それが人に関わったらどうなるのか。飲料水、あるいは魚を食べたりする、そういうところでの食料。あるいは、直接接触することもございます。

こういう大きな大気の流れ、水の流れ、人への影響というものを基にしながら、次のページには、これも、二〇一一年の三月以降、もし同じような事故が琵琶湖で起きたらということ、魚食性魚類などを含めて、食物連鎖の中で、プランクトンから小さな魚、大きな魚ということで、言わば蓄積を基にした予測結果を出しました。

これで大変心配なのは、ピワマスというとても大事な固有種で、そして食べておいしい魚ですけど、そこは数年間、言わば食品の基準値百ベクレルを超え続けてしまうということです。一方で、コイやフナなどは水色の部分です。それから、アユなどは年魚ということで基準値よりもはるかに低いという、そういうシミュレーション出させていただきました。

この辺のところを踏まえまして、まずはフレコンバッグの問題ですけれども、台風十九号では大型土のうが大量に流出してしまいました。そこで、環境省さんにお伺いしたいんですが、大型土のう流出による流出先周辺地域への放射能汚染の影響評価はどうなっているでしょうか。また、今後の自然災害に備えるために大型土のう再配置、また中間処理施設、どういうふうに運ぶのか。特に、このときに、私はかねがねハザードマップ、徹底したハザードマップ、それも川だけではなくて、土砂災害やあるいは内水も含めた徹底したハザードマップに基づいた形でこのフレコンバッグの安全な保存ということをお願いをしたいと思います。そこを環境省の方からお願いをいたします。

○副大臣（石原宏高君） 台風十九号により大型の土のう袋が流出した四か所の仮置場や回収場所周辺における環境省による空間線量率や水中の放射線物質濃度の測定を実施した結果は、環境への影響は確認をされております。しかしながら、こうした流出事案というのはあつてはならないことで、大変遺憾であるというふうに考えております。

再発防止に向けて、環境省では、昨年十二月から今年二月まで、全ての仮置場を総点検をさせていただきました。総点検では、昨年十一月末時点で除去土壌等を保管していた七百六十五か所の仮置場を対象と

して、委員御指摘のハザードマップも参考にしながら、机上調査により河川の近傍、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等に立地する仮置場三百二十二か所を抽出をいたしました。その上で、この抽出した三百二十二か所全てにおいて現地調査を行い、仮置場ごとに想定される災害事象、既往の対策内容等について整理をしまして、専門家の意見も踏まえて分析を行った結果、流出防止等対策が必要な仮置場は福島県内に十二か所あることが確認をされました。

これらの十二か所の仮置場について、環境省、福島県、関係市町村が連携、調整をし、除去土壌等の早期運搬、流出防護柵の設置といった対策内容の詳細を決定して、梅雨の時期が到来する前の五月までに対策を実施してまいりたいと思います。

○嘉田由紀子君 ありがとうございます。

本当に梅雨の前に手を打っていただくということ、大変心強いです。

一昨日、記者会見で今のことも発表していただいて、昨日新聞にも出ておりますので、一定程度、国民の皆さんも理解をいただいていると思いますが、このところで、この後、中間貯蔵施設に運んだ後もどのように言わば安全に管理するかということもお願いをしたいと思います。

時間がございませんので、二点目ですけれども、放射能の蓄積についてのモニタリングについてお教えいただきたいと思います。

二〇〇一年の一月に環境省が設置されてから、来年、二十年目を迎えます。環境省のモニタリングのデータに対してどのような結果が出ているか、ちょっとお伺いをして、また続きは次回にまとめたいと思います。

まず、環境省の政府参考人の方、お願いします。

○委員長（青木愛君） じゃ、その点だけ恐縮でございます、よろしく願います。

○政府参考人（上田康治君） お答えいたします。

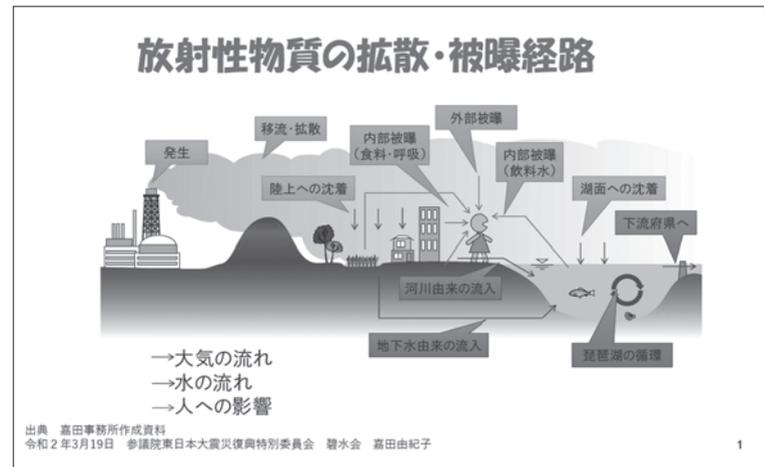
環境省では、平成二十三年から福島県及びその周辺の公共用水域における放射性セシウム濃度のモニタリングを実施しており、例えば福島県の浜通り地区では河川、湖沼及び沿岸部の計百九地点において測定を実施しているところでございます。

水質濃度の経年変化につきましては、河川水質は二十九年度以降全ての地点において不検出、湖沼水質は平成二十四年度に最大値が百ベクレル・パー・リットルであったものが、直近の平成三十年度の測定では最大値が五・二ベクレル・パー・リットル、沿岸部の水質は調査開始以来全ての地点において不検出となっております、概して減少傾向であると承知しております。

また、底質濃度の経年変化についても、直近の平成三十年度の最大値とそれ以前の最大値を比べると、河川、湖沼及び沿岸部のいずれにおいても減少傾向であるところでございます。

これらのモニタリング結果は、環境省ホームページで公開するとともに、地方公共団体にも情報提供を行い、地方公共団体のホームページ等により地元関係者への情報発信に活用されているものと承知しております。

○嘉田由紀子君 ありがとうございます。今後ともまた続けさせていただきま



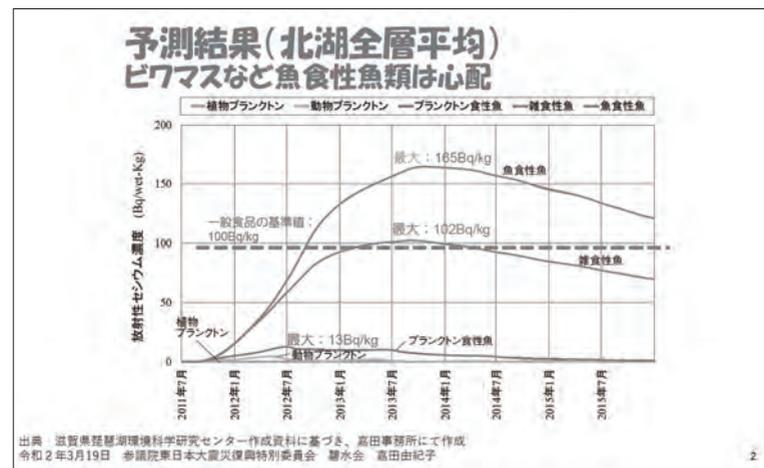
② 《二〇二〇年四月十五日》
 東日本大震災復興特別委員会

○嘉田由紀子君 碧水会の嘉田由紀子でございます。

前回、少し時間をオーバーしてしまいました、申し訳ございませんでした。私は、福島放射性物質が拡散をし、そしてそれが大気から水、そして生き物にと広がり蓄積をする、その中で生活環境にどのような影響があるかということを経験的に踏まえた上でリスクコミュニケーションの一端として質問をさせていただきます。

先ほど来、汚染水の海洋放出のことで若松議員、また紙議員も言及しておられましたけれども、この放射性物質、実は、こんなに広く、そして深く入り込んだものは、チェルノブイリ以来、地球上で二か所目、それが福島でございます。ですから、私たちはこの放射性物質の影響ということを経験的に踏まえた上で、基礎知識がございません。

そういう中で、人々への影響というののもっとも疫学的にもデータがない。その中でリスクコミュニケーションということでございますので、前回も、滋賀県での放射性物質の拡散、暴露経路の図をお示ししながら、大気というふうな流れ、それが水、表流水、地下水、どういうふうな流れ、それが行く行く生き物にどう影響してくるかということを経験的に踏まえた上で科学的に正しく測ることが大事だと申し上げました。



そしてもう一本は、その測ったデータをどうやって当事者にお伝えするか。そのときには、大変大事なことは、納得をいただけるデータ、それも個人だけではなくて集団として納得をいただけるデータ、それをどうお示しするかということで、まさに今、海洋水の放出というのはこの部分に懸かっているんだらうと思います。

そして、前回余り強調しなかったんですけど、実は人々は、私たちも含めて、誰がそのデータをどういう目的で出すのかというところで、根本には信頼関係がないとデータ納得できません。その信頼というところは、まさに政府の、復興庁なら復興庁が出す、環境省なら環境省が出されるデータの基にある隠れた部分でございます。果たしてその信頼関係が今政府と国民の間にできているのかということも踏まえた形で、これから三点について質問をさせていただきます。

まず一点目は、私はずっと琵琶湖、あるいは内水面の生活環境の研究してまいりましたので、大変気になってるのが福島の内陸部での淡水魚を活用する内水面漁業についてでございます。事故後、内水面漁業にどのような影響があるのかということの水産庁の参考人の方にお伺いしたいと思います。

○政府参考人（藤田仁司君） お答えいたします。

内水面におきます漁獲対象種でございますけれども、放射性物質基準値、百ベクレル・パー・キログラムを超える割合は、震災直後ですね、全検体の三割を超えていたものが、直近では〇・三％と大幅に減少している状況でございます。

安定的に基準値を下回る魚種につきましては出荷制限が順次解除されております。現在、利根川水系の

ウナギを始めとする八水系、八魚種の出荷制限が行われているという状況になっております。

農林水産省といたしましては、引き続き、地方自治体が行います放射性物質検査への支援を行いますとともに、検査結果や出荷制限の解除の情報等をホームページ等で発信しているところでございます。今後とも、関係省庁と連携をいたしまして、内水面漁業の復興に努めてまいりる所存でございます。

○嘉田由紀子君 ありがとうございます。

食物の基準が百ベクレルですから、今お答えいただきましたように、事故直後は三割ほどが百ベクレルを超えていたのが今は〇・三％に下がっている。

そういう中で、特に魚種が問題ですね。前回、水質のこともお伝えいただいたんですけども、表流水は比較的もう検出されずというのが多いんですけども、底質にたまっているというデータが今でもあります。

例えばため池辺りですと、浜通りのため池は一万ベクレル以上の底質データというのが十か所ほどありますので、今お伝えいただいた利根川水系、特にウナギというのは底質、底にすんでいるということで、どちらかというと濃度がいまだに下がり切っていないという、そのような理解でよろしいでしょうか。

ウナギ以外にどのような魚種が今出荷停止になっているでしょうか。

○政府参考人（藤田仁司君） 確かにウナギにつきましては、生態上かなり、何といいますが、底にいますか、そういう部分あるんですけれども、元々、内水面の魚種につきましては、体の浸透圧の調

整の関係上、非常に放射性物質を海水魚に比べますと放出しにくいという、そういう性質がございます。その上に、どうしても、魚食性の魚というんでしょうか、ほかの生物を食べるような魚になりますと、どうしても、何といたしますか、ほかの魚が取っている放射性物質をその体内に取り込む可能性があるということ、明確にこの魚種についてはこうだというのが明らかになっているわけではございませんけれども、傾向といましては、確かに、ほかの魚、高次の魚食者といえますけれども、ほかの魚を食べるような魚種についてどちらかという傾向が高いということが明らかになっております。

それと、委員御指摘のほかの魚種でございますけれども、例えばイワナですとかヤマメ、あるいはコイ、ウグイといったものがいまだに出荷制限の指示を受けているという状況でございます。

○嘉田由紀子君 ありがとうございます。

まさに食物連鎖ですね。高次のというのは、植物プランクトンから動物プランクトン、そして雑食性から魚食性というところで、食物連鎖の高次にあるところは蓄積をされる、生物濃縮ということになるんだろうと思います。

そういう意味で、実は先回も、三月十九日にお示ししたんですけど、万一、琵琶湖が例えば若狭湾岸の事故の影響を受けると、一番濃度が高くなってしまふのがビワマスやビワコオオナマスだということもお伝えさせていただきました。

そういう中で、今後とも是非しっかりモニタリングをして、そして、なぜ濃度が高くなってしまふのかという食物連鎖の仕組みも含めて、国民の皆さんに広がっていただきたいと思います。特に地域で、遊び

でつかんだり、ウナギがつかめたりしたら本当に大喜びですから、今もウナギはなかなか高価で食べられないので、そういうものを口にするとかやはり影響がありますので、是非そのデータは地域の住民の方に食べ方まで含めた形で広げていただけたらと思います。

次にお伺いしたいのが林産物でございます。

先ほど紙さんが林業のことをお伝えくださいましたけれども、住民の方たちとお話をしていると、やはり福島で、飯館村でもそうです、あるいは浪江でもそうです、春になったらワラビ、ゼンマイ、そして秋にはシイタケ、あるいはナメコと、うまくしたらマツタケというような形で、林産物に大変楽しみを持って、そしてそれが大事な食材でございました。

林産物への影響というのはどうでしょうか。農林水産省の政府参考人の方にお問い合わせいたします。

○政府参考人（前島明成君） キノコ、山菜についての御質問でございます。お答え申し上げます。

キノコ、山菜につきましては、放射性物質濃度が基準値であります百ベクレル・パー・キログラムを超え割合は、震災直後が全検体の二割であったものが、直近では一・八%と、大幅に減少しております。

一方、出荷制限を解除するためには、森林、原野などに広く分布しております野生のキノコ、山菜などの検査結果が全て安定して低水準になる必要がございます。これには相当の期間が必要となるという状況でございます。このため、一部の品目、区域につきましては出荷制限解除が行われておりますものの、現時点で二十二品目、十三県百九十三市町村におきまして出荷制限が指示されておるとい状況でございます。

このため、農林水産省といたしましたし、地方自治体が行う放射性物質検査への支援を行うとともに、検査結果や出荷制限解除の情報などをホームページなどで迅速に発信しているところがございます。引き続き、安心してキノコ、山菜が採取できる環境づくりに努めてまいりる所存でございます。

○嘉田由紀子君 ありがとうございます。

その出荷制限の品目なり、あるいは市町村の地図化はなされて公表されていますか、分かりやすく。地図はどうでしょうか。

○政府参考人（前島明成君） 出荷制限の状況などにつきましては、もちろん品目、あと市町村というようなことを地図化も含めて公表させていただいてるところでございます。

○嘉田由紀子君 というのは、私も二〇一一年以降、年何回か福島への支援に滋賀県知事として行かせていただいたんですけど、そのときに本当につらい話を、やはり季節季節に山に入って、楽しみで、しかも山の中で孫に、これはこういうふうに見えるんだという、キノコなどは毒キノコも怖いですから、それを教えるのが何よりも楽しみだったお年寄りの方が、事故後、山に入っても食べれないと。

それは本当に、ある意味で文化を、山菜を食べる文化を破壊をし、そして次の世代につながらないということになりますので、その辺り、何としてもこういう文化的なところにも配慮していただき、そして内水面と、それから林産物と、余りふだん関心がないんですけども、ここは是非、福島の皆さんの生活環境が改

善されるように今後ともお願いいたします。

三点目に、復興大臣にお伺いしたいんですが、先ほど申し上げましたリスクコミュニケーションの強化、これは、科学的データとともに言わば納得をしていただく、そういう了解の部分と併せて大変大事なのが信頼関係です。自分が信頼している政府が言ってくれるのかどうか、そのところが若松議員なり紙議員がこだわっておられたところだろうと思えますので、その辺りのところ、復興大臣として、あるいは、今の政府は福島の漁業者の皆さんからきちんと信頼されているのかどうか、リスクコミュニケーションの観点からお願いをいたします。

○国務大臣（田中和徳君） 嘉田委員にお答えを申し上げたいと思います。

風評払拭に向けては、風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略に基づいて、正確で効果的な情報発信だとか被災地産品の販路拡大など、我々、政府一体となって取り組んできているところでございます。復興庁でも、テレビ、インターネット、SNSやラジオなどあらゆる媒体を活用させていただいて、放射線に関する正しい知識だとか福島県産農林水産物の安全性等についての効果的な情報発信を実施してまいりました。また、福島県産農林水産物が市場で適正に評価されるには、流通業者などに御理解をいただくことが非常に重要であると認識も改めていたしておるところでございます。

このため、私自らも、安全でおいしい福島県産農林水産物が一人でも多くの消費者の方々にお届けができるように、直接、流通業者だとか消費者の方々に対して発信をいたしました。最近も経済団体のトップと面会をさせていただき、福島県産品の利用だとか販売等に関する支援をお願いいたしましたところで

ございます。

引き続き、関係省庁等と連携をして、福島県産農林水産物の安全性の発信及び福島県産の品々の利用、販売促進に力を入れてまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○嘉田由紀子君 御丁寧にありがとうございます。でも、それは信頼につながらない。今、このコロナの中で安倍政権から営業自粛を言われても、結局暮らしが成り立たなかったら、ですから、自粛とともに補償だと、営業補償だと。先ほど来、若松議員も言ってるじゃないですか。汚染水を流して万一漁業に大きな影響が出たら、それは生活保障してくれるのかどうかという問題ですね。ですから、皆さんが暮らしの中で、本当に福島で、あるいは日本に生まれてよかった、この国で生きていけるんだという、そういう安心を担保していただけなのかと、それが政府の、政治の大きな役割だろうと思います。

そういう意味で、単なる口先の手続的なりスクロミユニケーションではなく、本当に安心をきちんと国民の皆さんの前に示せるようなそういう復興対策にしていただけだと思います。希望でございます。

ありがとうございます。以上です。

③《二〇二〇年六月三日》

東日本大震災復興特別委員会

○嘉田由紀子君 ありがとうございます。碧水会の嘉田でございます。少数会派にも時間をいただきまして、ありがとうございます。

私、今回の復興庁設置法等の一部を改正する法律案、基本的に賛成ですけれども、ただ、やはり、やり残した問題として、復興防災省が必要だろうということで質問させていただきます。

まず、これまでの議論少し振り返らせていただきますが、昨年の第九十八国会、参議院の予算委員会の公述人の五百旗頭真氏が防災復興庁の提案をしておられます。三点です。一点目は、災害が起きる前から備えるための責任組織。復興庁は、実は三・一一のときもできるまでにかなり、一年近く掛かってしまいました。ですから、できる前、起きる前に。二点目は、警察、消防、自衛隊など、各機関を束ねる総司令部的な専門的な母体。三点目が、内閣府と復興庁のノウハウを持続的に蓄積をして、次なる災害に備える人材育成と。

五百旗頭先生は、元々は国防の専門家ですから、言わば災害からの安全保障ということを御提案いただきました。また、京都大学の元防災研究所長の河田恵昭氏、私も知事時代から随分お世話になりましたけれども、防災省のことをずっと一貫して言っておられます。さらに、この五百旗頭氏の提案の後、本日もおられますけれども、杉尾議員、川田議員、また谷合議員、衆議院の方では玄葉議員、阿久津議員などが活発な議

論を進めてきておられます。

そういう中で、この附帯決議にある、五年後には組織の在り方を検討すると、協議中ですけれども、まだ決定されていませんが、そのところも含めて、やはり復興防災省の必要性ということの議論をさせていただきま。

また、全国知事会も昨年七月に提案をしております。今日、資料一として、全国知事会が復興庁と内閣府をこういふふうにとまとめたかどうかという図を出してくださっていますので、資料一として添付しております。

さらに、土木学会が二〇一八年に国難をもたらす巨大災害対策についての技術検討報告書を出しております。これは、一部それがテレビの題材にもなっています、本心に慄然とするものですけれども、例えば南海トラフ地震、一千二百四十兆円の経済損失が二十年間続く、ここにきちんとハード対策を入れたら四割以上縮減できる。そして、死者数も二十三人ほど予測されているんですけれども、うまくリスクコミュニケーションを図ったら四分の一縮減できる、四分の三にできるというような提案もしております。

防災省については、いろいろできない理由、屋上屋を重ねるとか、あるいは既存の省庁との役割分担難しいとかあるんですけれども、ここは腰を据えて、数年掛けてでも議論を積み上げていけたらと思っております。

それで、最初の質問ですけれども、まず、既存のいろいろな災害でどういう死者が出たり被害があるのかということ、今日は河川行政についてお伺いいたします。

二〇一八年七月初旬の西日本豪雨、全国観測史上最大の豪雨、百二十三か所で起きてしまいました。そのときに、四国の愛媛県肱川の上流部に野村ダムというところがありますが、ダムの放流が関わり五人が命を落としてしまわれました。

なぜダム直下で放流水により死亡者が出たのか、それに対してその後どのような対策を立てたのか、国土交通省さんの方にお問い合わせいたします。

○政府参考人（塩見英之君） お答えを申し上げます。

平成三十年七月豪雨ではこれまでに経験のない異常な豪雨となりました、これによりましてダム下流で甚大な被害が発生したところでございます。

このため、野村ダムのある肱川では、四国地方整備局が検証等の場を設置いたしましたして、住民の避難行動につながるより有効なダム情報の提供、あるいはより効果的なダム操作につきまして取りまとめを行いますとともに、国、県、市、町が連携をいたしまして、ハード、ソフト両面から流域の防災・減災を図るプロジェクトを取りまとめて実行に移しているところでございます。

具体的には、野村ダム下流の河道掘削等によりまして緊急的に河川の流下能力の向上を図りますとともに、昨年六月には野村ダムの利水のための貯留水を事前放流いたします体制確保を図ったところでございます。また、ダムの改造によって増えました下流の鹿野川ダムの治水容量を活用いたしましたして、野村ダムが通常の洪水調節をしながら放流する量を増やしまして、より大きな洪水で洪水調節ができるようなダム操作規則の改定も行ったところでございます。

またさらに、住民避難のためのダム情報につきましても、ダムが満水に近づきまして、ダムからの放流量をダムへの流入量と同じ程度にするいわゆる緊急放流に移行する際の情報の充実ということで、ダム放流時のサイレンの回数を増やしたり、切迫感が伝わるようなアナウンス文章への見直し、また、平時から浸水リ

スクを認識していただくためのハザードマップの作成等に取り組んでいるところでございます。

こういった取組に加えまして、今般、全国的な取組の一環といたしまして、野村ダムの事前放流を更に拡大することでありませうかと、また今後は、肱川の河道整備によります流下能力の向上、これに応じまして、ダムからの放流量を一層拡大できるような対策についても取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

○嘉田由紀子君 御丁寧ありがとうございます。

今のキーワード、一つは事前放流ということで、資料二として新聞記事を出させていただいておりますけれども、うまく気象情報を活用して三日前から事前放流をしておくとかダムの治水容量が全国でほぼ倍になると。これ、大変画期的な、私は、ダム操作のコペルニクスの転換と、よくやられたなど、ここは感謝をしております。

実は、ただ、この事前放流とかいう対策は、既に河川法の中には入っていたんです。ただ、予防的措置は本当に難しい。私が今これだけ防災省、復興省を提案をしているのは、日本の多くの行政の施策の中で、予防的政策って大変難しいんです、いろんな利害調整がありますから。だから、死者が出てしまった、事故が起きた、だからこれをしなきゃという事後対策は合意形成しやすいんですけれども、事前には合意形成しにくい。

その一つの例を次にお示ししたいんですけれども、皆さんの資料三のところに河川法五十二条というのがございます。

実は、私、二〇〇八年、滋賀県の知事時代に、この河川法五十二条を使って、当時、滋賀県内に大戸川ダムというのが計画されていきました。実際に、費用負担は大阪府と京都府が中心だったんです。ただ、この大戸川ダムの治水容量を、すぐ近くにある喜撰山ダムという関西電力の利水のダムです、この喜撰山ダムで活用したら大戸川ダムの必要性は少なくなるんじゃないかと。これは、大阪府の知事、京都府の知事、滋賀県、三知事が要望したんですけど、結果的には門前払いでした。できなかったんです。そういうふうに、それは当然なんですけれども、関西電力さんの了解が得られないといけない、利水用の。そのところがこれまでではできなかったんですけど、今回こうして全国的に事前放流を制度化なさったというのは大変大事なことでだろうと思います。

ですから、予防的に命を守るということそのことを省庁の設置の目的にすることで、例えば先ほどの紙委員が言っていた原子力の問題で、農地が汚染されて農業者の命が危ない、その農地を守る、もちろん目的です。農業者の命が危ない、そういうことを目的にしたら、流れが比較的分かりやすくなるんじゃないのかと思います。

ということ、次の質問なんですけれども、この事前放流で、喜撰山ダム、関西のですね、調整が今回できて使用可能容量が出されているんですけど、何万トンの容量ができていますでしょうか。河川局さん、お願いいたします。

○政府参考人（塩見英之君） お答え申し上げます。

国土交通省におきましては、国民の命と暮らしを守るために、治水施設の整備と、また水災害に備えた警

戒避難体制の強化など、ハード、ソフト両面から取り組んでおります。

御指摘のダムの事前放流でございますけれども、御指摘の喜撰山ダムは関西電力が管理をしておりますが、今回、一連の利水ダムの治水活用の取組の流れの中で、近畿地方整備局と利水者の協議を行いまして、今回、事前放流によりまして洪水調節に利用可能となります最大容量は四百九十七万立方メートルというふうになっております。

○嘉田由紀子君 ありがとうございます。

こういうふうにして事前に予防的措置ができるということ、それが、実はもう一つ、西日本豪雨のときに倉敷市の真備で五十一名が亡くなりました。本当に現場はもう真つ平らで、何でここで、しかも真つ昼間に自宅で溺死した高齢者の方が四十名くらいおられたんです。

こういう自宅で溺死するということを防ぎたいので、私自身は防災あるいは環境の研究者としてなぜ死者が出るのかということをしている調べておりましたら、河川政策がどうしても川の中だけなので、人が住む方に視野が行かないということで、二〇〇六年、知事になってから流域治水政策というのを進めてきたんですけれども、その前段として、この真備地区、短くて結構ですので、済みません、時間がなくて、真備で何でこういう被害が出たのか、ちょっとコメントをいただけますか。河川局さん、お願いします。

○政府参考人（塩見英之君） 平成三十年七月の西日本豪雨では観測史上最大となる降雨水量を記録したと

いうことで、八か所もの堤防の決壊が起き、甚大な浸水被害が発生したということございまして、その後、ハード、ソフト両面から対策を講ずるということで、国、県、市が連携をいたしまして、真備の緊急治水対策プロジェクトというものを策定し、治水施設の整備と併せて避難確保対策の強化に取り組んでいるというところでございます。

○嘉田由紀子君 ありがとうございます。

野村ダムもあるいは真備も調査に行きまして、本当に、事前に見えていたら命が守れたのということ、本当に亡くなった方たちがお気の毒だったわけです。

そういうことを防ぎたいがために、川の外の人が暮らすところを守るということを河川政策の目標にしようとして、滋賀県では流域政策局というのをつくりました。つまり、河川局を広げて、土地利用や建物そして避難体制含めて、全てを命を守るためにということできつくり替えをして、ただ、これをやりながら分かったんですけど、本当に条例一つに八年間掛かりました。ただ、もう前例がありますから、ほかのところでも展開していただけたらと思うんですけども、ここに、繰り返しになりますが、予防措置を目標とする復興防災省の存在価値があると思っております。

実は、先ほどの愛媛の肱川に調査に行ったときに、最下流のところ三善地区という地区がありまして、ここも内閣府が大変すばらしい予防対策をしておられたんです。それで、真備のような、在宅で、家の中で死者が出るような、そういう状況の中を全部逃がして一人も死者を出さなかった。内閣府さんの見事なモデル事業だったんですけども、こちらでできたら、質問なんです、このようなモデル事業、過去五年間で

七十か所ということなんですけど、私、三善地区の話聞かせていただいて、あつ、これは、全国で水害、土砂災害、地震、いっぱいあります、小学校区ぐらい、全ての小学校区ぐらい、二万か所以上ありますけど、そういうところでできたらいいのなと思います。

ということ、今、内閣府の防災として、このような災害に対する備え、人材的に十分かどうか、この辺り、今井大臣政務官にお伺いいたします。

○大臣政務官（今井絵理子君） 防災に関する専門的な人材、人員の確保は、我が国にとって重要な課題だと思っております。

昨今の一連の災害対応を踏まえ、課題への対応を図るべく、内閣府防災担当の令和二年度組織定員を拡充いたしました。また、この人事運用に当たっては、過去に内閣府防災担当や各省庁の危機管理部局に勤務した経験のある職員を再び内閣府防災担当に配置するなど、専門的な経験を有する職員の育成に努めています。

委員御指摘の地区防災計画のモデル事業については、地域の防災リーダーを中心に、市町村や住民等が地区防災計画や避難計画等の策定に取り組みやすくなるよう、これまで内閣府職員とともに防災に関する有識者が地区の支援に当たってきたところです。その結果、全国、今、約四千の地区で防災計画が策定済み又は策定に向けた活動が行われております。

このような地域の防災力向上のためには、内閣府職員のみならず、地方自治体の職員、防災に関する地域の専門家を確保することが重要だと考えています。今後、地域の自主的な地区防災計画の策定をより一層推進するために、本年度から計画作成を支援できる自治体職員や地域の専門家を育成する研修も行うこととされています。

今後とも、我が国の防災・減災を更に強力に進めていくため、必要な人員体制の確保等に最大限努めてまいります。

○嘉田由紀子君 ありがとうございます。
九十人余りの本場に少数精鋭でやっていただいていることを感謝を申し上げます。

ただ、本務はある意味で出向ですので、本務が国土交通省だったり農水省だったり総務省だったり。ですから、防災省の中に、内閣府の中でずっと何十年もプロであるという仕組みになっていないので、それが防災省の必要性ということだろうと思っております。

昨年の十一月二十七日に当委員会、杉尾秀哉議員が平副大臣に、今、東南海、南海、あるいは首都直下地震などが起きたら、内閣府の防災体制、万全の体制できているんでしょうかとお伺いしたんですけど、そこはどうでしょうか。

○委員長（青木愛君） 時間が来ております。おまとめをお願いいたします。
では、簡潔に御答弁お願いいたします。

○大臣政務官（今井絵理子君） 災害対応については、内閣総理大臣の指揮の下に内閣官房や内閣府が中心

となつて省庁横断的な取組を行つてきたところです。

今年の四月に、自然災害即応・連携チーム会議を四月に設置いたしました。これは、平時から内閣危機管理監の下に係省庁の局長級が定期的に集まり、そして自然災害対応における連携を一層強化してまいります。

引き続き、先生御指摘のように、関係省庁も含め、内閣府全体としても、この我が国の危機管理体制が万全になるように努めてまいりたいと思ひます。

○嘉田由紀子君 御丁寧にありがとうございます。

○委員長（青木愛君） おまとめをお願いいたします。

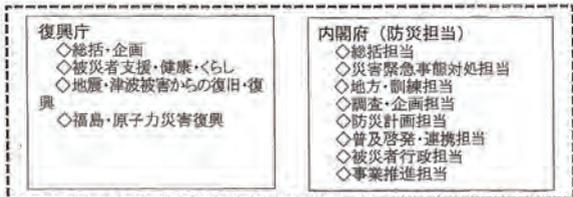
○嘉田由紀子君 復興大臣様には、また次回、御覚悟を聞かせていただけたらということで、済みません、時間が来てしまいました。

どうもありがとうございます。

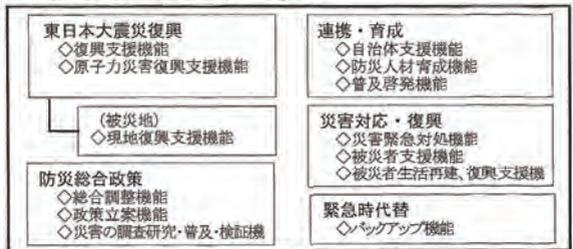
【資料1】

新たな復興及び防災・減災体制の役割について

現行組織



新たな復興及び防災・減災体制



※現在の復興庁・内閣府（防災担当）の具体的な役割

復興庁	
総括・企画	総括 調査・調整 企画 予算・会計 等 総合政策
被災者支援・健康・くらし	被災者支援 住宅 医療福祉 産業復興 復興特区 等
地震・津波被害からの復旧・復興	インフラ構築 復興交付金・調整費
福島・原子力災害復興	原子力災害復興 福島圏域インフラ構築 等
岩手復興局 宮城復興局 福島復興局	
内閣府（防災担当）	
総括担当	中央防災会議の運営 内閣府（防災担当）の総括
災害緊急事態対処担当	緊急災害対策本部、非常災害対策本部の運営 災害応急対策の実施（情報収集・集約、事態対処 等） 災害応急対応に関する企画
地方・訓練担当	各種訓練の企画、実施（訓練、地方連携、研修）
調査・企画担当	被害想定、各種行動計画の策定（海溝型地震対策、首都直下型地震対策、津波対策、風水害対策、火山対策）
防災計画担当	防災基本計画の策定（防災基本計画、海溝型地震防災計画、首都直下型地震防災計画） 地域防災計画の策定指導
普及啓発・連携担当	防災教育等の普及、啓発（教育・普及啓発、企業等事業継続） ボランティア活動の推進（市民連携・ボランティア）
被災者行政担当	被災者行政に関する企画（災害救助、避難所） 要配慮者災害時要援護者への対応
事業推進担当	被災者生活再建支援制度、被害認定（防災拠点施設、復旧・復興）

出典「『復興・創生期間』後も必要となる復興及び防災・減災体制の確立を求める提言」
全国知事会（令和元年7月23日）
令和2年6月3日 参議院東日本大震災復興特別委員会 聴水会 嘉田由紀子

河川法

(洪水調節のための指示)

第五十二条 河川管理者は、洪水による災害が発生し、又は発生するおそれ
が大きいと認められる場合において、災害の発生を防止し、又は災害を軽減す
るため緊急の必要があると認められるときは、ダムを設置する者に対し、当該
ダムの操作について、その水系に係る河川の状況を総合的に考慮して、災害
の発生を防止し、又は災害を軽減するために必要な措置をとるべきことを指示
することができる。

出典 電子政府の総合窓口 e-Gov より

令和 2 年 6 月 3 日 参議院東日本大震災復興特別委員会 碧水会 嘉田由紀子

肱川の河川流域をめぐる複雑さ (多目的ダムへの期待と多盆地連携地形雑性)

- ・鹿野川ダム
・昭和28年洪水調節・電力開発目的
- ・昭和34年完成
- ・平成30年7月豪雨では過去最大流入量3800トン、
肱川橋水位8.11メートル、大洲市内で2800戸浸水、
4人が死亡。
- ・野村ダム
・昭和42年、宇和島・八幡浜地域の農作物洪水被害・
水道水不足→雨予分水
- ・昭和56年ダム完成、灌漑面積約7,200ha、給水
人口は約16万人。
- ・平成30年7月豪雨では過去最大流入量1942トン、
西予市野村地区で約650戸浸水、5人が死亡。



出典 国土交通省四国地方整備局大洲河川国道事務所作成資料にもとづき、嘉田事務所にて作成

令和2年6月3日 参議院東日本大震災復興特別委員会 碧水会 嘉田 由紀子

2018年7月西日本豪雨 岡山県倉敷市真備地区の被害

・西日本豪雨
で最大の死者
がでた倉敷市
真備地区の事
例分析。

・真備は特別
ではない。日
本中の新興住
宅地区の代表



【資料5】

出典 京都新聞作成資料をもとに嘉田事務所にて作成 令和 2 年 6 月 3 日 参議院東日本大震災復興特別委員会 碧水会 嘉田由紀子

ダム容量 3日前放流で2倍

大雨時 梅雨控え体制整備

農家の協力欠かせず

事前放流 損失補償に不安も

ダムの事前放流のイメージ

大雨による流入
↓水位を下げて蓄留
利水放流

事前放流 損失補償に不安も

ダムの事前放流のイメージ

大雨による流入
↓水位を下げて蓄留
利水放流

【資料3】

出典 2020年5月24日 神奈川新聞掲載記事より

令和 2 年 6 月 3 日 参議院東日本大震災復興特別委員会 碧水会 嘉田由紀子

デイベロップメント・ゴールズという、地球規模でこのエネルギー問題、環境問題どういくべきかというのは、人類として大きな方向は国連でも合意しているわけでございます。そして、環境問題を長い間研究をし、政策をつくってきた立場からいいますと、日本の災害多発、何としても、温暖化の影響とこれは言わざるを得ないだろうと。世界的にも格差がまだ残っております、途上国、先進国。そして、国内でもそうですけど、弱者のところへ温暖化の悪影響は忍び寄っているところと、やはり私たちは誰も取り残さないSDGsを目的にしなければいけないだろうと、私自身は政治家として考えております。

そういう中で、この脱炭素化というのはもう地球規模でいかにざるを得ない。また後から岩瀬参考人にもお伺いしたいんですけども、それで、まず、畑中参考人が言っている中東諸国脱炭素化という、二十年、三十年、五十年を考えると、サウジアラビアの世代間対立、そして皇太子が言わばこの国をどう持っていくかというときに、雇用問題あるいはジェンダーの問題など社会問題化している、これは大変、一国の責任者としては大事な方向だろうと思うんですね。それで、一つの国として石油だけに頼るといのは、国の富、国富を一つの資源に頼るといのは、本当に国家の運営としても脆弱でリスクが高いと思います。

そういう中で、サウジアラビアの皇太子が考えている未来のアラビア、それに対して日本が例えば雇用政策や勤労意欲のところへ貢献できるんじゃないのかとおっしゃっておられたので、この辺りもう少し展開していただけると有り難いです。これ、ジェンダーの問題も含めて、若い人、女性が言わば稼働能力が持てない社会というのはかなりいびつだろうと思うんですけども、その辺のところ、ちょっと社会学者としても興味があるものですから、教えていただけたら幸いです。

○参考人（畑中美樹君） どうもありがとうございます。

御承知おきだと思えますけれども、サウジアラビアのビジョン二〇三〇という、二〇三〇年を達成目標年にした総合的な経済社会開発計画というのを打ち出しております。その中でやはり彼らが言っているのは、石油産業から脱するということが一点目。二点目は、その中でやはりサウジ人の雇用を増やしていくということですね、これが第二点目で言われているところでございます。この目標自体は非常に正しいことで誰も反対するところがないんですけど、問題は、その政策というか手段、それがなかなか具体的にできていないところなんです。

恐らく、サウジと日本との関係でこのサウジ・ビジョン二〇三〇を考えると、実は、今のサウジアラビアの皇太子というのは、新婚旅行が日本に来ておられるんですね。なおかつ、奥様が時折単独で日本によく来ておられるということで、非常に日本のことをお好きでいらっしゃるんですね。日本のことがお好きでいらっしゃる中の理由の一つとして、やはり日本における、日本人が一生懸命働いている、そういう姿を目にして、そのことを非常に好んでいるというのを一つ挙げておられるんですね。

そういうことから考えて、やはり日本としては、現在も既に少しは始めてはいるんですけども、もう少し踏み込んでサウジアラビアに対して政策的提言というような形で、サウジアラビアのこれからの産業の育成のためにはこういう政策が必要である、あるいはサウジ人の勤労観を改め雇用を育成するためにはこういう政策が必要であるというふうなことを、具体的な政策として日本とサウジアラビアの対話の場で御説明するようなことが今後についてはあってもいいのかなというふうに思っております。

○嘉田由紀子君 ありがとうございます。

今日はもう時間がありませんのでこれ以上踏み込めないと思いますけれども、やはり日本が他国に貢献できる企業なり雇用なり勤労意欲というのは、教育のところから含めて、また家族の中で子供が育つプロセスというのも大変大事だと思いますので、その辺またいろいろお教えいただけたらと思います。

田中参考人に、この脱炭素化の中で、言わばペルシャ湾岸地域全体の安全性を担保すること、それはもちろん中長期的には脱炭素化で、でも当面は頼らざるを得ないわけですからけれども、日本の外交のスタンスを、どう今の日本の外交のスタンスを評価なさっておられるでしょうか。

○参考人（田中浩一郎君） イランとの伝統的關係もそうですけれども、サウジアラビアとの緊密なやり取り、UAEも同様ですね、カタールとも緊密な關係を保っております。ある種、八方美人に見えるかもしれませんがせんけれども、うまくバランスさせているかなとは思っております。

願わくばまだほかにもできることがあるんじゃないかなと思うんですが、脱炭素化というキーワードがありましたので一つだけ申し上げますと、実は、湾岸諸国、これ押しなべて、産油国、産ガス国がござって存在しておりますが、今大気汚染が非常に深刻です、どこでも、PM二・五も含めてですね。これ、フレア、要するに地中から上がってくる随伴物などを燃やしてしまっているということによって大気の状態が非常に悪いところが多いので、こういったところにも積極的に支援なり技術協力などをしていくべきではないかと思えます。

○嘉田由紀子君 ありがとうございます。

大気汚染の環境技術は、それこそ日本、四大公害をかなり克服してきたものがございますので、それは同時に企業活動にも、例えば堀場製作所さんなどは全世界に向けて技術蓄積しておりますので、ヒントをいただき、ありがとうございます。

岩瀬参考人にお伺いしたいんですが、先ほど安倍政権の今の政策を評価していらっしゃるとおっしゃっていらっしゃいましたけれども、具体的にはどういうふうなところを評価をし、そして今後政策的なリスクはないのかどうか、その辺りお教えいただけたら有り難いです。

○参考人（岩瀬昇君） 先ほど申し上げましたように、日本のエネルギー政策にとって大事なことは、我々は持たざる者であるということを確認することだと。資源がないんだということを確認した上で、それはできれば国民全般でございますけれども、その上で何ができるかということを考えるべきだと。

日本ができることのひとつとしてあるのは、先ほど申し上げましたが、世界の平和を維持すること、それによって輸出入、貿易体制が潤滑にいくような方向に行くこと。そういう意味では、トランプ政権のアメリカ一国主義的なやつに対しては言うべきことは言うべきだろうと思うんですが、私が安倍政権の今のやり方で評価していると申し上げたのは、平和を維持するために、先ほど八方美人ということもありましたけれども、八方美人、結構だと思うんですね。

世界の国々にはそれぞれの事情があつて、そこに手を突っ込むことは内政干渉だというふうに反発される

と、望んでいることもできなくなりますので、八方美人と見られても、それでもやはりそれぞれの国の必要とするものが何なのかを見極めて、日本ができることは手を差し伸べていくと。そういう意味での平和を維持するために、先ほど申し上げましたけれども、商社マンとしても立派な対応をしているなど。その平和を維持するため、外交、外務省が立派なんだと思うんですけども、やっていることを私は評価していると申し上げている次第です。

○嘉田由紀子君 ありがとうございます。

もう時間が来てしまいましたので、この資源エネルギーの問題、環境問題を含めて本当に日本国の大事な将来でございますので、また皆様からいろいろお教えいただけたらと思います。

本日、ありがとうございました。

②《二〇二〇年二月十九日》

資源エネルギーに関する調査会

○嘉田由紀子君 碧水会の嘉田由紀子でございます。少数会派にもしっかりと時間をお与えくださいます、ありがとうございます。

原子力発電所問題につきまして、大きく三点お願いをしたいと思います。

まず、大前提ですが、私は、昨年の八月から参議院議員としてこちらに來させていただいておりますけれども、それまで、二〇〇六年から二〇一四年まで二期八年、滋賀県知事をしておりました。その当時、特に三・一一の福島の事故のとき、滋賀県知事としてこれは全くよそ事ではないと思ひまして、知事として、また元々の科学、環境研究者としてもいろいろ研究をさせてもらいました。

具体的には、先ほど来問題になっております敦賀原発、あれは琵琶湖の最源流の余呉町中河内というところからたった十三キロです、たった十三キロです。そして、その水源が琵琶湖に入るわけです。それから、大飯原発、二〇一二年に三、四号機の再稼働が大問題になりました。大飯原発も県境から三十キロ、そして、大飯の原発から福井県庁に行くよりも滋賀県庁に來る方が近いというくらい近接をしております。たまたま県境があるので原発立地とは言われておりませんが、被害を受けるという意味では、私は、被害地元だということ、いろいろ政策もつくってまいりました。

その中で、まず一点目ですけれども、今日、通告させていただいております大飯原発についてお伺いいたします。

二〇一四年の五月二十一日に福井地裁が大飯原発の運転差止めを命じる判決を出されました。当時の裁判官の樋口英明さんの講演を直接に聞かせていただきました。そこでの樋口裁判長の判断は大変明快で分かりやすいものでした。つまり、大飯原発の耐震強度は一般住宅より脆弱で、大飯原発を再稼働することは危険極まりない、第二の福島事故を起こしかねない、国家としての賭けであるということでございます。

具体的な数値で見ますと、大飯原発一、二、三、四号機、昭和四十年代から五十年代に立地しておりますが、

建設当時の耐震強度四百五ガルで、東日本大震災後、補強されて七百ガルとなりましたが、最新の再稼働申請時には、三、四号機、八百五十六ガルまで上げられたということです。

一方、昭和五十六年の耐震基準の変更を受けて、一般住宅の耐震強度は大きく強化をされております。我が国で記録された最大震度の地震、四千二十二ガルに耐えられるよう、ハウスメーカーの一般住宅は、これメーカーによっても違いますけれども、四千ガルを超える地震にも耐えられるよう耐震強度を上げております。そういえば、福島第一原発事故の直後、私は、余り直近までは行けなかったんですけども、福島地域を見せていただいて、古い家屋はかなり地震で壊れていたんですけども、新しい家屋はそのまま建っているということも見てまいりました。

つまり、住宅メーカーの耐震強度よりも原発自身の強度が低かったんじゃないのかということを一一般市民としても疑問に思うわけですが、このところ質問ですけれども、一般のハウスメーカーの住宅と比べても桁違いに耐震性が低いと樋口裁判長が言われた大飯原発あるいは高浜原発を再稼働させてよいのかどうか、原子力発電所の耐震基準強化に向けた取組などを含めて更田委員長にお伺いをしたいと思います。

○政府特別補佐人（更田豊志君） お答えをいたします。

まず、御質問の中にありました一般住宅における地震動、四千二十二ですとか四千ガルに耐えるようにという、これは住宅自体の揺れの際の値であって、住宅自体が揺れたときの加速度のことを指しております。一方、原子炉施設の敷地に大きな影響を与えると予想される地震動として策定する、いわゆる基準地震動というものは硬質地盤である解放基盤表面といったものにおける地震動を表しています。これは、両者は違う

ものですので、比較できないものであります。

何かを揺らしているときに、軟らかいものの上にあるものの加速度と底で揺すっているところの加速度というのは非常に大きく異なります。ですから、この二つの数値というのは比較できないものを比較しているということをお願いしたいと思います。

○嘉田由紀子君 それは多分科学的な説明なんでしうけれども、私たちが一般市民として、それではこの地震の数値の意味が全然違うという判断になるんでしょうか。樋口裁判長の判断は全く間違っているということでしょうか。樋口裁判長は、地震大国の日本には北海道から沖縄まで原発を動かせるところはどこにもないと言っておりますけれども、その辺りのところ、比較できないものを比較して、数値が間違っている、司法として間違っていたという御意見と伺っていいですか。

○政府特別補佐人（更田豊志君） 私はその樋口委員長の御発言というのを承知をしておりますけれども、もしその数値を挙げて、一般住宅の四千と大飯の解放基盤表面による基準地震動八百五十六を比較しての御発言であるとすれば、それは比較できないものを比較しているということになります。

しかしながら、この地震大国の日本には原発を動かせるところはどこにもないとおっしゃっている御意見そのものについては、私ども、コメントする立場にはございません。

○嘉田由紀子君 私は、その辺の科学的な背景、地震学でありませんでこれ以上コメントできませんが、

ただ、本当にあの地域で一般住宅が壊れなかった、これ、それこそ事故調でも、原発が問題だったのか地震が問題だったのか津波が問題だったのかということは今でも原因究明できておりませんけれども、一般住宅で新しい住宅がほとんど倒れていなかったところで原発が地震で倒れたとしたら、やはりその言わば耐震強度というものは問題にしなければならぬと思っております。

これはコメントはよろしいんですけども、実は、昭和四十年代に大飯原発が立地する、そのときの状況を地元で聞き取りをいたしました。

大飯原発、昭和四十年代初頭ですけれども、ちょうどあの頃、日本中で米余りになり、農業がどうなるかということ、実は大飯原発が立地しているところは隠れ田だったんです、地元の人たちにとっては。この後、米が作れなくなる、あるいは作っても売れなくなる、そうしたらあそこを何かに使おうということ、当時、かなり大きなゼネコンの副社長をしていた方が、じゃ、あの隠れ田を原発誘致したらどうかということ、とを言って、そのときに地盤調査がきちんとなされていなかったということも伺っております。

ただ、これは当時のデータが、どこまで地盤調査をしてあそこに立地したのか、なかなかデータがないんですけど、この後、私自身も研究をさせていただきたいと思っております。

さて、そういう中で、先ほど来、日本の安全基準は世界で最も高いと言われて、例えば、安倍総理、二〇一四年の一月二十四日の第百八十六回施政方針演説では、世界で最も厳しい安全基準と言っておりますけれども、この根拠はどういうところにあるんでしょうか、更田委員長にお願いいたします。

○政府特別補佐人（更田豊志君） お答えいたします。

お答えに先立ちまして、先ほど私の発言の中で樋口委員長と申し上げてしまったようでありまして、これは樋口元裁判長の誤りでございますので、訂正をさせていただきます。

まず、新規制基準ですけれども、これは、これまでに明らかになった東京電力福島第一原子力発電所の教訓を踏まえ、IAEAや諸外国の規制基準も確認をしながら策定をしたものであります。プラントの安全対策について、その要求水準を高めたもので、いわゆる設備の安全対策に資したものであって、避難計画等は含まれてはおりません。

原子力規制委員会が守備範囲として見ているのはプラントの安全対策であって、避難計画の策定については、内閣府の原子力防災担当が自治体を支援しているところであります。

○嘉田由紀子君 ただいまのように、プラントの安全性、機能だけでなく、もちろんその安全基準、大事なんですけど、住民からしたら、あるいは地元の自治体を預かる立場からしたら、地震に対する問題だけではなくて、そこに人が暮らしている、そして生き物も環境もあるわけですから、いわゆる深層防護レベル、健康や命や、そして未来への環境汚染を起ささないということが一番大事でございます。

そういう意味で、これは内閣府にお伺いしたいんですけども、この深層防護レベル五で日本の今の避難体制含めて最も安全と、その備えがあると言えるでしょうか、お答えをお願いいたします。

○政府参考人（佐藤暁君） お答えいたします。

この大飯地域、今御指摘の地域でございますけれども、既に、各自治体の避難計画を含む緊急時対応が、

関係省庁や自治体などが出席する地域協議会で原子力災害対策指針などに照らして具体的かつ合理的なものであることを確認して、総理を議長とする原子力防災会議で報告、了承されているということがございます。

また、緊急時対応が策定された後においてもより実効性のある計画となるよう、大飯発電所及び高浜発電所を対象に、国が関係自治体と一緒に防災訓練を実施してきたところがあります。

いずれにいたしましても、原子力災害への備えに終わりや完璧はないことから、こうした地域防災計画や避難計画の継続的な充実強化に努めることでこうした確実な避難などができるように対応していきたいというふうに考えております。

○嘉田由紀子君 私、地元で避難訓練を具体的に指示をして、そして国ともやらせていただいた立場でもございますけれども、四つの点で隘路があると思っております。

一つは、情報共有です。SPEDデータは使わず、計測データによる避難指示をするということですが、これが本当に住民の人たちに徹底できるのか。

二つ目は、避難計画の交通上の実効性です。地震だけではなく、それこそ大雪だったりいろいろなことがあり得ます。特に、この高島市というところは山の中で、道路が一本しかありません。去年の台風の時でもその道路が一本切れて、それで一週間ほど孤立するということもございました。ですから、この避難計画の交通上の実効性。

それから、ヨウ素剤の配布と服用手順の不透明性。ここも、地元ではふだんから置いておいてほしいとい

う要望もあれば、いや、もう五キロ圏外だから、それは内閣府としては整備できないというような意見。

そして、四点目は、重大事故時の指揮系統の混乱です。原子力災害対策特別措置法では、国の対策本部が地元市町村に対して指示をすると。災害対策基本法では、国の指示ではなく、市町村の判断でということになっています。

この四点については、次回、お時間があるときに伺えたらと思っております。予告だけさせていただきます。今日は、それで、もう既に時間が全体の二十分迫っているのです。

県民の皆さんにいろいろなアンケートなどをいたしますと、例えば、二〇一二年の五月、大飯の三、四号機の問題があったときに、県政モニターアンケートをさせていただきました。八〇・六%が再稼働すべきではないと。そして、その大きな理由は、言わば自分たちの健康と安全とともに、琵琶湖のことを気にしております。と申しますのは、言うまでもなく、琵琶湖下流一千四百五十万人、京都、大阪、兵庫までですね、一千四百五十万人の命の水源地ですので、万一ここが汚されたら近畿全体に影響があるだろうということ、滋賀県民の皆さん、最も気にいただいております。

というところで、県が実はシミュレーションをいたしました、二〇一一年から二二年にかけて、また生態系への影響は一三年にかけて、まずは大気汚染のシミュレーション、そして水質汚濁のシミュレーション、それから生態系影響へのシミュレーション。これは、本来はこんなに近いんですから国でやっていただきたいんですけども、立地地元ではないのでできないというので、滋賀県の環境科学センターをお願いをして、独自の予算でシミュレーションをいたしました。

その中で特に私たちが一番気にしているのは、水質汚濁の水道水取水の影響でございます。最悪の事態、

福島並みの事態が起きますと、七日から十日間、水道水源として取り入れできない、百ベクレルを超えてしまふというようなデータが出ておりますけれども、こういうところで厚生労働省水道安全部の方としてはどういう見解をお持ちでしょうか、お願いいたします。

○政府参考人（浅沼一成君） お答えいたします。

このシミュレーションを前提といたしました場合、放射性ヨウ素の摂取制限に関する指標値を超過した水道水につきましては、例えば、風呂水や手洗いなどの生活用水として一時的に利用したとしても直ちに健康に影響が出ることを示すものではないことから、飲用水以外の水道水の利用は可能と考えております。

一方、飲用水につきましては、被災した水道事業者が他の水道事業者に応援を要請し、給水車等を用いた応急給水を実施するというスキームが公益社団法人日本水道協会において既に構築されていることから、厚生労働省といたしましても、地方公共団体や日本水道協会と緊密に連携を取り、適切に応急給水が実施されるよう対応することとなると思われまます。

なお、ふだんから、災害時なども想定しつつ、予備水源を含め複数の水源やルートからの給水を可能にしておくなど、地域の実情に応じまして災害等にも強い水道を目指していくことも重要であると認識しておりますのでございます。

以上です。

○嘉田由紀子君 ありがとうございます。

実は、もちろん給水車もあり、そしていろいろふだんから救援協定やっておりますけれども、近畿圏の一千四百五十万って大変な水源なんです。飲み水は一日二リットルから三リットル、これはボトルでとか、あるいは料理はということ、やはり、例えば、あの福島のとくに金町浄水場が、東京で放射性物質の検出がされて大変な混乱が起きました。あれは、直接水源が全体汚染されるのではなくてもあれだけの混乱でしたので、実はこの後、数值的に、例えば一千四百五十万人の水源が七日から十日間止まった場合に、具体的に飲料水をどういうふうに供給できるのか、少し宿題を出させていただけませんか、どうか、どこからどういふふうに供給するのか。数値は私もそれなりに持っているんですけども、今、日本中で出回っているボトル水を全部関西に集めても間に合わないというくらいの状態でございますので、そこは数値で押さえていただきたいと思います。

あわせて、実は、日本の水道行政はどんどん広域化して、そして地下水やあるいは井戸水などを放棄させるという方向にやってきました。ヨーロッパやアメリカでは、広域化ではなくて、地下水、井戸水をまずは重視して、そして表流水はできるだけ水道水源に使わないという方針をつくってきたんですけれども、そういう日本の、広域化して、そしてダム取水に頼るといふ、そのような水道行政の中で、本当にこの後、万一の事故が起きたときに、関西圏千四百五十万人の命の水源、供給できるのかということも、この後、研究をしていただけたらと思います。

もうお時間ですね。いろいろ申し上げましたけれども、これは飲み水、料理だけではなくて、近畿圏の経済、生活、全てに関わる大変重要な問題ですので、継続して研究いただけたらと思います。

以上です。

③《二〇二〇年二月二十六日》
資源エネルギーに関する調査会

○会長（宮沢洋一君） 原子力等エネルギー・資源に関する調査を議題といたします。

本日は、「資源エネルギーの安定供給」のうち、「エネルギーの安定供給」に関し、「我が国のエネルギーの安定供給」について三名の参考人から御意見をお伺いした後、質疑を行います。

御出席いただいております参考人は、秋田大学大学院国際資源学研究所教授荒戸裕之君、関西大学社会安全学部教授小澤守君及び認定NPO法人環境エネルギー政策研究所所長飯田哲也君でございます。【略】

○嘉田由紀子君 碧水の嘉田由紀子でございます。

お三方の皆様、ありがとうございます。

私が準備していた質問、既にもう皆さんが済んでいるので、十分しかありませんので、荒戸参考人には、まさに山添議員が質問なさったような、言わば脱炭素社会にどういう立場でいくのかということでお答えをいただきました。サイエンスとしてIPCCの、まあこの温度の、地球環境に問題があるんじゃないのかという御意見でした。それから、小澤参考人にも災害時のエネルギーの継続性というところで質問を準備していたんですが、ここも梅村議員が既に御質問なさっておられましたので、私はちょっと、十分しか時間がありませんので、この再生可能エネルギーをどういうふうに広めていくかということ、自治体の知事経

験者の言わば経験を踏まえて質問を飯田参考人に集中させていただきたいと思えます。

実は、二〇〇六年に私、滋賀県知事にならせたときに、自分は環境とかあるいは地域の問題いろいろやっていたんですけど、とても認識不足だったなというのは、エネルギー政策はほとんど自治体は関われなかったんですね。当時のエネルギー基本計画、六十五ページほどあるんですけど、自治体のことを書いているのはたった半ページでした。その自治体の役割は、環境部局に太陽光を増やさないということで、滋賀県三千人ほど職員いるんですけども、たった二人です、担当者は。それくらい言わばエネルギー政策に自治体に関わる余地がなかった。

そこで二〇一一年を迎えるわけですが、そのときに、私は改めて、今日、飯田参考人が、地域経済を見たときに、県の総生産の中で何割エネルギーが、そしてそれがどれだけ外へ出ているのか。滋賀県の場合には大体年間五兆円です。そのの一割、五千億円が石油とそれから電気で外へ出ている。これを定着させるため、つまり地域経済を元気にさせるためには、ある意味ではドイツ方式の問題が必要であろうと。自治体を経営する側からいきますと、エネルギーは三つの原則がある。コストが安い、それから安定供給、それと環境保全、環境適応ですね、そういうことを考えると、もう原発の時代ではないだろうと。

石油はもちろん石油としていろいろかなりの分お願いをしていたんですけども、ちょうど若狭の原発が、滋賀県、一番近いところ、十五キロです。もう福島の地元のようなどころなので、福島並みの事故が起きたらもう琵琶湖が大変なことになるということで、県民の皆さんと話し合いをしながら、新たな県としてのエネルギー方針を立てました。そのためには、先ほども言いましたように、県庁の中に専門家がいらないんです。そして、知事として若いやる気のある職員を、一週間一緒にドイツに行きまして、そして二〇一二年にかなり

現場を見てきて、で、作ってきたのが滋賀県のエネルギー基本計画ですけれども、そこでは、方針は、まず災害に強い、それから経済をきちんと回すことができる、地域経済、キロワットアワー・イズ・マネーなんだ。それから、人材育成というところで、二〇三〇年を目標に三割、再エネあるいは地産地消型のエネルギーに変えるということで方針を立て、今地道にやっております。

ただ、そこで課題が三つありますので、飯田参考人にお願いたいんですが、まず一つは、再生可能エネルギー、供給する体制の中で、先ほどの土地利用計画とかあるいは環境保全との対応、ここ意外と難しいんですね。そして、森林を伐採して太陽光、地元の反対もあります。それから、風力の場合にはバードストラッキングなどある。この土地利用計画との適合の問題。

それから二点目は、やはり農村が確かに経済豊かになる、エネルギーも農産物ですと。ただ、そのための具体的な地域での経済的なインセンティブを入れ込む仕組み。

それから三点目は、やはり人材です。本当に行政、県庁にも人材がなかなか育っていない、国だけがエネルギー政策をやってきたというところで、人材育成。

その三点について、ちょっと教えていただけたら有り難いです。

○参考人（飯田哲也君） まず、三点の御質問をいただいた中でまず共通する、最後の人材育成というか、その進展の中でちょっと御紹介したいのは、私、東京都とか福島県、それから横浜市とかいろんなところの自治体の政令指定都市、県庁レベルの、滋賀県にも何度か邪魔しましたけれども、アドバイザーをした中で、今現時点で一番参考になるのは長野県ではないかというふうに思います。

長野県、二〇一〇年に今の現行の阿部知事が就任されたときに私もアドバイザーで入って、そのときは滋賀県よりもっと少ないたった一人の温暖化対策係しかなくて、その後、現状は多分、環境エネルギー部になって、多分数十人の人がいらっやいますね。

地域経済がまさに文字どおりよく回る事例として当初私が提案して制度化されたのが、新しく住宅を建築若しくは改築、今日ちょっと省エネの話はできなかつたのであれなんです、するときに、その住宅に導入できる再エネ、太陽光とか太陽熱とかの選択肢を設計者とか工務店は必ず説明しなきゃいけないという説明義務。これ、実はドイツは導入義務なんです、日本は導入義務にはできないので一応説明義務にしたことと、それから、どれだけのエネルギーを使うかを計算して表示しなきゃいけないんです、光熱費が一年間この住宅だと幾ら掛かると。そうすると、ちょっと安い住宅でも光熱費がめちゃくちゃ高いのに対して、ちょっと高い住宅でも光熱費がほとんどただ同然だと、もう数年で元が取れるというのが分かる。

それで、実は長野は今、断熱住宅の工務店が一番多い。建設も一番多くて、その工務店さんがもつと規制を厳しくしてくれというふうに今言われていますし、先ほどデカップリングという、経済の成長とエネルギーを切り離すのが先進国の特徴で、日本はそれができていないんですが、長野は県レベルで統計を取ってちゃんとエネルギーを減らしながら経済が県レベルで進んでいるんです。その省エネ、住宅政策が非常に成功しているというふうに県の人も自慢をしています。

そういう意味で、政策をやって、それをフィードバックするという、まず県庁レベルの人材育成をちゃんとやられるのがまず一番良くて、もう一つの事例は、小水力発電って規制の塊なんですけれども、そうする

と、県庁に行くと、あそこに行け次にここ行けということ、事業者はなかなか進まない。長野県が取ったのは、その現場に関係部局の担当者全部集めてその場で規制の問題を解決させるという、縦割りを解決させるような政策もされていたというような形で、もちろん制度的に、政策的に全部縦割りを解消できるルールができたらいんですが、まずは、できない間はそういう関係部局を全部集めるということさせたかですね。

それは、今の人材、農村、御質問いただいた三点全部私が回答できるかどうか分かりませんが、多分、そういう形です。まずは政策担当者の人たちのレベルアップをすることによって解決できるんじゃないかというふうに思います。

土地利用は、本当にいろんな、日本とデンマークは一樣には比較できないけれども、今日、三十六ページで、先ほど御質問に答えさせていただいたように、まずは社会環境と自然環境を優先したゾーニングを、これもやはり県庁の、実際には土地利用計画の権限は市町村に下りていることが多いんですが、まず県庁レベルでそういう自然環境と社会環境を全部網掛けしたマップを作って、その残ったところで太陽光や風力つくるんだよということを、例えば滋賀県なり長野県なりでそういう先行例をつくっていただくことよって、逆に残ったところで優遇するのは、例えば地域の参加型のを優先してやりますよとか、何かそういうルールをやっぱローカルルールとして作ることが、日本の場合はあとはそれを横に広げていくことに役立つっていくんじゃないかというふうに思います。

ちょっと全てお答えできませんけれども。

○嘉田由紀子君 ありがとうございます。

時間が過ぎておりますので。お三方、どうもありがとうございました。

④ 《二〇二〇年五月二十日》

資源エネルギーに関する調査会

○嘉田由紀子君 碧水会の嘉田でございます。お時間をいただき、ありがとうございます。

まず、原子力規制庁さんにお伺いをしたいんですが、今の山添議員の続きですけれども、原子力発電のエネルギー政策、これ、コストの問題、そして安定的供給、それから環境というこの三つの部分から、私たちはやはり原子力は問題だろうと思っております。そして、一番問題なのは廃棄物処理の方向がないと、私よく言われるように、トイレのないマンションだと一般の方に説明をすると分かっていただけなんですけれども。

今回、核燃料サイクル政策の中の中核施設であります青森県の六ヶ所村の再処理施設、ここはもう皆さん御存じのように、二十三年前の一九九七年に完成する予定だったんですが、トラブル続きで二十四回も延期されております。ここが今回、新規制基準適合審査に合格したということですが、原子力規制庁さんにお伺いしたいんですが、今後の手続、スケジュール、どうなっているでしょうか。具体的な日程なども含めてお願いいたします。

○政府参考人（市村知也君） お答えいたします。

日本原燃株式会社再処理施設の新規制基準適合性に係る事業変更許可申請についてでございますが、これは今先生御指摘のように、審査を重ねてまいりまして、去る五月十三日に開催をいたしました原子力規制委員会におきまして審査書案というものを了承がされてございます。

翌日の五月十四日から三十日間の科学的、技術的意見の募集、いわゆるパブコメの募集をしているところでございます。また、あわせて、原子力委員会及び経済産業大臣の意見を聴くことを決定をしております。今後、その意見募集の結果、それから原子力委員会及び経済産業大臣からの意見を踏まえて、原子力規制委員会として改めて事業変更許可処分の判断を行うということになります。

この現在議論をしている事業変更許可というものは、この再処理施設の基本的な設計方針というものを審査をしているものでございまして、今後この再処理施設というものを稼働するためには、この事業変更許可に加えまして、施設や設備の具体的な設計を確認するための認可、あるいはその組織の体制や作業手順等を定めた保安規定の変更認可といった手続が必要になります。

これら、そのほかの認可も含めた具体的なスケジュールにつきましては、日本原燃からの申請の状況、それからその内容等にもよりますので、現時点でその具体的なスケジュールをお答えすることは難しいところでございますけれども、原子力規制委員会としては、事業者の申請がなされれば、その内容について厳正に審査をしてまいる所存でございます。

○嘉田由紀子君 ありがとうございます。

ちょっと時間がないので次の質問をスキップさせていただきますけど、今のように、原子力規制庁さんの方では、いつ具体的に再処理施設が動き出すか日程的にも見通しが立たないということですけども、経産省の資源エネルギー庁さんにお伺いしたいんですが、使用済核燃料の貯蔵実態、これ、現在、国内で貯蔵しております使用済核燃料一万八千トンですが、国内の貯蔵容量の七五％です。原発を動かしたら毎日この使用済核燃料たまっていくわけですけども、六ヶ所村の再処理施設が遅れた場合、どのような方策を考えていらっしゃるんでしょうか。

○政府参考人（覺道崇文君） お答え申し上げます。

全国の原子力発電所や再処理工場で現在保管をされております使用済燃料は、二〇一九年十二月末時点で約一万九千トン、管理容量二・四万トンの約八割に達してございます。早期に再処理工場を稼働し、使用済燃料の再処理を開始することが重要と認識してございます。

日本原燃においては、安全確保を大前提に、六ヶ所再処理工場の稼働に向けて、引き続き、原子力規制委員会の指導の下、しっかりと取り組んでいただきたいというふうに考えてございます。

また、使用済燃料は原子力発電に伴って確実に発生するものでございますので、その使用済燃料を安全に管理することは非常に重要な、核燃料サイクルの重要なプロセスでございます。

このため、政府としましては、二〇一五年に決定をしました使用済燃料対策に関するアクションプランで示した方針に基づきまして、地元の御理解を得ながら、乾式貯蔵の導入への重点的な支援を行う方針を示し

でございます。

さらに、事業者は、このアクションプランに基づきまして、乾式貯蔵の建設、活用も含む使用済燃料対策推進計画というのを策定をしまして取組を進めているものと承知をしております。実際に、既に使用済燃料の一部を乾式貯蔵に移管しております日本原電の東海第二発電所に加えまして、中部電力浜岡原子力発電所、四国電力伊方発電所、また九州電力玄海原子力発電所では、乾式貯蔵施設の安全審査を原子力規制委員会に申請中でございます。具体的な取組が進んでいるところでございます。

こうした取組を通じて、引き続き使用済燃料対策にしっかりと取り組んでまいりたいと考えてございます。

○嘉田由紀子 ありがとうございます。時間がないので、私は、もうこの核燃料サイクルは破綻している、経済的にも技術的にも、そもそも「もんじゅ」が動いていないわけですから、と知っているんですが、皆さんがそれをどう判断するか、これは政治的判断が必要だと思います。

先ほど来、私たちは、実は滋賀県はすぐ近くに若狭湾岸の十四基の原発がございます。ここに万一のことがあったら、命の水源、一千四百五十万人の琵琶湖が汚染されるということで、滋賀県としては、エネルギービジョンを作りまして、原発に依存しない新しいエネルギー社会の実現ということで計画を作り、実践をしております。

皆さんのところに図一から二、三と、カラーのをお出ししておりますけれども。原発を卒業しようとしても、じゃ、あなたたちどうするんだということ、自分たちから示そうということで、二〇一〇年に滋賀県の電力の三割近くが原発供給でした。これを二〇三〇年までに原発の部分を再生可能エネルギーとそ

れから地域の天然ガスコージェネなどで代わるようにという計画を作りまして、二〇一八年、既に、その図にありますように、再生可能エネルギー八・七%、天然ガスコージェネなど二二%ということで、計画どおりに進めております。これがまさに原発から卒業する道を地域から開いていくことだろうと思っております。

そのことについて、どうでしょうか、御感想というか御見解をエネルギー庁さんからいただけると有り難いんですが、ちょっと短めにお願いたします。

○政府参考人（覺道崇文君） お答え申し上げます。

ただいま委員から御紹介をいただきました、しがエネルギービジョンのような、地域において主体的に再生エネの導入を促進していくような取組は、再生エネの導入のための重要な方策の一つと考えてございます。

他方、資源に乏しい我が国におきましては、全国大で責任あるエネルギー政策を行っていくためには、単一の完璧なエネルギー源がない現状を踏まえまして、再生エネ、天然ガス、原子力などの多様なエネルギー源をバランスよく活用することが重要であると考えてございます。また、再生可能エネルギーの賦存量とエネルギー消費量の分布は必ずしも地域的に一致しないことから、地域単位だけでなく全国大でのエネルギー需給の効率化も重要な課題でございます。

このため、引き続き、政府としまして、地域の自主的な取組も応援しつつ、3EプラスSの実現に向けて取り組んでまいります。

○嘉田由紀子君 ありがとうございます。

あと一分ぐらいしかないので、最後に温暖化の問題ですけど、実は琵琶湖に既に温暖化の影響が現れているということで、四ページ。なかなか関西でこの琵琶湖の話題提供されないんですが、日経新聞にありましたので御紹介します。

琵琶湖は、深いところで実は冬に冷やされる。で、全層循環、上下、水が混じって、湖底の百四メートル、一番深いところですけども、酸素供給される。それが、温暖化によって供給されず、深呼吸ができない。深呼吸というのは私自身が名付けたんですけど、何か琵琶湖の身になると苦しいなあというので、科学的には全層循環というんですけれども、それを深呼吸、本当に深呼吸ができなくなっているという深刻な問題が温暖化の問題で出ております。

それに対して、これはもう地元として二〇三〇年CO2半減の計画を立てまして、それから今、次の三日月知事が二〇五〇年CO2ゼロということで、先ほど環境庁さんからも紹介いただきましたけれども、自治体として頑張っております。それを具体的にどういうライフスタイルなり、あるいは地域の仕組みに落とし込むかというのが地域循環共生圏でございます。

こういうことも、今日お越しの中井徳太郎さん、ありがとうございます、サポートいただきました、それぞれの地域から積み上げで、ボトムアップでやっていくということを国家全体としても見通していただいて、そして国と自治体が協力してやっていただけたら、まさにポストコロナ、私はニューディール政策、今、グリーンニューディールが必要だと思ってるんですけれども、ポストコロナの時代、生物と共生しながらというところで、地域地域からグリーンニューディールのようなこと、是非環境省さんの方でも、

今日、副大臣がお越しですけども、既に取り組んでいると思えますけれども、よろしくお願いいたします。以上です。ありがとうございました。

○嘉田由紀子君 碧水会の嘉田でございます。

先ほどは済みませんでした。ちょっと進行を中断をいたしました。申し訳ありません。

私は、今の時代、このエネルギー政策、中間報告ですけども、グリーンニューディール政策を今こそ取り上げ、そしてそこに投資をするタイミングだろうと思っております。

背景は二つです。

一つは、先ほど山添議員が紹介くださいました、山極京大総長の疾病と人間。実は、感染症は人間が起こしてきている。例えば今のコロナですけども、ここは、BC八〇〇〇年前に、牧畜が始まったときに人間世界にコロナが広がり、そして中世のペストは、都市化に合わせて都市、ネズミが増えて、そしてペストが増えるというようなことで広がっているわけです。結核もアフリカから森の開発等ということで、近年のエボラ出血熱なりHIVだけではなくて、人間世界のこのいろいろなウイルスは皆自然破壊から起きている。

これまで人類が撲滅できたウイルスは天然痘しかありません。ほかは何千年も付き合ってきたわけです。そういうところからすると、人間の感染症の歴史ですけども、今、この後、コロナからどうやって次を見ていくのかというときに、撲滅はできない、付き合っていかなざるを得ないというところで、先ほど環境省さ

んが言われた、温暖化を防ぐ、そして生物多様性を維持するという環境保全が大変大事になってくる。

もう一つは、エネルギーのこの問題ですけれども、ニューデール政策は、言うまでもなく一九三〇年の大恐慌の後アメリカのルーズベルト大統領が言わば公共事業で経済を再生しようとしたわけですけれども、今、この後、大変な影響だと思えます、一九三〇年の経済破壊、大恐慌並みの不況が襲ってくるだろうという予測もされております。

そういう中で、今こそ、ニューデール政策にグリーンを付けるグリーンニューデールということが大事ではないかと。先ほど斎藤議員がおっしゃっておられましたけれども、その新しい時代に対してグリーンニューデールは三つ柱があるだろうと。

一つは、再生可能エネルギーが大幅にコストダウンをし、そして、日本は資源がないといいますが、おてんとうさまはたくさんあります、太陽エネルギー。そして、風もうまく使えたら、そして地熱ということで、ここは、ないではないではなくて、あるものをうまく利用するというところで、コストダウンに合わせた再生可能エネルギー。

それから二つ目は、移動です。今、移動の分野で石油、ガソリン使っていますけれども、この移動の分野で電気自動車が増えてきています。電気自動車はここ十年で千倍にもなっております。ここに、増えているのと反比例して蓄電池のコストも下がっておりますので、移動分野での再生可能エネルギーが使えるだろう。

それから三点目は、私たち、シェアリングエコノミーと、共有経済と言っておりますけれども、例えば太陽光発電と風力発電をつないでベースロード電源にする、それもICTとかAIとかそういうものを活用す

ることによって、今までできなかった技術、つなぐ技術ができてくる、共有する技術ができてくるということと、このシェアリングエコノミー。

ですから、グリーンニューデールの再生可能エネルギー、それから移動の分野、シェアリングエコノミー、この辺に投資をすることで、感染症とも付き合いながら、かつ経済も再生できるという形での政策提言を是非この調査会からもしていただけたらと思います。

時間が来ましたので、これで終わらせていただきます。ありがとうございました。

【二巡目の質疑】

○嘉田由紀子君 碧水会の嘉田でございます。

先ほどは済みませんでした。ちょっと進行を中断をしてしまいました。申し訳ありません。

私は、今この時代、このエネルギー政策、中間報告ですけれども、グリーンニューデール政策を今こそ取り上げ、そしてそこに投資をするタイミングだろうと思っております。

背景は二つです。

一つは、先ほど山添議員が紹介くださいました、山極京大総長の疾病と人間。実は、感染症は人間が起こしてきている。例えば今のコロナですけれども、ここは、BC八〇〇年前に、牧畜が始まったときに人間世界にコロナが広がり、そして中世のペストは、都市化に合わせて都市、ネズミが増えて、そしてペストが増えるというようなことで広がっているわけです。結核もアフリカから森の開発等ということで、

近年のエボラ出血熱なりHIVだけではなくて、人間世界のこのいろいろなウイルスは皆自然破壊からきていると。

これまで人類が撲滅できたウイルスは天然痘しかありません。ほかは何千年も付き合ってきたわけです。そういうところからすると、人間の感染症の歴史ですけれども、今、この後、コロナからどうやって次を見ていくのかというときに、撲滅はできない、付き合っていかなざるを得ないというところで、先ほど環境省さんが言われた、温暖化を防ぐ、そして生物多様性を維持するという環境保全が大変大事になってくる。

もう一つは、エネルギーのこの問題ですけれども、ニューデール政策は、言うまでもなく一九三〇年の大恐慌の後アメリカのルーズベルト大統領が言わば公共事業で経済を再生しようとしたわけですけれども、今、この後、大変な影響だと思えます、一九三〇年の経済破壊、大恐慌並みの不況が襲ってくるだろうという予測もされております。

そういう中で、今こそ、ニューデール政策にグリーンを付けるグリーンニューデールということが大事ではないかと。先ほど斎藤議員がおっしゃっておられましたけれども、その新しい時代に対してグリーンニューデールは三つ柱があるだろうと。

一つは、再生可能エネルギーが大幅にコストダウンをし、そして、日本は資源がないといえますけれども、おてんとさまはたくさんあります、太陽エネルギー。そして、風もうまく使えたら、そして地熱ということとで、ここは、ないないではなくて、あるものをうまく利用することと、コストダウンに合わせた再生可能エネルギー。

それから二つ目は、移動です。今、移動の分野で石油、ガソリン使っていますけれども、この移動の分野で電気自動車が増えてきています。電気自動車はここ十年で千倍にもなっております。ここに、増えているのと反比例して蓄電池のコストも下がっておりますので、移動分野での再生可能エネルギーが使えるだろう。

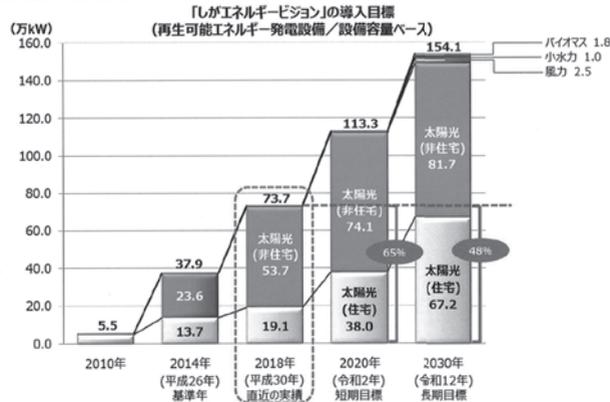
それから三点目は、私たち、シェアリングエコノミーと、共有経済と言っておりますけれども、例えば太陽光発電と風力発電をつないでベースロード電源にする、それもICTとかAIとかそういうものを活用することによって、今までできなかった技術、つなぐ技術ができてくる、共有する技術ができてくるということと、ここで、このシェアリングエコノミー。

ですから、グリーンニューデールの再生可能エネルギー、それから移動の分野、シェアリングエコノミー、この辺に投資をすることで、感染症とも付き合いながら、かつ経済も再生できるという形での政策提言を是非この調査会からもしていただけたらと思います。

時間が来ましたので、これで終わらせていただきます。ありがとうございました。

ビジョン「導入目標(長期・短期)」の達成状況

- 県内の再生可能エネルギー発電設備の累積導入量(平成31年3月末)は約73.7万kW
- 『しがエネルギービジョン』に掲げる2030年の長期目標(154万kW)の約48%、2020年の短期目標(113万kW)の約65%の水準に達している。



出典 滋賀県庁作成資料(滋賀県庁 HP: <https://www.pref.shiga.lg.jp/file/attachment/5177308.pdf>)
令和2年5月20日 参議院資源エネルギーに関する調査会 碧水会 嘉田由紀子

『しがエネルギービジョン』のポイント

～脱炭素に依存しない新しいエネルギー社会の実現に向けて～

○エネルギー生産を新たな状況に適合的に対応し、脱炭素社会の実現に向けた長期・総合的かつ体系的なエネルギー政策を推進するための指針を策定し、『しが基本構想』の基本理念に基づき、脱炭素社会の実現に向けたエネルギーの分野から実現していく。

○県民や事業者等が自主的、積極的に取り組むための指針として、滋賀県再生可能エネルギー振興戦略の改訂版

II. 長期ビジョン編

1. エネルギーを取り巻く社会情勢の変化(時代の潮流)

2. 我が国におけるエネルギーの現状

3. 本県におけるエネルギーの現状

4. 進捗の進み

5. 基本理念と目指す姿

6. 基本方針・基本目標(2030年)

III. 重点政策編

1. 重点プロジェクト

2. 中長期的な課題検討

3. 計画期間の目標(2020年)

4. ロードマップ

IV. 推進にあたって

○「脱炭素に依存しない新しいエネルギー社会」の実現に向けて、ビジョンに基づき、脱炭素社会の実現に向けた長期・総合的かつ体系的なエネルギー政策を推進し、脱炭素社会の実現に向けたエネルギーの分野から実現していく。

出典 滋賀県庁作成資料(滋賀県庁 HP: <https://www.pref.shiga.lg.jp/file/attachment/73879.pdf>)
令和2年5月20日 参議院資源エネルギーに関する調査会 碧水会 嘉田由紀子

琵琶湖 今年も「深呼吸」せず



水の循環滞り、低酸素状態続く

琵琶湖の水が「深呼吸」せず、低酸素状態が続いている。琵琶湖の水は、琵琶湖の水深が深いため、水の循環が滞り、低酸素状態が続いている。琵琶湖の水は、琵琶湖の水深が深いため、水の循環が滞り、低酸素状態が続いている。

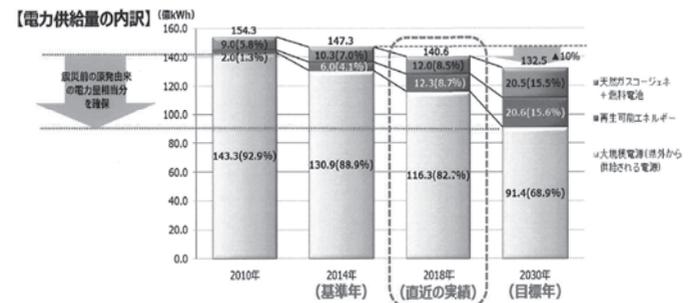
水中生物の生存に影響も

琵琶湖の水が「深呼吸」せず、低酸素状態が続いている。琵琶湖の水は、琵琶湖の水深が深いため、水の循環が滞り、低酸素状態が続いている。琵琶湖の水は、琵琶湖の水深が深いため、水の循環が滞り、低酸素状態が続いている。

出典 2020年5月13日 日本経済新聞 夕刊 11面
令和2年5月20日 参議院資源エネルギーに関する調査会 碧水会 嘉田由紀子

『しがエネルギービジョン』進捗状況(電力供給量の内訳)

項目	2010年		2014年		2018年		2030年		伸び率(2010年→2018年)
	供給量	構成比	供給量	構成比	供給量	構成比	供給量	構成比	
電力供給量	154.3 億kWh	100.0 %	147.3 億kWh	100.0 %	140.6 億kWh	100.0 %	132.5 億kWh	100.0 %	0.91 倍
大規模電源(県外から供給される電源)	143.3 億kWh	92.9 %	130.9 億kWh	88.9 %	116.3 億kWh	82.7 %	91.4 億kWh	68.9 %	0.81 倍
分散型電源(県内で供給される電源)	11.0 億kWh	7.1 %	16.4 億kWh	11.1 %	24.3 億kWh	17.3 %	41.2 億kWh	31.1 %	2.21 倍
再生可能エネルギー	2.0 億kWh	1.3 %	6.0 億kWh	4.1 %	12.3 億kWh	8.7 %	20.6 億kWh	15.6 %	6.29 倍
再生可能エネルギー(再生)	0.6 億kWh	0.4 %	4.7 億kWh	3.2 %	10.9 億kWh	7.8 %	19.3 億kWh	14.6 %	17.98 倍
近隣水力発電	1.3 億kWh	0.9 %	1.3 億kWh	0.9 %	1.3 億kWh	1.0 %	1.3 億kWh	1.0 %	1.00 倍
天然ガスコージェネレーション	0.7 億kWh	0.5 %	4.7 億kWh	3.2 %	11.0 億kWh	7.8 %	19.3 億kWh	14.6 %	17.98 倍
燃料電池	9.0 億kWh	5.8 %	10.3 億kWh	7.0 %	12.0 億kWh	8.5 %	20.5 億kWh	15.5 %	1.33 倍



出典 滋賀県庁作成資料(滋賀県庁 HP: <https://www.pref.shiga.lg.jp/file/attachment/517301.pdf>)
令和2年5月20日 参議院資源エネルギーに関する調査会 碧水会 嘉田由紀子



⑤ 《二〇二〇年五月二十七日》

資源エネルギーに関する調査会

○嘉田由紀子君 碧水会の嘉田でございます。少数会派にも時間をお分けいただきまして、ありがとうございます。

まず、岩井議員にお礼を申し上げたいんですけども、先回、私が大飯原発の樋口裁判長のこの地震に対する耐震の数値を比較させていただきました。そのときに、一般の建物と原子力発電所では比較にならないんだと、比較する対象が異なるということを更田委員長がお答えいただいたんですけど、今日、岩井議員が見事な図にさせていただいたので、これの方が分かりやすいと思います。私も、地震の中身について、その分野の専門家ではありませんので、この図は大変分かりやすい。

それから、もう一点。ゼロリスクはないんだと、確率的なリスクアセスメント、NRCが言っている、これも私は大変大事な視点だと思っております。私自身も科学者の端くれですので、このゼロリスクはないと、確率的なリスクアセスメント、そういう立場で、実はこの原発問題にも地元の知事として立ち向かってまいりました。

ということ、今日またこの議論を、今日、更田委員長いてくださいますので、一般の皆さんに。では、原発の施設というのは全てしっかりと岩盤の上に建っているのか。大飯の三、四号機のとくに議論したんですけども、昭和四十年代に大飯原発を造ったときに、果たしてここまできちんと規制があったのか。

これは質問通告していませんので今日お答えいただかなくて結構ですけど、私が当時、昭和四十年代の大飯の原発立地の調査を遡ってやったときにこの岩盤規制のことはほとんど出てこなかったもので、当時も申し上げたけれども、農業が、米が余ってきて、そして大飯町としてはどういうふうな産業を、生業を成り立たせるかというときに原発誘致しようと、隠れ田というところに原発を誘致しようというようなことを地元でも伺っておりますので、果たして大飯原発が昭和四十年代、そこまで、岩盤までしっかり届くような建物になっているのか。これはまた後ほど教えていただけたら結構です。今日は通達をしておりますので。今日通達しておりますのは、まさに岩井議員がおっしゃっておられたPRAですね、ゼロリスクはないんだということ、そして今日のこの資料の中で、安全目標の考え方、守るべき対象は何かと。もちろん機器そのものが安全に建築されなければいけない、それは当然なんですけれども。私は、あの三・一一の事故の後、当時、滋賀県知事現職でありまして、プラントの安全性の議論がたくさんなされるんですけど、じゃ、それが万一、放射性物質が大気に出て、それが地域に、水に、生き物に到達したときに、私たちの人命や健康や環境や社会活動、どうなるのかと。これをきちんと把握するのが言わば知事の、地元の責任者だろうということ、アセスメントをさせていただきました。

今日、資料をまず出させていただいておりますけれども、一として、これはシミュレーションの元々の精緻なところを書かせていただいていないんですけれども、また、出典を嘉田事務所にて作成とありますけど、これ、滋賀県で行ったシミュレーションの結果をこちらに持ってきたものです。ですから、滋賀県資料を基に嘉田事務所で作成ということですけど。

まずは、二〇一一年の福島事故の後、万一、若狭湾岸で福島並みの事故が起きたらどうなるのかということ、当時はUPZ三十キロとコンパスで引いて決められていたんですけど、大気や流れ方というのは、風の方向やあるいは地形によっても変わります。そういうふうな形で、風やあるいは地形の条件を加味した形で福島並みの事故が起きたときに、滋賀県にあるいは琵琶湖にどういう影響があるかということ、シミュレーションいたしました。

これは本来、国にやってほしいということ、SPEEDIのデータがありますので国の方にお願いしたんですけども、立地地元は福井県です。滋賀は、たった十数キロなんですけれども、地元ではないのでこういうデータは出せないと言われたので、滋賀県が環境科学研究所センターという研究所を持っておりまして、そこを中心にしなごら、県独自で放射性物質の拡散予測シミュレーションをさせていただきました。その結果、三十キロという単なる地理的な距離ではなく、例えば敦賀からは四十三キロ、美浜から四十二キロ、大飯から三十二キロという範囲のところが避難をしなければいけないという基準の対象になってまいりました。

それで、今日まず最初の質問ですけれども、避難体制をどう取るかということで、二〇一一年から内閣府さん、皆さんと一緒に滋賀県もやってきたんですけど、まず、万一のときのゼロリスクではないそのときに、守るべき人の命やあるいは暮らし、どうするかということで、避難訓練もやってまいりましたけれども、四点、かなり技術的なことなんですけれども、内閣府さんの方に伺いたいと思います。

まず一点目は、情報共有です。いざ事故が起きたときに、SPEEDIデータは使わず、計測データによる避難指示をするということですが、これが本当に住民の人たちに徹底できるかという点。

二点目は、避難計画の交通上の実効性でございます。地震だけではなく、それこそ大雪だったり、いろいろございます。特に、一番近いところ、高島市というところは山の中で、奥の方は道路が一本しかありません。

ん。去年の実は台風のとんでもその道路が一本切れて、それで一週間ほど孤立するというのもございました。ですから、この避難計画の交通上の実効性を内閣府さんの方にお伺いしたいと。

それから三点目は、ヨウ素剤の配布でございます。先ほど来、放射性ヨウ素の話出ていますけれども、配布と服用手順がどうなっているか。地元では、ふだんから置いておいてほしいと、自分の家に置いて、そして、特に子供さんの場合にはそこで服用できるようにしたいという住民の方もおられれば、いや、それはよく分からないから、お医者さんや薬剤師さんに聞いてからということ、市役所でキープしてほしいと、いろいろな意見がございますけれども、ここについてはどういう方針をお持ちか。

そして四点目ですけれども、重大事故のときの指揮系統の問題です。原子力災害対策特別措置法では、国の対策本部が地元市町村に対して指示をするということになっております。福島原発事故のときには菅総理大臣が直接指示をしておられました。一方、災害対策基本法では、国の指示ではなく市町村の指示、判断ということになっております。この点について、どうこの指揮系統の混乱を防ぐのかと。

この四点について伺えたらと思います。よろしく願います。

○大臣政務官（加藤鮎子君） 今御質問いただきました四点についてお答えをさせていただきます。

原子力規制委員会では、福島第一原子力発電所事故等の教訓等から、放射性物質の放出時期や放出量を事故発生時に予測することはできないため、SPEEDIのような拡散計算による予測結果には信頼性がないとしております。

そのため、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針におきましては、放射性物質の放出前には、原発からおおむね五キロメートル圏内では予防的に避難をすること、おおむね五キロから三十キロ圏内では放出に備えて屋内退避をすること、そして、放出後には、モニタリングの実測値に基づき、基準値を超えるような区域については一時移転等を行うことが最も合理的な防護策としております。

こうした防護策を確実に実施するためには、住民の方々の理解と協力が必要不可欠であります。実際につ放射性物質が放出するかわからない中でいたずらに屋外へ出て避難を開始してしまうと、例えば渋滞により身動きが取れなくなり、かえって被曝するおそれがあります。また、無理に避難することで健康リスクが高まるおそれもございます。

このため、引き続き、関係自治体と一体となって、説明会の開催等の普及啓発や地域の防災計画に基づく訓練を行い、屋内退避の考え方や適切な避難の方法等の定着を図ってまいります。

二点目の御質問ですが、交通上の実効性についてでございます。

滋賀県の高島市の朽木地区では、大飯原発、大飯発電所からおおむね五キロから三十キロ圏内、いわゆるUPZの区域の中に位置しております。大飯原発で事故が発生し、放射性物質が放出する前の全面緊急事態となった場合は、まず屋内退避を行うとしております。その後、放射性物質が放出され、モニタリングの実施値が基準値を超えたため住民避難等の指示が出た場合には、一時移転等を実施することといたしております。議員の御指摘のとおり、交通上の実効性が心配される例えば朽木地区は山間地でありまして、自然災害の発生等によって孤立するおそれがある地域ではあります。

そのため、二〇一七年に取りまとめました地域全体の避難計画も含む大飯地域の緊急時対応においても、当該地区において孤立した場合にはどの避難経路を重点的に復旧するのか、どのヘリポートを使って空路避

難をするのかといった、孤立した場合の対応をあらかじめ決めております。また、二〇一八年八月に実施した原子力総合防災訓練におきましても、当該地区が孤立する想定でヘリコプターによる空路避難の訓練などを実施し、計画の実効性の確認を行ったところであります。

原子力防災、原子力災害への備えに終わりや完璧はないということから、引き続き、関係自治体と一体となって更なる改善を継続的に取り組んでまいります。

また、三点目の御質問であります。

安定ヨウ素剤についてであります。

原子力規制委員会の定める原子力災害対策指針では、原発からおおむね五キロ圏内においては安定ヨウ素剤の事前配布を行うことと、そういうふうにしておりますけれども、必ずしもこの地域に限定するものではありません。例えば、原発からおおむね五キロから三十キロ圏内、UPZ内においても、緊急配布の受取の負担を考慮した場合に、事前配布によって一時移転等が一層円滑になることが想定される地域では、住民に対する事前配布は可能でございます。これについては、今年二月、関係道府県に改めて周知をさせていただいたところであります。

今後、国としても、今申し上げたような地域におきましては、当該自治体が事前配布を必要とする判断する場合には必要な支援をしてまいる所存でございます。

最後、四点目でございますけれども、原子力災害対策本部や非常災害対策本部の連携についてでございます。複合災害時は、原子力災害の担当部局と自然災害の担当部局が連携をし、役割分担を行い対応することが政府の防災基本計画に位置付けられているところであります。

例えば、情報共有や意思決定の一元化を図るため、原子力災害対策本部と非常災害対策本部との合同会議を開催することとなっております。また、原子力災害対策本部事務局の実動対処を担当する要員は非常災害対策本部事務局の要員と併任となり、非常災害対策本部事務局内において関係省庁との連絡調整を一体的に行うなど、合同でオペレーションを行うこととなります。さらに、現地におきましては、双方の現地対策本部の情報共有や連携を円滑に行うために相互に情報連絡要員を派遣をいたします。このように、中央だけでなく、現地レベルでも両本部での連携を図りながら地方自治体への指示等を行うこととしてございます。

今後とも、訓練等を通じて、こうした対応の運用改善を行い、自然災害の担当部局との連携を強化してまいりますと思っております。

以上です。

○嘉田由紀子君 政務官、御丁寧ありがとうございます。

実は、三・一一以前は原発事故はないものと思われていたので、避難訓練どころか情報さえ滋賀県には来なかったんです。そういう意味で、ゼロリスクを前提にしていたということで、福島では周辺の人たちもそれで大変被害が拡大したということがございますので、私どもは常に備えるということが大事だと思います。それから、もう一点は、事前にやっていないことは、いざ事故が起きたときにできません。事前に十やっけていても、いざ事故が起きたときに五とか四とか三、それはもう皆さん行政の現場で御経験済みだと思いますけれども、ここは、私、同じ立場でおられた高橋知事、北海道で、本当に知事というのは全部のところを目配りしなきゃいけないので、もう念には念を入れて避難体制というのはふだんから検討しと。そして、地

元の住民の皆さんと訓練をしていくということが大事だと思います。この間、ヘリコプターで朽木から避難をしていただいた。あれ、地元の人もとても喜んでいました。あそこまでちゃんと避難体制をつくってくれ、それをこれからも是非お願いしたいと思います。

それから、二点目ですけれども、原子力災害時の飲料水の確保でございます。

これについては、今日、資料をお出ししておりますけれども、二、三、四と出しておりますが、まず二のところで、このシミュレーションをしたときに、福島並みの事故が起きたときに琵琶湖水質への影響予測、これはシミュレーションですから、パラメーターが変わると変わります。こういうふうになるおそれがあるというまさに確率、プロバビリティでございます。そして、これで見えていただきますと、放射性ヨウ素の変化、セシウムの変化、特に放射性ヨウ素が百から百五十に高まっているのが七日から十日ぐらいでございます。

実は、琵琶湖は、四ページ目に図を出しておりますけれども、琵琶湖水が配られている地域は、大阪の最南端、岬町まで。それから、神戸には、神戸市の北区、有馬温泉の蛇口をひねっても、まあそのときによって違うんですけど、二割から三割は琵琶湖の水です。そして、京都から滋賀県内、一千四百五十万人に日常的に水道水源、原水を供給しております。

私自身は四十年近く琵琶湖の水を研究してきて、何としてもこの赤潮問題から、生態系破壊から、そして水質をキープしたいと、皆さんで、滋賀挙げて研究をしてきて、実践もしてきたんですけど、この原発事故が起きるとあつという間にこの水源が汚染されてしまうということで、滋賀県の方、皆心配しております。

そして、次のページにありますように、水道水の管理目標値がありますが、特にセシウムは、水道の処理水、処理場でそれなりに取れるんです。八割とか九割、セシウムは吸着するんです。問題は放射性ヨウ素で

す。ヨウ素は、水溶性でなかなか吸着できないんです、処理場で。ということ、実は、思い出していたんだけど、例のあの二〇一一年の三月に放射性ヨウ素が東京都の金町浄水場から出たということ、かなりパニックになりました。あれもほんの一部です。それでもパニックになるくらいですから、かなり、万一、琵琶湖が汚染されたら大変だということ。

水量を計算をしましたら、今、一千四百五十万人、プラス通勤通学で使っている人を入れると千七百万人。で、一日二リットル使うとして三千四百万リットル。あるいは、住民の人はうがいとか歯磨きなどでも使う。そうすると、これを五リットルと想定すると七千五百万リットル。両方で一億九百万リットルが一日に必要です。これは、今、日本中で供給されているボトル水が一年間で三百万キロリットルなんですけれども、計算をすると、単純に一年分のボトル水を全て集めても三十日弱しか供給できないということ、ここは厚労省さんに、あらかじめの備えとしてどういうふうな形で近畿圏における災害向けの飲料水が備蓄されているか、そして、万一その備蓄水が不足したときのサプライチェーンはどうなっているかということ、消防庁さんと厚労省さん、ちょっと時間がないんですが、まず前半消防庁さんに、後半厚労省さんをお願いをします。

○会長（宮沢洋一君） 時間が来ておりますので、極めて短くお願いします。

○政府参考人（小宮大一郎君） 消防庁が行っております調査で、昨年四月一日現在の滋賀、京都、大阪、兵庫の二府二県の府県及び市町村合計で、合わせて四百六十六万リットルとなっております。

○政府参考人（浅沼一成君） お答えいたします。

御指摘の水供給の課題につきましては、公益社団法人日本水道協会の平成二十九年度水道統計によりますと、周辺地域の水道事業者における地下水の取水実績は一日当たり十一億八千万リットルでございます。飲用水等のみの水量としては十分であるというふう認識しております。

また、飲用水の供給方法につきましては、各水道事業者が日本水道協会等の関係団体と連携し、給水車等により実施することとなりますが、具体的な給水方法につきましては、浄水場等から給水拠点までの距離や各箇所での必要水量の把握が必要となるため、避難計画が作成された段階で各水道事業者が具体的な検討を進めていくことになるかと承知しております。

○嘉田由紀子君 ありがとうございます。

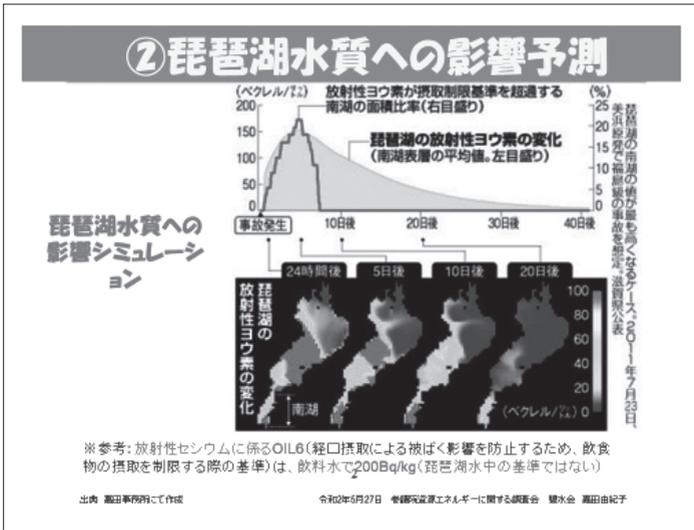
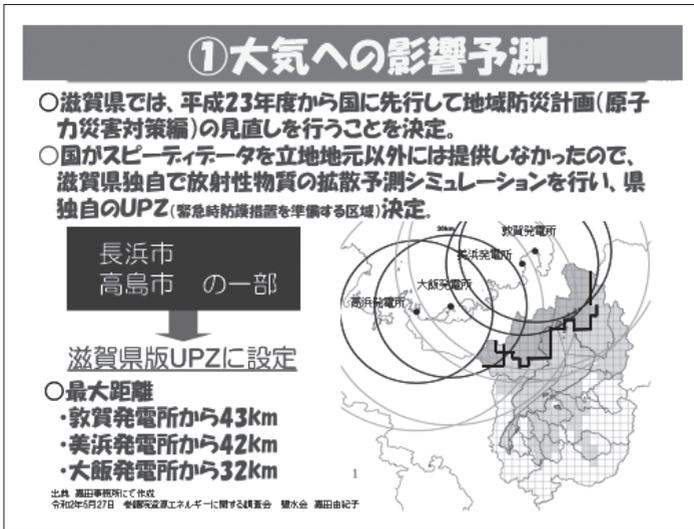
ボトル水のストックが四百六十六万という、一日で三千四百万ですから……

○会長（宮沢洋一君） 嘉田由紀子君に申し上げます。時間が来ておりますので。

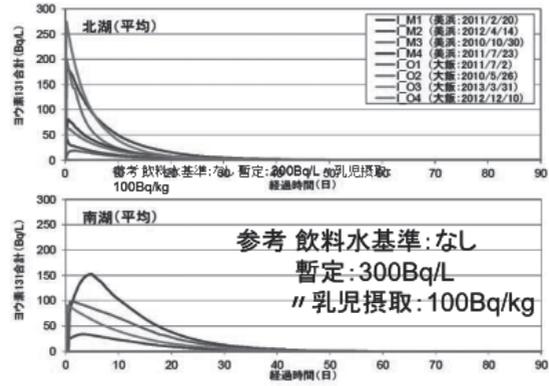
○嘉田由紀子君 一割供給できないということで、またこの続きは是非具体的な計画にしていたらと思います。

済みません、時間が過ぎてしまいました。

以上で終わります。ありがとうございました。

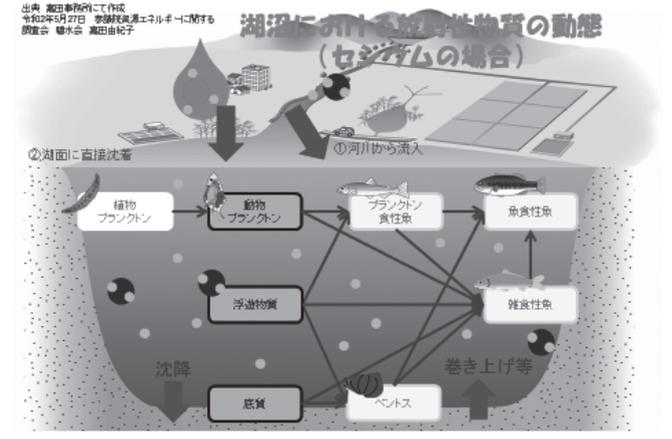


¹³¹I 北湖・南湖(表層(水深0-5m)の平均値)



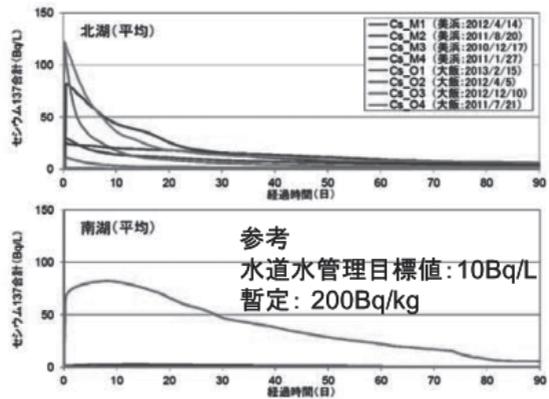
出典 「大飯から公費でつくす水」HP掲載資料(中村隆子、元福水質調査所研究員、京都大学非正規職員)より
令和2年5月27日 参議院環境エネルギーに関する調査会 懇談会 高田由紀子

③琵琶湖生態系への影響予測



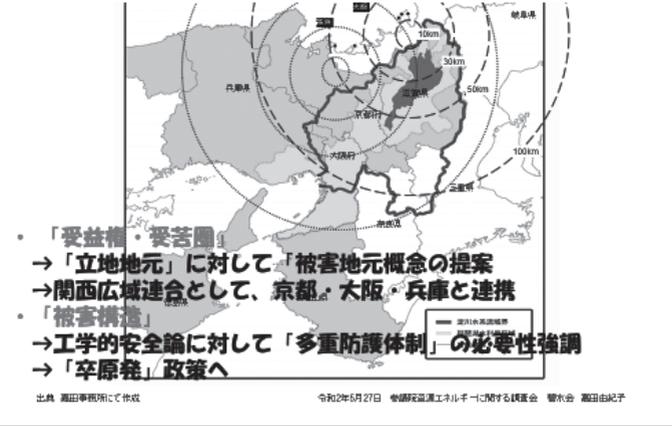
出典 湖沼事務所にて作成
令和2年5月27日 参議院環境エネルギーに関する調査会 懇談会 高田由紀子

¹³⁷Cs 北湖・南湖(表層(水深0-5m)の平均値)



出典 「大飯から公費でつくす水」HP掲載資料(中村隆子、元福水質調査所研究員、京都大学非正規職員)より
令和2年5月27日 参議院環境エネルギーに関する調査会 懇談会 高田由紀子

④1450万人が飲用する琵琶湖水利用区域と若狭湾岸の原子力発電所の立地リスク



Memo

Memo

嘉田由紀子(かた ゆきこ)

- 1950年 埼玉県本庄市生まれ。京都大学大学院・ウイスコンシン大学大学院修了。農学博士。
- 1981年 滋賀県入庁、琵琶湖研究所研究員、琵琶湖博物館総括学芸員。1971年以来40年以上にわたり琵琶湖周辺地域やアフリカ、アメリカ、ヨーロッパ、中国の川や湖でのフィールドワークにより、人びとの暮らしと水とのつながりを学び琵琶湖博物館づくりや水環境政策などに反映。
- 2000年4月 京都精華大学人文学部環境社会学科教授。
- 2006年7月 新幹線栗東新駅や滋賀県内6つのダム、廃棄物処分場など高コスト公共事業の凍結・中止を含む「もったいない」マニフェストを掲げて知事当選。県職員の力を結集して公共事業の見直し政策を約束通り実現。
- 2010年7月 「もったいないプラス」を掲げて県政史上最高得票で再選。3.11大震災以降は“卒原発”政策を掲げ、原子力政策に「被害地元」としての意見を提示。子育て、女性参画、琵琶湖環境保全政策などにも新機軸を提示して、二期8年をもって知事を引退。
- 2014年5月 地域政策グループ「チームしが」結成。
- 2014年10月 「びわこ成蹊スポーツ大学」学長就任。
- 2019年7月 参議院議員当選。

編著書に

『命をつなぐ政治を求めて』（2019年、風媒社）、『滋賀県発！持続可能社会への挑戦：科学と政策をつなぐ』（2018年、昭和堂）、『いのちにこだわる政治をしよう！』（2013年、風媒社）、『知事は何ができるのか―「日本病」の治療は地域から―』（2012年、風媒社）、『生活環境主義でいこう！―琵琶湖に恋した知事』（2008年、岩波ジュニア文庫）、『水をめぐると自然―日本と世界の現場から―』（2003年、有斐閣）、『環境社会学』（2002年、岩波書店）、『水辺ぐらしの環境学―琵琶湖と世界の湖から―』（2001年、昭和堂）、『水辺遊びの生態学―琵琶湖地域の三世代の語りから―』（2000年、農山漁村文化協会）、など50冊以上あり。

参議院議員・嘉田由紀子 国会報告（その二）

二〇二〇年七月一日 初版発行

著者 ■ 嘉田由紀子

発行者 ■ かた由紀子と進む会（代表 小松明美）

発行所 ■ 嘉田由紀子事務所 参議院議員会館
〒100-8962

東京都千代田区永田町2-1-1
参議院会館815号室

秘書 安部秀行、五月女彩子

電話 03-6550-0815

fax 03-6551-0815

■ 滋賀事務所

〒520-0044 大津市京町3丁目3-8

秘書 野田武宏、高野裕子

電話 077-509-0603

fax 077-509-0603

Email: kadayukiko@gmail.com

FB: <https://www.facebook.com/yukikokada5>

yukikokada5

制作

■ 工房森のしずく

滋賀県草津市矢橋町一四七五